

露國の強大なるを恐れ、加之先に露國の力を藉て匈牙利の叛徒を討平したるを以て、露を徳とするの念頗る強かるべく、之に反抗するの念よりは、寧ろ之に服するの念極めて多かりしなり。されば若し露西亞にして、埃地利の不利を計るなくんば、埃地利は何を喜んで露國に敵抗することをなさんや。露國にして南下してダニユール河を渡ることなくんば、埃地利は好んで露國と同盟すべかりしなり。而るに露國は一方に於て普國を慰撫するの道を知らず、他方に於て埃地利を懐くるの法を知らず。殆んど無謀無知の有様を以て其暴力を擅にしたるを以て、互に吳越の思をなせる普埃兩國すら相結んで同盟攻守の條約を締結し、緩急事あらば直ちに露國に向ふべしと約し、幾もなくして埃地利は又土耳其と同盟の約を結びたりしかば、露國は腹背敵を受くるに至れり。是れを露帝第二の失策となす。露帝尙ほ思へらく、露國は一國にして能く歐洲全國に敵すべし。先に那破翁第一世歐羅巴の兵を盡し來つて露國に向ふも、露國の一撃に遭ふて一敗地に塗れたり。那破翁第一世にして既に然り。餘は即ち知るべきのみと。帝は又思へらく、一國を敵として勝つ、勝は即ち勝なりと雖も、其名譽や甚だ小なり。寧ろ數國を集めて一舉に

之を撃破するの大名譽なるに如かず。且一國を破るも、滅味だ全歐に普及する能はず。歐洲全國を破つて威を全歐に示すに如かずと。帝は自ら已れを知らずして又敵を知らず。退て守るの勢と、進んで他を撃つるの勢とを較ぶることなされず、之を露帝第三の失策となす。千八百五十四年一月三日、英佛兩國の地中海艦隊は既に黒海に侵入したりと雖も、暴風怒濤の阻礙する所となり、退てボスフォルスに歸り、天候の常に復するを待ちしが、四月上旬に至り再び出て、黒海に入り、先づオデッサに向ひて、同港の家屋を燒き、露國の商船を掠奪し、露國海軍大將ナホモフ率ゆる所の露國艦隊と戦ひたり。英佛兩國の陸軍は其集中點をガリポリ(Gallipoli)に定め、ガリポリはダルダネル海峽の歐洲の岸に在り。佛軍はアルノウ(Arnaud)之を率ひ、英軍はラケラン(Baglan)之を率ひしも、未だ戰畧を確定せず。初め露軍の未だダニユール河畔を占領せざるに當り、先づ此地を押し、露兵の南侵を拒くべしとの方略なりしも、露軍の爲めに先んぢられ、加ふるに埃兵國境に出て、之を備ふるを以て、一先づ方針を變して兵をガリポリより黒海沿岸の地ヴァルナ(Varna)に進め、其地に於て戰闘の方略を定めんとす。

し、既に來つてガブナに轉ずと雖も軍略未だ定まらざるの故に以て、遂に七月八日の  
兩月を此地に費し而して後漸くセバストポリス(Sebastopol)を襲撃するに決した  
り。セバストポリスは黒海内戦在るクリミア半島の最南に位する露國の城塞に  
して、露國の據て以て金城鐵壁とする所なるを以て、先づ此地を破らば露國の勢を  
縮むるに足るべしと思惟したるなり。此間英佛の軍はガブナに滞在すること二  
個月に亘れるを以て、兵士無爲に苦しむ勇氣又大に沮喪し、加之糧食扶助、虎列刺病  
の流行に遭ひて二千人の兵を失ひたり。九月二日より四日までの間に、軍隊は悉  
くガブナを出て、セバストポリスに向ひ、年八月五十四年九月十四日露軍の抵抗  
を受けしも、クリミア半島のユダパリア(Udaria)に土陣を設けり。當時將士の現  
存するもの佛軍二萬八千、英軍二萬六千、土耳其軍八千、合計六萬二千人なりき。  
茲に於てか露國は攻守全く其地を更え、初め自ら進んでワラキヤ、モルダロヤを占  
領したるを以て、同盟軍は必らず兵を此地に向くべしと雖も、全功を此地に集めたる  
りしも、事意外に出で、同盟軍は却て露國の領地を襲ひたるを以て、倉皇して退き、  
ガブナの古領を激し、兵を本國に集めたり。然れども露國は此地を土耳其軍に渡

さずして、埃國に委し、埃地利の兵士を以て此地を占領せしめ、以て露國の領地を  
しめんとしたり。露國が三州の占領を解きたるは止むを得ざる時、此をなすもの  
にして、初めより埃地利をして之を占領せしむるの意思あるに非ざるは埃地利種  
と雖も亦熟知せる所なるに、埃地利は深く此事を徳と見、後に至りて露國の爲に仲  
裁の勞を取るに至りしは、機を見るに敏ならずしもの云ふべし。  
露國は此の如く主客其所を換へて拒守の勢に至りたりと雖も、其防禦又極めて頑  
に、同盟軍はセバストポリスの固きを豫想したりしを、未だ實際の十が一をも知ら  
ざりしを以て、急激に攻撃を加へなば、田を出てすして之を撥くに足るべしと信じ  
たりしが、是れ全く同盟軍の空想にして、城の陥落するまでには、實に滿一個年の日  
子を費したり。兩軍の初めて突撃を試みたるは、千八百五十四年九月二十日、セバ  
ストポリスの近傍アルマ(Alma)と稱する小河にてありき。露將メンチコフ侯は  
當時露軍の元帥にして、又クリミアの知事なりしを、兵三萬三千、大砲六十五門を率  
ゐてセバストポリスより進撃し、アルマ河の傍に高地を占めて陣を占めしが、英佛  
兩軍の爲めに山中に追込められたり。時の佛將アルマウは併せて英佛兩軍に將

たりしが、此時恰も虎列刺の犯す所となりて、身軀の疲勞甚しかりしに、持はらず自ら軍を指揮して奮闘したりしかば、九月二十九日に至り、遂に病の爲に斃るゝに至りたり。露軍一先つ退却したるを以て、同盟軍はセバストポールを去る三里の地に陣營を構へ、佛軍はカミンシ灣に、英軍及び土耳其軍はバラノラ灣に本據を置きたり。城中最も堅牢なるを其北方とし、露軍は此方面より糧食を運び、新兵を入れ、又屢々出て、同盟軍を苦しめたり。十月二十五日、露軍はバラクラワ灣近傍に在る土軍の本營を襲ひ、土耳其軍は敗走したれども、英佛兩軍之を助けて露兵を退けたり。翌日に至り、露軍は再び襲撃を加へしが、復讐退せられ、十一月五日に至り、激烈なる戦闘を見るに至れり。蓋し、此時露軍の新たにセバストポールに入る者三萬人を加へ、ミハエル大侯及ニコラス大侯亦其中に加はりしを以て、此日を卜して英軍を破らんとしたるなり。露將マンチバルヒは同日天未だ明けざるに乗じ、五萬一千の兵を率ひて英軍を突けり。英軍毫も之を知らず、戦闘の準備なきに襲撃を受けたるを以て、一時頗る狼狽したりしが、將軍カスカルトは直ちに八千の兵を率ひて之に應戦し、七時に至りて佛軍三千又之を援ひたりしかば、露軍は英軍を

突貫すること三回にして、一回も効を奏するを得ず、午後に至りては露軍愈よ敗北し、其兵死する者八千なりしが、同盟軍は死傷併せて三千に過ぎざりき。時恰も嚴冬に際し、兩軍共に壯大の戦闘をなすこと能はず、僅に小突撃を試むるに過ぎざりき。而して同盟軍は冬期の戦争に慣れざるを以て、其困難頗る甚しく、材木其他一切の需用品に缺乏を告げ、雪に交ふるに雨を降したるを以て、道路泥濘歩を移すに難く、加ふるに兵士の宿營する所木製のバラックに過ぎざりしかば、終日終夜衣服の乾くとなく、遂に腐敗して躰を脱するに至ることあり。靴の如きも亦腐敗して之に代ふるに物なく、兵士皆跣足にして職務に服せざるべからず。之を以て、腸室扶斯虎列拉病等の發生甚しく、加ふるに凍傷病の手足を墜すあり、慘状例ふるに物なかりき。英佛兩國の本國よりは續々冬衣及び食料を輸送すと雖も、クリミヤに到着するまでには多數の日子を費し、既に到着したる後と雖も、或は腐敗し或は毀損して用をなさざるものあり。其完全なる物船上に堆積するときと雖も、分配の方法に争を生じて、爲めに兵士の餓凍死するもの算なかりき。之に反して露人のセバストポールに在るものは元より完全なる家屋に居住したるが故に、

たりしが此時恰も虎列刺の犯す所となりて身軀の疲勞甚しかりしに拘はらず自ら軍を指揮して奮闘したりしかば九月二十九日に至り遂に病の爲に斃るゝに至りたり。露軍一先つ退却したるを以て同盟軍はセバストポールを去る三里の地に陣營を構へ佛軍はカミンシ灣に英軍及び土耳其軍はバラノラ灣に本據を置きたり。城中最も堅牢なるを其北方とし露軍は此方面より糧食を運び新兵を入れ又屢々出て同盟軍を苦しめたり。十月二十五日露軍はバラクラワ灣近傍に在る土軍の本營を襲ひ土耳其軍は敗走したれども英佛兩軍之を助けて露兵を退けたり。翌日に至り露軍は再び襲撃を加へしが復撃退せられ十一月五日に至り激烈なる戦闘を見るに至れり。蓋し此時露軍の新たにセバストポールに入る者三萬人を加へミハエル大侯及ニコラス大侯亦其中に加はりしを以て此日を卜して英軍を破らんとしたるなり。露將ダンチベルヒは同日天未だ明けざるに乗じて五萬一千の兵を率ひて英軍を突けり。英軍毫も之を知らず戦闘の準備なきに襲撃を受けたるを以て一時頗る狼狽したりしが將軍カスカルトは直ちに八千の兵を率ひて之に應戦し七時に至りて佛軍三千又之を援ひたりしかば露軍は英軍を

突貫すること三四にして一回も効を奏するを得ず午後に至りては露軍愈も敗北し其兵死する者八千なりしが同盟軍は死傷併せて三千に過ぎざりき。時恰も嚴冬に際し兩軍共に壯大の戦闘をなすこと能はず僅に小突撃を試みるに過ぎざりき。而して同盟軍は冬期の戦争に慣れざるを以て其困難頗る甚しく材木其他一切の需用品に缺乏を告げ雪に交ふるに雨を降したるを以て道路泥濘歩を移すに難く加ふるに兵士の宿營する所木製の「バラック」に過ぎざりしかば終日終夜衣服の乾くとなく遂に腐敗して軀を脱するに至ることあり。靴の如きも亦腐敗して之に代ふるに物なく兵士皆跣足にして職務に服せざるべからず。之を以て腸室扶斯虎列拉病等の發生甚しく加ふるに凍傷病の手足を墜すあり慘狀例ふるに物なかりき。英佛兩國の本國よりは續々冬衣及び食料を輸送すと雖もクリミヤに到着するまでには多數の日子を費し既に到着したる後と雖も或は腐敗し或は毀損して用をなさざるものあり。其完全なる物船上に堆積するときと雖も分配の方法に争を生して爲めに兵士の餓凍凍死するもの算なかりき。之に反して露人のセバストポールに在るものは元より完全なる家屋に居住したるが故に

同盟軍の如く木製ヤラツタの内在する者も地獄を歩かむと雖も、  
立脚して守備歩哨の任に當れる者は兼天の功其陣死を著す。騰壁掛  
斯虎疎抜病の流行亦同盟軍に劣ることなき。然も盟軍は外派遣を撰兵の  
如きは遠く不毛の地を経てセハソレハルに來るは故に其陣亡者實に多し  
べか。或は凍寒に遭に横たふるものあり。或は風雪の爲めに堆れ死す所  
在は先ずをのむ。全軍艦を全ふしてセハソレハルに來るは故に其陣亡者  
過さざりき。同盟軍艦隊の黒海に在るものは十一月廿三日及十四日の暴風の爲  
に三隻の運送船を失ひ、其三隻は共に貨物の多を搭載したるものなきを以て  
同盟軍は益々糧食の缺乏を懸念し、翌千八百五十五年三月二十六日英艦の議  
會に於て之れは救済の策を議し宰相のイムル、*Abraham Lincoln* 氏は好  
きを以て位を過さず千八百五十五年二月八日(即ち三月三日)に *Remonstrance*  
之作に代り英國東洋艦隊の司令官 *Admiral Boscawen* は既得文所本が外に發して、  
ス *Demands* を以て之れは代へた。然れども盟軍の交渉は甚難の爲めに好結果を  
奏せむこと能はずなり。

戦争の繼續するもの斯くの如くは他で數有、是より先千八百五十四年十二月、  
亦て兩黨の和を講ずるものを埃地利せず。埃地思へば、露國勝たんか、埃國の勢  
甚だ不利なり。露は遂に埃國を蹂躪するを憚らざる。是英佛の同盟を破れ  
が、埃國は未だ直接に對露の軍に加はるなきが故に、兵戎收まらず、尺寸の地をも割  
ること能はず、土耳其に於ける勢力は英佛の獨占する所を奪はるべく、露には露  
國の嫌惡を受けん。然らば即ち勝敗未だ決せざるの身自に當て、埃國の處すべき  
の術唯々一あるのみ。兩黨の間立て其和を誘ひ、一は露國の嫌惡を避け、一は英  
佛の歡心を買つて、土國に於ける幾分の勢力を特せん。是れ一舉兩得の策にして、  
埃國の萬全を謀るものなり。即ち書を英佛兩國に曉はして、媾和條約の草案を  
約定し、之を露國に送れり。其案四個より成る。一に曰く、露國は在來有したるモ  
ルタヒヤ及びアラキヤの保護を拋棄すべく、而して更に之を英佛埃普土五國の共  
同保護の下に置き、土耳其をして直接に之を管理せしむべし。二に曰く、ダニウ  
河の管轄は英佛埃露土五侯國に歸せしめ、露國をして獨り該河を航するの權利  
を拋棄せしむべし。五個國は千八百五十五年維納會議に於て定めたる主義に従て

ダニウプ河を管轄すべし。三に曰く千八百四十二年倫敦會議の結果として英佛  
埃露土間に締結したる條約は露國をして黒海に於ける勢力を振ひ其跋扈を遠ぶ  
せしむるものなるが故に之を改正して露國の跋扈を掣肘すべし。四に曰く戦争  
の淵源は露帝が土耳其に於ける基督教信者の保護すると云ふに起りたるを以て  
其條約の無効ならしめ此理由によりて土國の内政に干渉するの源を絶つべしと。  
三國は此四款を肯定し更に翌千八百五十五年三月を期して維納に會して各國協  
議の下に之を確定せんと欲せしが露國亦此會議に列するを諾せり。然れ共露國  
の真意は平和を欲するにあらず又休戦をなすに非ざるが故に此間隙を竊んで兵  
力の休養をなし精銳の兵を以て同盟軍に當るとの意思あるにもあらず。其意中  
を洞察すれば即ち此好機に乗じ數國の同盟を離間し一二國をして自國に黨せし  
むるが少くとも自國に反對することを止めて局外中立の地を取らしめんとする  
に在りしなり。蓋し露帝も亦此時に當りては既に名譽心に驅られて輕率數國を  
敵とするの不利なるを悟りたるのときなりと知るべし。露國は三月に至り媾和の案を議定せんが爲めに來つて維納に會する者凡て十名。其左の  
如し。

埃國全權 ヴィオルフ伯 (de Buol)      プロケンシュステン (Prokenschosten)

英國全權 ウィルモアランシー (Wilmorelan)

佛國全權 フールクチー (De Bonquene)

露國全權 ゴルチヤコフ (Gortschakoff)      チヤン (Tihop)

土國全權 アリーフゲン (Alifengen)

以下は開會の後に至りて會したるもの

英國全權 ションラッセル (Lord John Russell)

佛國全權 ドルイアン、ドリュイヤー (Drouyn de Lhuys)

土國全權 アリーパシヤ (Ali Pasha)

露國既に媾和に意なくして此會議に列す議の調ふなくして止むこと固より其所  
なり。此會議の案は埃地利の率先して發したるものなりと雖も最も熱心に固執  
するものを英國とす。英國當時の宰相パルマーストンは特にラッセルに命じて曰  
く「露國の跋扈を防ぐこと其黒海に於ける勢力を絶つを以て最とす。媾和の案

四國ありと雖も其最も重んずべきものは第三なり。露國にして第三の條件を請せざらんか、他の三件悉く之を請すも雖も英國は構和を許すべからず」と。若し夫れ露國にして黒海の勢力を得る能はざらんか、恰も是れ雙手を扼せられたるが如し。其土國に對するの勢力將た何を以てか得らるべき、露國の全力を振つて此案を通過せしめざらんとすること寔に謂あり。露國既に昨年十二月を以て此案を受く直ちに退けて維納の會議に列することを拒むべし。然るに敢て好んで茲に列する所以のものは、前陳する所によりて明なり。既に此會議に列する所以のもの、議を調ふるにあらず、然らば則ち第三の條件を肯諾せざることを焉ぞ怪しむに足らんや。第一第二既に議了せられ、各國皆之に同意を表せり。第三に至つて露國の全權ゴルチャコフ、突如として以て曰く「余は此件に關して完全なる全權を有せず。希くは一定の期を與へて本國の允許を得せしめよ」と。露國の奸謀も亦茲に至て極まれり。案は既に昨年十二月に受くる所爾來月を關すること三、其間露國豈決定する所なくして已まんや。苟も決定せば即ち不完全の全權を與へてゴルチャコフをして此會に列せしむるの必要果して那邊に在るか。英佛の全權は皆既

は露國の意中を看破して心算かに決する所あり。和の遂に成るべからざるを知れり。各國の全權茲に於て曰く「ゴルチャコフにして本國の訓令を待たざるべからざるが、徒らに議するも益なし、露國の決意を待ち而して、後次を逐ふて第三第四の條件に議及すべし」と。乃ちゴルチャコフの請を容れて、本國の指令を待たしめんが爲めに三週間の猶豫期間を與へたり。期既に至りゴルチャコフ、チトフと共に本國の命を受けて還り、維納會議に報して曰く「露國は第三の條件を諾せず。露國は黒海に於ける權利を棄つることを肯せず。黒海のとたる露土兩國の間に決定すべき所にして他國の隊を挾むべき限にあらず。土國若し力足らずして救を諸國を求めば、諸國に任意に之を助くべし。土國の何國に救を求むると、何國の土國を助くるとは、露國の毫も干知せざる所なり」と。殆ど傍若無人の態をなして土國の全權を睥睨し、又諸國の全國を輕侮せり。英佛の全權事の遂に成らざるを見るや、直ちに行を裝して本國に還れり。

維納會議既に開くの後、雖も露國は同盟軍がモヘストボールを陥るゝと能はざるを見て、深く同盟軍を輕侮し、英兩國より提出せる構和四條件中、最も露國に不

利なる第三の如きも、因循日を聞さば同盟軍は兵士の疾病に堪へずして遂に之を放棄すべしと信し、頑然として之に應せざりしこと、前に述ぶる所の如し。然るに英佛兩軍はセバストポールの長く陥落せざるを見て同盟軍の耻辱となし、此城にして落す能はずんば露國の驕傲益々盛にして、第三條件は勿論、爾餘の條件も亦露國の爲めに拒否せらるゝの運命に遭遇するも圖り難しと信したるを以て、春暖の至るを機とし、全力を盡して城を攻撃し、勝敗を此一舉に決せんと欲したり。英佛兩軍の兵は千八百五十五年二月に至るまでに殆んど四萬五千の死者と三萬の戦鬪に堪えざる者とを生したりしが、二月の初めに至りては十一萬人を失ふに至れり。兩軍持久して決せざること此の如く長きに亘りしを以て、那破翁第三世は経験ある將軍ニエル(Niel)を派して戦況を視察せしめたるにニエルは、セバストポールを陥るゝには、先づ其最も強大なるマラコフ塔(Malakof)と稱する寨を占領するに及くなしとの意見を有せり。露帝は又戦鬪の久しきに亘りて決せざるを見て、憤懣措く能はず、新に三十六聯隊の兵を増し、クルンフ將軍(Churlen)をして赴援せしめ、以て土耳其の陣營を攻撃せしめられたるも、却て土軍の爲めに逆撃せられ、露帝

は益々怒りて三月三十日を期して更にゴルヂ、ゴフをクリミアに送るの命を下せり。然るに此命令未だ實施せられざるに先ち三月二日露帝ニコラスは病を得て死し、同日四日ザルヂニヤも亦露國に對して宣戰を公布し、一萬五千の兵をクリミアに派せり。右の如きの形勢は、主として露國がセバストポールの陥落せざるを見て同盟軍の敢て與し難きにあらざるを看破したるによると雖も、併せて、埃地利が露國の爲めに謀る所ありたるに因らざんばならず。此れ埃國爾後の舉動に徴して甚だ明なり。維納會議が露國の第三條件を諾せざるの故を以て談判の不調となりしは、四月二十一日なり。此時埃地利は揚言すらく、露國が英埃の發議せる所を拒みたるは、埃國の牀面を汚したるものなれば、須らく同盟軍と共に兵を出して露を伐つべしと。英佛亦切りに埃國に促かして兵を出さしめんとせり。然るに露國は之を探知して、英佛と埃地利との間を離間せんと欲し、若し成らざるも、尙ほ條件を緩にして露國の利益を計らんとしたり。然るに埃地利は新たに一個の折衷案を提出して曰く「露國の黒海の權力を獨占すること寔に非なり。故を以て英佛土の三國



を併せて黒海に軍艦を派するを得せしめんとす。各國の全權皆之に賛同を授けたるも、英佛兩國の政府は曰く『是れ締和案第三の意思に反せるものなり。第三の意思は黒海と歐洲との平和を維持せしめんが爲めに、其手段として、從來の如き露國の跋扈を去らしめんと欲するなり。然るに獨り跋扈を制せざるのみならず、却て自餘の諸國をして軍艦を派するを得せしめば、是れ黒海を以て諸國兵力競争の中樞となし、却て各國の平和を攪亂せしめ、土耳其の安寧を妨害するものなり。我國決して之に賛同することを得ず』と。維納會議議途に調はず。戦争舊によつて依然たり。

時正に千八百五十五年六月四日なりしが、埃地利は此時より同盟を脱し、宣言して曰く『露國艦隊の黒海に浮ぶは毫も歐洲西部諸國を害するものにあらず。埃國の船艦にしてダニュープ河を下るの自由を得ば、土露兩國の黒海に在る船艦は衝突するの憂なし。蓋し我が埃國は兩國の間に立ちて其衝突を避けしむるの方術を知ればなり。然して今や露國は埃國船艦のダニュープ河を下りて黒海に出づるを許さんとす。然らば則ち露國軍艦の黒海に浮ぶこと一點の害あることなし。是れ

我が埃國が露國と戦争を開くを欲せざる理由にして、我が埃國は須らく中立を守るべし』と。而して此宣言は名義上中立を唱ふと雖も、其實暗々の裡に露國を助くるものあり。埃帝フランシス、ジセフはガリチアに在る二十萬の軍を撤し、露國をして後顧の憂なからしめたりしかば、露帝は波蘭に在る兵を撤して悉く之をセバストポールに送りたり。是より先維納會議開會の半ば、三月下旬、露國は同盟諸國を脅迫せんと欲し、全國の民に告げて曰く『露國か土耳其及び其同盟軍と戦ふは、希臘教を擁護せんが爲めなり。土耳其は露帝が土國の希臘教民を保護せんとするを拒めり。是れ露國が已むを得ずして土耳其と戦ふ所以なり』と。以て再び土耳其に於ける希臘教徒及び歐洲諸國に於ける希臘教徒を煽動し、同盟諸國をして禍の蕭牆の内に起るに堪えさらしめんとしたれども、此の如き幼稚なる籠絡策は三尺の兒童と雖も看破すべきを以て、寸毫も其効を奏する能はずして止みたるのみならず、却つて歐洲諸國をして露國は其人民を激昂せしむるに、宗教以外の理由を以てする能はざるを洞察せしめたり。此の如く露國の策略は多く失敗を重ねたるに、今や埃國をして同盟軍より脱離せしめたるを以て、其歡喜は實に喩ふる

に物なかりき。

二〇八  
埃地利既に露國の誘ふ所となり露國は爲めに露埃兩國波蘭の境に在る軍隊を撤し力を南方に用ふるを得たりと雖も未だ之を以て全く北方に枕を高ふること能はず。瑞典那威は是より先屢々露國の爲めに領地を蠶食せられ露國は尙ほ之を併呑し盡さんとするの意あるを以て瑞典那威は戦々兢々として一日も心を安すること能はず。機を得て外邦の助けを請はんとするの念切りなりしが恰も好し英佛兩國は露國をして力を南方に專にするを得させしめんには瑞典那威をして露國に對する兵備を怠ららしむるに如くはなく瑞典那威をして之を敢てせしむるには將來露國が瑞典那威を窺視せんとするに當り瑞典那威をして恃む所あらしむるに如くなしと信じ千八百五十五年十一月英佛と瑞典那威と同盟條約を結びて露國が瑞典那威領を窺視するときには英佛兩國は瑞典那威を助くべく瑞典那威は英佛兩國の同意なくして地を露國に割くべからすと約し英佛兩國は遂に其希望を達したり。其他サルヂニヤも亦此時既に同盟軍に與し丁抹は局外中立を守り埃地利は露國に便益を與へたりと雖も其名局外中立を守ると云ふに

りしを以て兵を出して露國に與すること能はず。露軍は全く孤立の有様に陥り加ふるに前に述べたるが如く露帝ニコラス憤懣の餘りインフルエンザの病重くして逝き露國の頼む所は只クリミヤの戦鬪に死力を盡して勝を制せんとするに外なかりき。

露國の和を欲すること大旱の雲霓を望むに異らすと雖も先帝死して忽ち和を講するは先帝の威嚴を損し國民の名譽を毀ふものなりと信じ止むを得ずして戦争を繼續せり。此時佛帝那破翁も亦戦争の久しきに亘りて兵力財力を費すこと多きを憂ひニエルを派して戦争の實況を視察せしめ速に勝敗を決せしめんとしニエルの策を立てし先つマラコフ塔を攻撃することに決したること上に掲げたる處の如し。此時同盟軍の兵百七十五万人露兵百五十万人互に勝敗ありしがマラコフ塔陥るに及んでセバストポール城又守るべからざるを知り露將ゴルチャコフは未だ同盟軍の手に落ちざる砦寨を焼き盡し軍艦運送船等を沈め夜に乗じ兵を集めて北方に退きたり。此の如く露軍は敗績の不幸を見るに至りしも一年の間同盟軍を惱したるの力決して尋常將士の善くすべき所にあらず。同盟軍は死傷者と

軍隊の疲勞とによつて露軍を追撃すること能はず。露軍は又同盟軍の信ずるが如く甚しき損害を蒙ることなく、加ふるに普國も亦塊地利と均しく、次第に露西亞に傾くのを呈し、セバストポール陥落せばクリミア半島亦一舉して同盟軍に歸すべしとの同盟軍の希望は全く書餅に屬し、同盟諸國が媾和を欲するの念は、露國が媾和を欲するの念と相譲らざるに至り、露國は又セバストポールの陥落を以て遺憾なりとし、一たび此恨を雪ぐの後に非れは斷して和を議せざるべしと決心せり。恰も好し、小亞細亞トレビゾンデの南東に在る土耳其の城塞カルスは、土將マシューパシヤの英將ウリアムと共に死守せる所なりしが、露將ムラウイーフ (Muraviev) の爲めに激烈なる攻撃を受け、糧道を絶たれ、遂に降を露軍に請ふに至りしかば、露國は之を以てセバストポールの耻辱を雪ぐに足れりとなし、漸く媾和の議に預るに至れり。

千八百五十六年一月塊地利は全權エステルハチー (Estorhazy) を露國に派し、露國の政治家チセルロード伯と協議の未媾和の條件を定め、同盟諸國に示して之れが一致を得せんとせり。佛國は前に述べたるが如く、戦に倦みて和を媾せんことを

急きしも、英國は露國の蹉跌に乘し充分之を懲さるべからずと思惟し、露國の土耳其耶蘇教信者に對する保護權を徹し、中央亞細亞に於ける勢力を削るに非んば、斷して和を許さずと斷言したりしかば、塊地利は更に媾和の案を定めて之を同盟諸國に報せり。其案に曰く、

一、露國は從來ダニュープ河畔の侯國を保護するの特權を有したるも、爾來此特權を棄て、其他人民の望む所の政躰を作らしめ、土耳其帝の認許を経て歐洲諸國は其人民の設けたる政躰を承認し、且ブルース河畔のモルダビヤ國境を安全ならしめんが爲め、露國は之に接近するベッサラビヤより若干の地を割き、之をモルダビヤに與ふべし。

二、ダニュープ河に於て、爾來諸般の政略上の障礙を除き、航海を自由にして、並ひに條約締結諸國の通商を自由にせんが爲め、該河口には條約各國皆平常二三隻の小軍艦を碇泊せしむるの權を有すべし。

三、黒海には海防警察の爲め二三隻の小船を巡邏せしむるのみにして、軍艦は一切航海を許さず。唯各國商船の通航を自由にし、又露土兩國に屬する海港は

唯通商の便に備ふるのみにして、決して海陸軍の造兵廠とすべからず。

四、土耳其領内の耶蘇教徒を保護するの權は、獨り露帝のみに歸せしめて、耶蘇教を奉ずる諸國同盟一致して之れが保護をなすべし。但し之れが爲めに土帝の獨立權と政權とに妨礙を及ぼすべからず。

と、此案は維納會議の媾和案に比して露國の爲めに不利なること極めて甚しく、獨り露國をして地を割かしむるのみならず、先に露國が固執して拒否したる維納案所謂黒海に於ける勢力の減耗の如きも、亦依然として此内に在り。耶蘇教信徒保護の權も亦露國より奪ひたれば、露國の斷乎として之を拒否すべしとは何人も豫期したる所なり。然るに事意外に出で、露國が之を諾したりとの報同盟諸國に傳はるや、普埃佛の三國は機熟せりと考へしも、英國は之を拒んで應せず。蓋し露國の肯諾を以て例の政略に出で、其間に同盟諸國を離間し、兵力を養はんとするの野心あるものと見たるが故に、飽くまで露國を懲らしめ、其眞に和を請ふの時を俟つべしと主張したるなり。然るに露國の肯諾が一時の政略に出たるに非ざること次第に明なるに至りしかば、英國亦遂に之を諾し、千八百五十六年一月二十五日を

以て巴里に媾和會議を開くに決し、休戦の期を定め、議の秘密外部に漏れんことを恐れ、佛國外務大臣の官邸を以て會議の場となし、佛國の名譽の爲めに佛國のワリウスキー伯 (Walewski) を議長となし、同國のブールタネー (Bourquenev)、露國オルロフ伯 (Orlov)、ブルンノー男 (Brunnow)、土國のモハールマリー・クシヤ (Visier Ali Pasha)、モハメントセシルバー (Mohament Sesirbay)、英國のロード・クラレンドン (Clarendon)、ロード・オウレー (Ouley)、埃地利のホフネル男 (Hohner)、ノール伯 (Buol)、サルヂニヤのシカメル伯 (Siebald)、ヒラマリナ伯 (Himalina)、普魯士のマンントイプ、ル男 (Mantoufel)、シードマン、ル男 (Gugberg) 之に會せり。普使兩名は此會議が千八百十五年の維納條約に變更を加ふる所あり、從て事の普國に關する所ありとの故を以て、新たに開會の後に參列するに至りしなり。

此會議は一月二十五日に始まり、四月十六日に至るまで二十四回の會議を重ねて全く終結せり。條約の調印は三月三十日に在り。此間露國は幾多の婦人を巴里に入込ましめて、内情を探らしめ、此等探偵は一々之を露京に報告し、露國は其報告に依り外交上の方針を定めて、同盟諸國の間を離間せんと欲したれども、同盟諸國

の用意周到にして機に乗すべきなく、露國は一に同盟諸國の言ふ所に従はざるべからざるに至れり。休戦の期間は媾和條約の調印と共に延引せられ、四月二十七日に至るまでに、各國は皆此條約を批准したり。

此條約は凡て三十二條より成り、其大要を擧ぐれば、露國の占領せられたるセバストポールは露國之を回復し、土國の占領せられたるカルスは土國之を回復し、黒海を中立となし、露國軍艦の進入するを禁止、土耳其をして回教徒及び耶蘇教徒を同一に待遇せしめ、露國よりダニュブナ河口の地を土耳其に與へしめ、土耳其領内の耶蘇教徒は、歐洲各國共同して保護すべきこと。千八百四十一年、土耳其を條約によりてダーダネル及びボスフォルス海峡を封鎖するの權は、自今尙ほ之が有効とすること等是なり。

媾和のこと既に議を終へるを以て、諸國は更に議して國際公法上の改良を加ふべき議決をなさんと欲し、佛國外務大臣議長ウリウスキの發議により、私船を以て外國の船舶貨物を捕獲すべからざること。局外中立國の種族の下に在るときは、交戰國たる敵國の貨物と雖も、戰時禁制品に非されば侵すべからず。交戰國たる敵國の船舶内にありと雖も、局外中立國の貨物にして戰時禁制品に非ざる限りは之を侵すべからず。封港をなすには實力なかる可らず。どの四個條を討議し、各國の全權皆之を是認したり。從來重なる媾和の會議に於ては、多く國際公法上の原則となるべき事項を決定するの例あり。ウエストフーリヤ會議に於ては、信教の自由を認め、維納會議に於ては、奴隸の賣買を禁したる等、皆時の必要に應じて國際公法に改良を加へたるを以て、當時に於ても亦右の例に倣らひ、戰爭中經驗したる不便不法を矯正せんが爲めに、ウリウスキより此案を發したるものにして、各國に承認せられてより以來、國際公法として存するに至れり。此條約によりて、ダニュブナ河の航行を各國に自由にしたるが如きも、亦國際公法上最も注目すべき所にして、爾來諸國の洪流多く萬國の航通を自由にするに至りたり。

クリミアの戰爭は歐洲の天地に大變動を生じたり。此戰爭によりて、最も著しき影響を被りたるものを露國とす。露國はニコラス帝の意を受け、國人皆思へらく、天下露國に敵するものなしと。而して其南下して土耳其を併呑せんとするや、同盟軍に支へられて其慾望を達する能はず。漸く此蹉跌によつて各國の敢て與し

易きに非ざるを知られり。加之埃地利の如く露國に信用を置きたる國も、普魯士の如く露國に屈從したる國も、皆此時より露國の獨り強大ならざるを知りて、漸く之に離背せんとするの念を起し、普魯士の如きは遂に全く露國の羈絆を脱したり。次に損害を受けたるものを英國となす。英國は此戦争によつて四千萬磅の國債を起し、二萬四千の人員を失ひ、しかも海陸共に効を奏すること能はず、されば土耳其に於て勢力を張らんとするの希望も、遂に貫徹すること能はず、徒らに佛國の跋扈を招けり。佛國は此戦争に於てニエル將軍の策によつてセバストポールを陥れ、加之會議を其國都に開きて、會議の牛耳を執りたるの理由を以て、戦争に於ても、文事に於ても、併せて偉効を奏し、從來諸國より輕侮せられたる同帝國も、一躍して忽ち歐洲諸國を睥睨するの地位に立てり。

土耳其は露帝ニコラスが嘗て英公使に向て言ひたるが如く、各國より病人視せられたる程にして、羸弱極りなかりし國なるが、クリミアの役事平ぐの後と雖ども、決して癒えたりとなさず。戦争止みて程なく、シリアに於て人民の暴舉を企つるものあり、暴徒耶蘇教徒を殺傷すること夥しく、土帝は千八百五十六年二月八日の法

令を以て耶蘇教徒と回教徒とを同一の地位に置くべしとすることを定めたるに、今回の舉を拒ぐこと能はざりしを以て、佛帝那破翁をして之に干渉するの口實を得せしめ、辛ふじて露國の羈絆を脱したる土耳其は、改めて佛國の羈絆を受くるに至り、兵戈に惱みたるの結果は、毫も其獨立に影響を受くることなかりき。只英國の反對によりて十一月の後、佛國の軍隊か土耳其を去りて本國に還りたるは、土耳其に取りて極めて僥倖なりと云ふべし。

千八百六十一年六月二十六日、土耳其帝アブデュルメヂィド (Abdul-medschid) 死し、其弟アブデュルアリッ (Abdul-Ali) 位に即きしが、宰相ファードバシヤ (Foad) は、銳意歐洲の文明を輸入し、土耳其の獨立を保つは文明を普及するに如くなしと考へ、千八百六十七年の夏期、帝を伴ひて巴里倫敦維納等を漫遊し、文明の思想を注入し、回教徒と耶蘇教徒との間の懸隔を去らしめんとしたり。果せるかな、土帝は歐洲諸國の風に感染し、歸りて鐵道を敷き、電線を架し、交通を盛にし、國政を釐革し、耶蘇教信者をも高等の官吏に採用し、此勢を以て進みたらんには、土耳其は早晚歐洲諸強國と伍するの望なきにあらざりしも、官吏の無智なる、國民の偏執なる、軍隊の頑陋なる、

一人として耶蘇教信者を嫌悪し之を排斥せざる者なく、加ふるに千八百六十九年二月十一日ニアリドバシヤ死してより、土國の形勢全く舊に復するに及びたり。内政の紛擾此の如くなるに加へて、モルダビヤ、ワラキヤの兩國は、土耳其の羈扼の下に立つに憚焉たらず。千八百五十九年禮にルイメニヤ侯國と合併し。モルダビヤの貴族アレキサンデル、クサー(Alexander Cusa)を撰んで、三侯國共同の君主となし。土耳其連りに令を發して之を禁すと雖も、敢て其命を奉せず。千八百六十六年に至りては、アカレストの人民一揆を起し、クサーを放逐して、代ふるに、普魯士ホトヘンツォルン家のアントンを以てし、巴里條約に所謂兩侯國は土耳其領に屬すとの文面は全く有名無實となり、土帝の號令は毫も行はるゝことなく、セルピヤ其他に於ても亦命令に遵はず、條約を守らざるもの比々として輩出すと雖も、土耳其は之を制するの方を知らず、紛亂常に絶ゆることなかりき。

希臘は、土耳其が逆境に沈淪し、巴里條約の後國勢の振はざるを見て、竊かに思へらく、國王にして敢爲勇壯の人ならんには、機に乗じて兵を起し、土耳其を殲滅して亞細亞の牛耳を執ること難きにあらずと。此時希臘の國王はオットーと稱し、バイエ

ルン玉統より出たるものなりしが、正心誠意國家を思ふの人なりしも、壯快の氣象に乏しく、因循姑息にして、バイエルンの援助を得て僅かに希臘の品位を保つに過ぎざりしかば、人民の不平は遣るに由なく。大呼して曰く、國王にして勇武の人なりしならんには、クリミヤの戦争を機として諸強國と結び、露國に反抗して國威を振張すること、サルチニヤの如くなるべし。然るに、爲すなくして此好機を失したるは畢生の遺憾にして、國家の爲めに吊すべきなりと。此時より人民の國王を輕侮すること日に甚しく、皇后アマリ僅かに力を盡して政を取りたれども、人民の輕侮心を押ふること能はず。人民は露國が暫らく力を東方に用ふることを止めて敵抗の根據たる英國と争はんとするの時に乘じ、千八百六十二年二月カナリス將軍を戴いて、ナウプリアに一揆を起し、此一揆は二個月を出でずして討平せられたれども、國王の之を處理すること當を得ざりしを以て、同年十月國王がペロポネネサスに旅行するに至りて、ヴェニツァー(Venizza)、ポトラス(Potras)、コリント(Korinth)、アゼンス(Athens)等に於て反旗を翻へすもの踵を接して起り。假政府を立て、國王の廢立を計らんとし、勢極めて猖獗なりしかば、王はサラミス島に逃れ、本國

バイエルンに歸る旨を宣言し、英船に乗じて去れり。  
國王既に去ると雖も、國內紊亂して國政緒に就かず、土耳其に反對して國勢を張らんとする企の如きは、其一端たにも着手すること能はず。先づ國王を定めて而して國政を鹽梅せんと考は、輿政の一致する所となり。是に於て、何人を王位に即かしむべきやに付、更に幾多の紛紜を起せり。希臘の憲法によれば、國王に子なきを以て、王弟アダルベルトを嗣となすべき筈なるに、國民は憲法を無視して其規定に従はず。先づ望を英國の王子アルフレッドに屬せり。

此時露國は望を英國に結ぶに斷ち、露帝アレキサンドル第二世は千八百五十七年那破翁第三世と一堂に會して佛露の同盟を堅ふしたれば、此時に當ても亦佛國と提擧し、佛國の同意を得てロイヒテンベルヒ公を推さんと欲し、兩者の間の競争となりしが、英國は希臘にしてアルフレッドを王とせば、アイオニアン島を與ふべしとの議を提出したりしかば、希臘の内閣はアルフレッドを迎ふるに傾きたり。人民は之に反して、サクセンコーアルヒ家又はサクセンコーアルヒゴター家より其血統に連る者を迎へんと欲したるも、兩國は希臘國王位の價値なきを察して皆之を拒

絶し。ウーイルスの一皇子希臘王となるに決し、名をジョージ第一世と稱せり。英國はアダルベルトに於て望を達すること能はざりしと雖も、尙ほウーイルス王統の希臘王位に登れるを見て、即ちアイオニアン共和島を捨て、之を希臘に與へ、王位繼承の問題は漸く茲に局を結べり。露國はクリミヤの戦争に於て最も強大なる敵の佛英兩國なるを看破し、何れか一國に結ぶに非ざれば到底力を延ばすに足らざるを看破し、此時に於ては既に密かに佛國に結んで英國と絶ち、自國欲する所のものをして希臘に王たらしめば、希臘國民は土耳其に反對するの意を有するものなれば、將來土耳其を討つに際し著しき便宜あるべしと信じ、佛國の同意を得てロイヒテンベルヒ公を推したれども、希臘に陷はすに利を以てすることなかりしを以て、競争場裡に立ちて敗を取りたるなり。英國はクリミヤ戦争の失敗に懲り、又露國の到底自國と和すべからざるを信じたるを以て、平時に於て根據を東方に作るに如くなしと考へ、アイオニアン島を捨て、希臘の歡心を買ひ、以て他日の用に供せんとし、其策幸に功を奏したるなり。

希臘既に國王を定めたりと雖も、國內の紛亂は毫も止む所なく、無政府黨、野蠻黨、種



を接して起り國家一日も寧日なかりき。然るに希臘人は尙ほ内部の紛亂を解くの道を講せず、眼を外國に注ぎ、土耳其を弱ふして自國の膨脹を圖るに汲々とし。千八百六十六年伊太利がベチチヤを恢復したるを見て、煩悶措く能はざりしが。恰も好し、カンヂヤ島の人民土耳其に反して兵を擧ぐるに當り、希臘は之を援けて兵を叛民に貸し、以て宿志を成さんと欲せり。國王ヂョーツ露國諸侯の女と婚して、露希兩國の關係之れが爲めに密着なるに至り、露國も亦土耳其に當るの策に贊同の意を表せり。然れども希臘の意は土耳其の地を割て自國を擴張するに在れば、露國と終始相結托すること能はざるは明白の理なり。露國は希臘をして土耳其に抵抗せしむるを欲すと雖も、土耳其の地を割かしむるを欲せず。其希臘に與ふるは、希臘を利用して土耳其を制せんと欲するに在るが故に、遂に希臘をも併呑せんとするの意あること又疑なきなり。而して希臘と土耳其との軋轢は日に甚しく、土耳其は希臘船舶の自國に來るを拒絶し、希臘人民の自國に在るものを放逐せり。茲に於てか東方に於て再び歐洲諸國の間に確執を生じ。英、埃、佛の三國は土耳其に與し、露西亞は孤立の勢に立てり。此時に當り、露國の決すべき所は、希臘を

保護して四國と戦ふべきか、希臘を捨て、東洋に於ける其の根據を棄つべきかの二點に在りき。

### 第八章 チウリヒ(埃地利、佛蘭西、撒西尼亞間)媾和

伊太利の小邦に分裂して統一を缺きたるは當時に始まりたることに在らず。小邦分裂の結果として、時に佛國又は埃國の輕侮を買ひ、特に埃國の爲めに干渉を被むり、壓制を受くること筆紙に悉すべきにあらず。或は愛國の志ありて事に對埃の策を講したる者なきに非ずと雖も、皆埃の爲に壓伏せられ、土地の割取租税の請求、一に埃國の意の儘なりき。物盛にして遂に衰ふるは天の數なり。千八百五十八九年の交より埃國が勢力を伊太利に失したること、及び伊太利が獨立の基礎を作るに至りたるは歴史、上刮目して見るべきの價値あるもの、請ふ茲に其顛末を説かん。

千八百四十九年八月六日、埃地利が撒西尼亞とマイラインドに於て締結したる條約によりて、伊太利は一旦靜穩に歸したりと雖も、國內政治上の紛争によりて人民は常に喧々囂々の内に在りき。撒人が敗北したると共に、本國に遁逃したるモデ

ナ侯、ハルマ侯、トスカナ侯は、國政を釐革して民の輿望に協ひ、之によつて侯位を九鼎の重きに置くことを知らず。モデナ侯フランシスの如きは、一旦宣言を發して時勢に適する改良を施すべしと約したるも、自ら約を破りて改良を施すことなく、剩へ國民黨即ち伊太利統一黨を虐待すること頗る甚しかりき。バルマ侯ルイも亦、モデナ侯と均しく、壤地利より脅迫を受けて位を其子チャールスに譲りしが、チャールスも亦伊太利の統一に反對し、愛國の歌を詠する者をさへ半獄に投したり。此の如く人民を虐待すること極りなかりしを以て、王は愛國黨の爲めに弑せられ、王妃は世子ロバートの攝政となりて國政を握り、先王の弑逆に懲りて幾分か惠政を施きたり。トスカナ侯レオポルドは、千八百二十四年位に即きてより、恩を四民に施きたるを以て、人民の敬愛する所となりしが、後次第に秘密の探偵を放ち、文書の刊行を制限し、愛國者を捕縛し、千八百五十一年に至りては憲法を廢止する等のことあり、又政治上の犯罪者を死刑に處する等殘虐を極めたりしを以て、人民の激昂甚しく、バルマ、モデナに於けると同一の國狀を惹起するに至り。ロムバルヂー及ベチガアの二州が、逆政を恐れて壤地利に屬せるを以て見るも、伊太利に於ける

當時の狀態を窺ふに足るべし。ロムバルヂー及びチヤの人民は伊太利の虐政を厭ひ、自由を渴望して壤地利に歸服したる者なれども、壤地利の施政亦伊太利に譲らず、租税を高くし、警察を嚴にし、財産を沒收し、爲めに人民は塗炭の苦に陥りたり。羅馬法王が統治する所の諸國も亦國政の紊亂甚しく、佛埃兩國は頻りに羅馬法王に迫りて改革を勸告したれども、法王は其度毎に之を諾するのみにして、一回も之を實行することなかりき。此時恰もカリバルヂーは法王に敵し、佛國は千八百四十九年六月二十九日兵を羅馬に出して之を蹂躪したりしが、法王は都を逃れてゲエタに走り、翌年四月四日に至り漸く羅馬に歸りたり。然れども法王は一たび逃走してより全く威嚴を失ひ、人民の之を尊信するものなく、僅に佛國の保護によりて安全を得たるも、昔日の勢力全く地に墜ちたりしかば、人民の熱情を恢復せんと欲し、令を發して大赦を布告したり。然れども此大赦によりて赦免せられたる者は、通常の罪人に止まり、共和政府の爲めに盡したる官吏及び軍人に及ばず、又カリバルヂーの配下に立ちて佛蘭西人に抵抗したるものにも及ばざりしかば、人民の不平は少しも減せざりき。此時伊太利の牢獄は政治上の犯罪者を以て充滿

し、法王の統治する所の牢獄のみにも千八百五十四年には一萬三千人以上の政治上の犯罪者を繋ぎ千八百五十五年に至るまでには一萬五千人の逃亡犯罪者あり、殺戮せらるゝ者年々幾百なるを知らず。僧徒は復讐を以て無上の手段となし、残忍酷虐至らざる所なかりき。千八百四十八年五月十五日、ニールルスに二揆起りたれども、直ちに鎮壓せられ、翌十六日牢獄に繋かるゝ者數を知らず。貴賤となく、老幼となく、軍人となく、商人となく、皆一室に押込められ、逃亡して僅かに身を免るゝ者又算なし。兵器は悉く沒收せられ、國民軍は解隊せられ、憲法は廢止せられ、一に専制暴虐を以て國政を行ひ一揆一たび起れば國民殆んど全く牢獄に投せられ、生命財産の安全の如き、夢想だもすること能はず。此時ニールルスに滞在し居りたる英人グラットストンの報告によれば、千八百五十年ニールルス王國の囚徒にして政事上の犯罪により獄中に在る者一萬五千乃至二萬人ありしと。茲に於て英佛二國は書をニールルス王フーヂナント第二世に與へて、先づ司法の制度を確立し、次で國政一般の改良に及ぼし、又大赦をなすべしと勸告したれども、フーヂナントは之を拒絶したり。是より壓制を恐れて英佛兩國に逃るゝ者數を知らず。

千八百五十六年九月六日に至り、巴里駐劄奧國公使ヒューンテル男(Hübener)は命を奉してニールルスに赴き、伊太利の内亂長く平定に歸せざるは貴國々力の足らざるが爲めなり、故に奧國の内閣は力をニールルスに藉すべしと云ひれども、フーヂナントは又之れを拒絶せり。ニールルスの國勢既に此の如く紛擾極りなく、外人の伊太利に在る者毫も安全を得ず。諸國は頻りに改良を施すべしと忠告するも、これに従はざるを以て英佛兩國は遂にニールルスと外交上の關係を絶ち、同地に駐在せる公使をして本國に歸らしめたり。西々利人は機に乗すべきを察し、ヴェンチヴェンガ男(Ventivenga)を首領に推し、兵を擧げてニールルスの支配を脱し、千八百十二年の憲法を復せんと欲し、千八百五十六年十一月二十二日に至て暴動を起したりしも、須臾にしてニールルス軍隊の爲めに討平せられ、ヴェンチヴェンガ男又戦ふて死せり。されば國王は國內此より又謀反を企つるものなかるべしと信したるに、觀兵式の當日ミラノ(Milano)と稱する一兵士列を脱して國王を銃殺せんとしたり。然れども王は傍に在りたるラッパル大佐(Latour)の引く所となり、僅かに股に微傷を負ふに止まりたり。國王は之れより一日も枕を高ふすること能はず。

ニ・アルスの甚だ危険なるを感じ、カセルタ (Caserta) に歸りて最も護衛を嚴にしたり。

伊太利諸國の君主國民の意思に反して統一を拒むこと此の如くなるに、統一の希望は益々國民の間に傳播し、如何なる壓制を用ふるも遂にこれを抑制する能はざるの勢を呈せり。而して此間に嶄然頭角を現はして、統一の主義を賛成したるものを、撒西尼亞王 ヴィクトル・エマニエール (Victor Emmanuel) とす。撒王國は、千八百四十九年乃至千八百五十二年の間、マッシモ・ダゼッリオ (Massimo d'Azeglio) 宰相となり。千八百五十二年より千八百五十九年までは、カッセル宰相となり。兩者共に經國の才に富み、他の諸國が人民を壓制するの内に立ちて、超然として立憲の政を施き、國王も政府も皆國民の意思に重きを置きて其云ふ所を容れ、其欲する所を興へたるを以て、國內平靜に、人民歡呼せざるものなし。此に於てか、伊太利國統一主義を抱く者の眼目は約せずして撒王の上に向へり。宰相カッセルは聰明の人なりしを以て、凡ゆる信教者を同一に待遇し、學者を好遇して、内に實力を養ひ、外は英佛に結び、クリミア戦争に與して利益の分配を受け。國王ヴィクトル・エマニエールは

又千八百五十五年十一月、自ら英佛兩國に赴て交誼を厚ふせり。撒西尼亞がクリミア戦争に與したるが爲めに得たる最大の効果は、千八百五十六年の媾和會議に、列國と伍して媾和條約に調印したるに在り。千八百五十八年伊太利内部の紛擾連りに起るに及び、佛帝那破翁は全力を擧げて之に干渉したるを以て、伊太利の人民は皆思へらく、埃國の干渉跡を絶たあるに佛國亦既に此の如くんば、伊太利は干渉の衝となり、埃國縱令干渉を止むるも、佛國之に代らば伊太利の統一は永く行はれざるべし。今の時にして計るに、力を佛國に藉りて埃地利の勢を殺くに如かず。然らずんば、革命熱を起して歐洲全國を攪亂し、諸國をして力を外國に用ふるに暇あらざらしむるに如かず。而して急激説即ち後説を取るもの頗る多く、革命熱を歐洲全部に普及せしむる最良の方策を講したるが、那破翁第三世を殺すを以て最良の策なりと思惟し、伊太利人に宣言して曰く、那破翁第三世は嘗て伊太利をして埃地利の羈絆を脱せしめんと約したり。然るに帝は約を履まず、是れ我輩を殺戮せんとする所以なりと。千八百五十八年一月十四日、オルシニー伯 (Orsini) は那破翁の宮門を出づるを窺ひ、四名の同士とともに帝の車駕の下に三個の爆裂彈を

投したるに、死する者八名、傷を被る者百四十八名然るに帝及皇后は微傷だも負はず。只爆裂彈の碎片帝の帽に當りたるのみ。オルシニー伯は帝を殺すとを得ずして牢獄に繋がれたりと雖も、遂に其目的を達したり。伯は思へらく、那破翁は伊太利の自由を得せしむるの力を有し、又伊太利を攪亂するの力を有するものなれば、伊太利を救ふと否とは全く那破翁の方寸に在りと。伊太利が孜孜として革命の誘導をなさんと勉むるの間、二月十一日、伯は獄中より那破翁に送るに一書を以てしたり。其文に曰く、

『余の目的たる伊太利を救ふに在り。余今や刑場の露と化せんとするに當り、更に伊太利を救ふの一方術を講せんとす。伊太利の獨立は余が陛下に向て吐露する最終の思考にして、又最後の言語なり、伊太利が將來埃地利と抗爭するに當り、陛下は獨逸を撃射して埃地利を援助せしむるとなかれ。獨逸を撃射して此勳をなすを得ざらしむると否とは、一に陛下の方寸に在り。而して伊太利の安危は實に陛下の方寸によりて決するなり。陛下冀くは回想せよ、伊太利は何が故に血を那破翁先帝に向て濺きたるやを。陛下一たび我が

祖國を自由にせば、我が同胞二千五百萬の生靈が陛下の爲めに祈る所の天幸は、永く陛下を後世に導くべし』

と。オルシニーは刑死に先つこと二日、三月十一日復び書を那破翁に呈して、陛下は必らず余の望を容るゝなるべしとの意を述べ、尙ほ長く帝をして此の語を忘れざらしめんと欲し、更に書の終りに附記して曰く、『陛下にして常に此語を記憶せば、余は死して尙自ら慰むる所ありと。斯くて千八百五十八年三月十三日オルシニーはキロケンを以て刑せられしが、死に臨んで高く伊太利の自由を呼び、死容尙ほ生けるが如かりしと。オルシニー伯再度の書面及び刑場の模様は必らず那破翁に許多の刺激を與へたるなるべし。而して帝が全くオルシニー伯の言を容れたるや否やは明ずらずと雖も、爾來伊太利の事に關すること謙讓にして、又昔日の暴慢に似ざりしに至ては、歴史の明かに證明する所なり。此年八月カプーは、那破翁にプロマロエ(Plombières)に謁せずとも、埃地利に向て敵抗し、サボア及びニッツァを佛國に讓渡すべしとの秘密の口約を結び、之と同時にヴェクトルエマニエルの皇女にして年齢十六歳なるクロチルド(Clothilde)を以て四十四歳のヒーロニムスナ

ボレオン皇子 (Hieronimus Napoleon) に配することを約し。千八百五十九年一月十三日チウリン(撒西尼亞の首府)に於て假祝言を行ひ、同月三十日結婚の式を挙げたり。又世に傳ふる所によれば、當時既にエマニエルト那破翁との間に、エマニエルトがロンバルデーを掠奪することあらば那破翁は伊太利を助くべく、其報酬としてサポアニツアを佛國に與ふべしとの條約ありたりと云へど。果して書面に記載したる條約ありしや否やに付ては、確然たる證據を見ず。

佛蘭西と撒西尼亞とが同盟して奥地利と戦争を開くは佛撒兩國の爲めに利益あるの地位に在りき。英國はクリミア戦争以來奥地利の反覆常なきを憤り居れば勿論佛撒兩國に與すべく、縱令與せざるも局外中立の地位に立つは争ふべからざる所なり。露國はクリミア戦争當時の趨勢より見れば奥地利に與するを當然なりとするが如き傾ありしも、露國は奥地利の頼むに足らざるを看破し、既に佛帝と一堂に會して相軋らざるを約したる程なればもはや佛國を敵とせざることも明かなり。然らば又撒を敵とせざることも亦自から明かなるべし。獨り最も憂ふる所は普魯士及び獨逸同盟が奥地利を助くるに在れども、獨逸が奥地利を助けんと

するは奥地利が伊太利佛蘭西の爲めに攻撃せらるゝを恐るゝにあらざして、自ら自國の領地を害せられんことを恐るゝの餘に出づるものなれば、佛撒の軍獨り伊太利と争ひ奥地利帝國を侵略するの意なからんには、決して奥地利を助くるの理なかるべく又普魯士より見るも、奥地利の勢力強くして獨逸同盟の牛耳を執るは普魯士の好まざる所、加ふるに佛蘭西は後に在つて普及び獨逸同盟を掣肘するが故に、奥地利は到底孤立の勢たるを免れざりき。されば佛撒兩國は速かに戦端を開かんことを希望し居たるに、恰も好口實の之れに伴ふものあるに至れり。カファールは書を諸強國に發して、撒が卒先して伊太利の統一を圖り、ロムブルチーベチヤ王國及びビニススに自由憲法を施くことに賛成を表せられたしと望み。是より撒奥兩國の新聞雜誌は互に激論をなせしが、遂に双方の政府を罵詈するの極に至りたり。奥地利のフランシスジセフ帝は、千八百五十七年一月、皇后と共にベチチア及びロムブルチーに旅行し、政治上の犯罪者を大赦したるを以て、人民の歓迎を受けたるが、當時撒西尼亞の新聞雜誌は、口を極めて奥帝の人身攻撃をなしたり。茲に於て、翌二月奥地利の宰相ブノール伯は、書を撒西尼亞の内閣に送りて

奥帝を誹りたる新聞雑誌を處分すべしとの談判をなしたり。カプーは、同月二十日返書を發し、答へて曰く「余は此の人身攻撃ありしを悲しむものなり。然れども、人身攻撃せられたる者の訴訟を提起するによつて裁判をなすべきものなり。凡そ自由國の新聞雑誌に於ては、這般のこと誠に有り勝のことなり。撒西尼亞は被害者よりの訴訟提起を俟たずして新聞雑誌を處分すること能はず。若し奥帝にして訴訟を起さば、撒の裁判所は之れを處理するを拒まず」と。是より奥地利の新聞雑誌は益々激烈に撒政府を攻撃し、撒の新聞雑誌亦盛に奥政府を攻撃し、奥地利は遂に撒西尼亞の新聞雑誌を國內に入るゝことを禁したり。然れども撒は奥の新聞雑誌を自國に入るゝことを拒絶せざりき。

以上の返信奥地利に着するに及んで、奥地利の内閣大に憤懣し、千八百五十七年三月十六日其駐撒公使をチウリンより召還し、撒も亦維納駐割の自國公使を呼返して、地利は之と同時に書を諸外國に發して奥地利か撒駐割の公作を召還したるは決して不法に出でたるにあらずして奥の措置宜しきを得ざるを以て止むなく此舉に出でたるなりと云ふ次で再び書を發して撒近來の處置は伊太利に革命を起

して、自ら其上に立ち、以てロムバルヂーヘチヤに於て、奥地利の主權を殺かんとするの意を表するに足れりと云へり。此の如くして、兩國は暫らく相睥睨したりしが、撒西尼亞は益々戦争の準備を整へ、奥地利は伊太利に在る軍兵を増したり。然れども、人皆戦争の容易に起るや否やを疑たりき。何となれば、撒西尼亞が如何に死力を振ふも奥地利に抗敵し得べしとは何人も信せざる所にして、奥地利は撒西尼亞を輕侮すと雖も、拂蘭西の後援を恐るゝこと甚しければ、容易に進んで戦争を開くべしとは思はれさればなり。

六月下旬に至り、マヂニ（Mazzini）の從屬者リヴォルノ（Livorno）ゼヌア等の諸府に於て共和的騷擾を起し、ピサカチー（Pisacane）なる者共和黨の軍隊を引率し、ニールプスに反抗せり。然れどもニールプス軍隊の爲めに撃破られ、ホソツ、島に謫せられたり。

翌千八百五十九年一月一日、佛帝那破翁は宮殿に於て外國公使の賀を受け居りしが、殊に奥地利公使ヒューフェル男に向て左の言を發せり。曰く、

「朕は我國と奥地利との關係が朕の欲する所の如くならざるを悲しむ。然り

と雖も、卿は須らく卿の皇帝陛下に報するに、朕の身上の感情は決して舊に變はることなしとの旨を以てすべし』

と。而して公使は直ちに電報を發して事つ次第を本國に報せり。此の報一たび傳はるや、世人は皆嘗て佛撒の間に秘密の條約ありたりとの世評を回想して、戦争の起ること遠きにあらざるべしと豫想したり。茲に於て、埃政府は直ちに精銳の兵をロムバルチに派し、一月三十日ヒローニムスナホレオン皇子とクロチルト皇女との間に結婚の式を終るや、二月七日、佛帝は朕は常に平和の入にして決して憚むべき名譽心の爲めに此種の行爲をなすものにあらざと云へり。而して此結婚によつて佛撒間の結合愈よ堅きに至りたるを以て、次て又益々英國と同盟を固ふし、又露普兩國との好誼を温ならしめたり。二月下旬、佛帝は戦争の資料をマルセイユ及びブツロン港に運送したるを以て、埃地利と戦争を開くならんとの、加之直ちに次週より戦争始まるべしとの風評は、遠近に囂しかりき。諸國の外交家は此間の平和を圖らんと試みたれども、諸國は皆既に佛國に與するものなるを以て、其調和の手段と云ふが如きは、一も眞面目なるものなく、殆んど全く有名無實なりき。

巴里駐劄の英國公使、ロールド、ホールレー (Cowley) ス、那破翁の内意を合みて、千八百五十九年三月一日維納に赴き、埃地利にして伊太利に干渉することなくんは、英國は間に立ちて紛擾を調和すべしと云へり。然るに、埃地利は其言を容れず。三月十五日、露國より、伊太利今回の出來事を各國會議の下に置くべしとの發議をなせしが、埃地利は會議の結果必らず埃地利の爲めに不利なるべしと信じ、即ち伊太利に於て埃地利が既に有する所領のことは、各國會議に於て之を議せず、單に撒の處分のみを各國會議に委すべしとの條件を提出したり。然れども、此提議は佛國の許諾せざるにより消滅し、四月中旬に至り、普魯士は先づ埃地利と佛撒間との武装を撤して、各國の間に會議を開き、伊太利の諸國をして此會議に預らしめ、以て事を決すべしとの新發議をなし、佛國は之に賛同したるに、埃地利は既に充分の準備をなし、戦争旦夕に迫まるも、不可なきの狀を示して、此調和を拒絶し、會議の結果埃地利に不利なるべしと考へ、運命を會議に決するよりは、寧ろ戦争に決するの優れるに如かずと決心したり。

埃地利内閣は兵士をして軍備をなさしむる爲め、毎日百万グルデンの費用を要す



るを以て、著しく財政困難を來し、地西尼亞と無用と談判をなすは、徒らに費用を重ぬるのみにして益なきを思ひ、即ち速かに開戦をなさんと欲し、千八百五十九年四月二十三日、埃軍の總督ギョーライ伯(Gyulai)の補助官某をチウリヒに派して、撒西尼亞に請求するに、撒の軍隊を平時の數に復せしめ、又義勇兵を撤すべしとのことを以てしたり。所謂義勇兵なるものは、伊太利全土より撤を助けんが爲めに廣集したるものなりしなり。然るに撒は三日の猶豫を得て返答をなすべしとの言を補佐官に傳へ、此期間返答を與ふることなくして経過せば、戦争の宣告をなすと同一なりとの意向を示せり。而して撒西尼亞は此三日の猶豫を得て佛軍の近よるを待ちたり。佛軍の將カンロベル(Cantobert)及びニエール(Niel)は、陸路を取りて二十五日クロイツを超え、ペラガイダリエール(Baragnaydhiliers)の帥ゆる所の第二軍は海路ツィロンより來りて、二十六日ゼマアに上陸し、マクマホン(Mac-Mahon)の分隊及び那破翁親ら帥ゆる所の軍隊、又之に次けり。四月二十四日、獨逸同盟は軍隊を増して戦時と均しくしたれども、英國は二十五日局外中立を宣言し、獨逸同盟埃地利に與することあるも、英國は何國にも援助を與ふることなかるべしと云へり。

埃地利よりチウリヒに派遣せられたる使者は、四月二十六日(千八百五十九年)撒西尼亞より要求を拒絶するとの返答を得、戦争是に於て宣言せられたり。埃帝フランシス、ヂロゼフは、二十八日布告を國民に下して、埃地利が自ら求めて戦争をなしたるに非ざる理由、及び權利を保護せんが爲めに已むを得ずして戦争をなすものなりとの理由を述べたり。埃地利は此戦争に於て思へらく、埃地利が伊太利を壓抑すること茲に年あり。而して埃地利が常に勝を制する所以のものは、獨逸の後援あるによる。埃地利と獨逸とは常に利害を共にするものなるが故に、今回の戦争に於ても亦、獨逸は必らず埃地利を援くべく、然らば埃地利の全勝又期して俟つべし。然るに獨逸は埃地利の壓制を惡み、新聞雜誌口を均ふして伊太利の獨立を全ふせしむべしと唱へ、埃地利の政策は大に齟齬するに至りたり。獨逸が埃地利を見捨てたるの原因は、埃地利が伊太利を壓制すること甚しかりしに因るべく、又オルシニー伯が佛帝那破翁を感動せしめたるの影響にもよるべしと雖も、主として埃地利が新教々徒を虐待して舊教々徒と同一の權利を得せしめざりしに在り。撒西尼亞は前に述べたるが如く、卒先して信教の自由を許し、新教徒と舊教徒とを

均一に取扱ひたるを以て、獨逸の歡心を得たるなり。撤西尼亞一たび埃地利と戰端を開くや。伊太利全國忽ち一致して撤尼亞に同情を表し、加ふるに佛國の援助ありたるを以て、撤の勝算殆んど疑なかりき。戰爭未だ開始せざるに先ち、トスカナの人民は激怒して、レオポルト大公を國外に逐ひ、レオポルトはフロレンスを経てボロナに赴き、次で維納に赴けり。政府も、軍人も、市民も、皆萬口一致して、撤と同盟すべく、又は撤を助くべしと云ひ。バルマの住民も亦政府に強要して撤と同盟せしめ、攝政を追政せり埃地利の軍隊ハルマに來たるに及んで攝政再び位に復したりと雖も、二ヶ月を閲するの後、六月七日力支ふる能はずして、埃軍遂にバルマを去れり。佛國も亦那破翁の伊太利を助くるに同情を表し、立法議會は軍費として五億フランを支出することを議決し、英國も亦伊太利に同情を表し、埃は殆んど全く孤立の勢に陥りたり。

千八百五十九年四月二十九日、埃地利軍ビエモントの境を超えて伊太利に進む。總軍十八万、尙ほ八万の軍際は緩急あらば直ちに之に續くの準備をなせり。然るに、撤西尼亞の軍は總計僅かに八方に過ぎず。されは佛國の援兵至らざるに先ち、

埃將ギウライ伯の軍は一擧して撤西尼亞の軍を破り、直ちに進んでチウリロを蹂躪すべしとは、何人も其難からざるを豫想したる所なり。然るにギウライの兵畧極めて緩漫にして、撤軍の如き與し易しと自負して、ロメリナ州(Tomelina)に滞在して動かず。泰然として兵十五万撤軍と聯絡するを待てり。佛軍は二軍に分れ、一はセヌアより、一は佛蘭西とビエモントの國境より進みしなり。是より先き、那破翁は四月二十六日、使を埃地利に派して、埃軍ビエモントに入るのときは、即ち佛國に對して宣戰をなしたるものなりと見做すべしと云ひ。五月二日、使者を召喚し、同日左の宣言を發せり。

「埃地利軍の我同盟國たる伊太利の國境に進みたるは、即ち我が佛國に對して宣戰をなしたるものなり。佛國は是れまで埃伊兩國の平和を維持せんと勉めたること久し。而して埃地利既に此暴舉をなす。今に至ては即ち佛國の全力を戰に注ぐこと蓋し佛國の最大義務なり。伊太利は元と佛國に慊たらざりし所ありたりと雖も、此等の件は即ち歴史と共に消滅せり。朕は外國の壓制を受くる人民の爲めに同情を表するを禁ずること能はず。此戰爭の目

的は伊太利の獨立を援くるに在りて、決して佛國の私心に出でたるものにあらざるなり』云々。

五月十二日那破翁は國事を皇后ユーゼニー(Eugenie)に托してゼヌアに越きペリッシール(Polissio)を以て獨逸國境に在る軍隊の司令長官となし帝は自ら伊太利に於て佛撒同盟軍の指揮をなしたり。此時埃地利軍に於ては詳かに敵情を視察すると能はざりしかば、ギウライ伯は、スタヂオン將軍(Stadion)をして一万二千の兵を率ひて偵察をなさしめたるが、佛將フレイイ(Forey)の師ゆる所の前隊とモンテペロー(Montebello)に會し、埃軍勇戦能く佛軍に當りたると雖も、埃軍は佛國の全軍既に此地に進めるものと誤解し、衆寡敵し難しと考へ、本隊に歸りて、佛軍の主力は此地に集まれりと報したり。

斯くて五月三十一日、パレストロ(Palestro)の傍なるセシア(Sesia)橋に於て、埃軍大に敗れギウレイ伯は佛軍の爲めに圍繞せられんことを恐れて、チシノ(Ticino)河の左岸に退き。六月四日マゲンタ(Magenta)に於て更に戦闘を開けり。此役兩軍各七萬許、佛撒の軍は那破翁之を帥ひ、カンロベル(Canrobert)、マクマホン、及ニエル之に

副たり。埃軍にはフランシス、マクセン帝此時既に軍中に在りしが、十七日に至るまではギウライ伯は指揮の任に常り。クラムガラス(Ciam-Gallas)、シャール・ゾベル(Shoebel)、リヒテンスタイン(Liechtenstein)、シタル・シュマルツ(Schwarzenberg)及びベネデック(Benedeck)之に副たり。初めは那破翁帝埃軍の圍む所となり、頗る危険の地位に在りしが、マクマホン及カンロベルト來りて之を救ひ、埃軍復た大に敗る。埃軍が總兵を盡して佛軍に當らすして、力を分ちて佛軍に當らしめたるは、埃軍の敗れたる所以なりと。此役埃軍の死する者約一萬。佛撒軍の死する者約四千五百。失敗に失敗を重ねたる埃軍は、漸く退て占領地を明渡し、遂にベチチアのみを占領するに止まり。那破翁及びヴィクトル、エマニエルは人民の歡聲に迎へられてマイランDに入り、那破翁は六月八日伊太利に宣言するに、

『朕は伊太利の自由の爲めに戦争をなし、好んで撒西尼亞の旗幟の下に集りたるものなり。今や伊太利が一國民となるの期は到達したり。朕は此戦争に關係するも、秋毫も利己の目的を有せざるなり』

このことを以てせり。此宣言は益々伊太利人民の心を刺戟せしめ、バルマ及モザ

ナは皆撤に同盟するとの意を通し。バルマの攝政ルイゼ女公、及びモテナのフランシス公は皆國外に立去らざるべからざるに至り。法王直轄の府フェラテ(Ferrara)及びボローナ(Bologna)の如きも亦ヴィクトル、エマニュエルを管理者となすの意を布告し、一に佛軍の保護に依頼したる羅馬法王の形勢は、此時漸く變轉の有様を呈したり。

六月十二日那破翁は再び軍隊の運動を初め、同月二十四日兩軍ソルフェリーノ(Solferrino)に會せり。埃軍はマゲンタの戦に兵を分つて同盟軍に當りたるの不利なるに鑒み、勤めて埃軍を一にせんと欲し、半圓形の陣を作りて佛軍を其の内に取圍まんと劃策したり。然れども其長さ四里に亘り。各所皆充分の戦闘力なかりしを以て同盟軍が精銳を集めて其一個所を突撃するに當りて埃軍の之に敵する能はざりしは、又止むを得ざるに出つ。此役兩軍又各十四万人。那破翁は輕氣球を發して埃軍の備を視察せしめ、埃軍の中堅ソルフェリーノに在るを知り、精銳を盡して此地を突撃し、爲めに一舉して全勝を奏したり。此役埃軍の死傷合せて一万三千。佛軍一万二千。撤軍三千五百埃人の虜となる者九千。佛人六百。撤千二百。

埃軍即ち退て四角城寨マンツァ、レグナノ、ヴェロナ、ベスホトラ(Mantua, Legnano, Verona, Peschiera)を守り、進撃の不利なるを知り、城に據つて長日持久し、埃地利全國の軍の至るを待て決戦せんとの意を示し、暗に媾和の速かならんことを希望したる佛軍は遠く本國を離れて長く戦陣に苦しみ。加ふるに、埃地利にして長日持久の策を取らば、土地低濕にして陣營の完きものなく、惡疾の至ること日を期して俟つべく。勇氣沮喪するの時を俟て埃軍の襲撃を受けば、勝算覺束なく、加之既に得たる名譽をも併せて失ふべしとの恐を懷き。又切りに媾和の速かならんことを希望したり。加ふるに普魯士及び獨逸同盟諸國の埃地利及び佛蘭西に對する形勢漸く一變し。那破翁若し埃地利に勝たば、更に進んで普魯士に向ふの意ありとの風聞新聞雜誌の傳ふる所となり、七月四日には、埃帝フランシスは、ウインヂッシュグレッツ侯(Windschgratz)を伯林に派して、普魯士の自國と同盟せんことを促がし、普國は之を諾すとの明答を與へざりしと雖も、ライン近傍の兵備を嚴にしたるを以て、佛國も亦た之れに對して相當の軍備をライン河岸に張らざるべからず。佛軍の兵力は二個に分裂せざるべからざるに至り、しかも伊太利が兵を増すの舉なきを見

て、那破翁は伊太利の放縱なるを厭ひ、又伊太利を聯邦制度の國となして、自己の親族を以て二三聯邦の元首たらしめんとしたるも、伊太利は固く執つて聽かず。飽くまでウイクトル、エマニエルの下に全國を統一せんと主張し、宰相カプーは又撒西尼亞はもはや佛國の力を借らすして獨力埃軍に當り伊太利の獨立を保つべしとの回狀を各州に發したりしかば、那破翁は益々速に局を平和に結びて、一は佛國戰勝の名譽を保ち、一は佛國が伊太利に恩惠を與へたるの紀念を長く存續せしめんと欲したり。

千八百五十九年七月六日、埃地利の士官一名佛軍に來りて、戦死者ウインヂッシュグレッツ少侯の遺骸を引渡さしめたとしと請求したり。那破翁は此機を利用して干戈を收めんと欲し。之を待遇するに極めて鄭重を加へ、又使者に向て戦争の局を結ばんと申出で、其準備として七月八日より八月十五日まで五週間の休戦をなすの條約を締結したり。然れども埃地利帝は此休戦によりて本國より兵勇を招くの期間を得たるを喜び。那破翁は自國の軍隊日々に衰頹に傾くを以て、媾和の準備をなさんと欲し。兩國各々此休戦を異りたる意義に解したり。而して那破翁は七

月十一日、ヴィラフランカー (Villafraanca) に於て埃帝に會し、言て曰く「埃國は此戦争に於て孤立の勢に立ちたれば、將來の勝算覺束なかるべく、寧ろ速に犠牲を供して平和に導くに如かず」と。那破翁の意はロンバルダイを取りてウイクトル、エマニエルに與ふべく、ミンチオ (Mincio) を境とし、ベチチヤ、及、マンツァ城 (Mantua) バスヒラ城 (Peschiera) の如き元より埃地利の領有に歸せんとするを在りしなり。

前に述ぶる所の普魯士が軍隊を動かして、恰も埃地利を助け、佛蘭西に敵抗するか如きの風を粧ひたるもの、全く普國の政略にして、普魯士は埃地利が獨逸に於て跋扈するの地位を立つ能はざるの時に乘じ、以て獨逸に牛耳を執らんと欲し有るなり。然れども埃帝は普魯士の政略と那破翁の困憊の地に在るを察し、速かに媾和をなすべきの時期なりと信じ、那破翁の請求に應じて假條約を結びたり。歐羅巴諸國は埃帝が國務大臣に諮問することさへなさずして、此の如く迅速に媾和條約を締結したるに喫驚し、伊太利のことは早晩各國會議の下に決する所となるべしとの希望は全く水泡に歸したり。

千八百五十九年八月九日、三國政府の全權チウリヒに集りて本條約を議定せんと

て、那破翁は伊太利の放縱なるを厭ひ、又伊太利を聯邦制度の國となして、自己の親族を以て二三聯邦の元首たらしめんとしたるも、伊太利は固く執つて聽かず。飽くまでウイクトル、エマニエルの下に全國を統一せんと主張し、宰相カプーは又撒西ニアはもはや佛國の力を借らすして獨力埃軍に當り伊太利の獨立を保つべしとの回狀を各州に發したりしかば、那破翁は益々、速に局を平和に結びて、一は佛國戰勝の名譽を保ち、一は佛國が伊太利に恩惠を與へたるの紀念を長く存續せしめんと欲したり。

千八百五十九年七月六日、埃地利の士官一名佛軍に來りて、戦死者ウインヂッシグレッツ少侯の遺骸を引渡さしめたとしと請求したり。那破翁は此機を利用して干戈を收めんと欲し。之を待遇するに極めて鄭重を加へ、又使者に向て戦争の局を結ばんと申出で、其準備として七月八日より八月十五日まで五週間の休戦をなすの條約を締結したり。然れども埃地利帝は此休戦によりて本國より兵勇を招くの期間を得たるを喜び。那破翁は自國の軍隊日々に衰頹に傾くを以て、媾和の準備をなさんと欲し。兩國各々此休戦を異りたる意義に解したり。而して那破翁は七

月十一日、ヴィラフランカー (Villafanca) に於て埃帝に會し、言て曰く「埃國は此戦争に於て孤立の勢に立ちたれば、將來の勝算覺束なかるべく、寧ろ速に犠牲を供して平和に導くに如かず」と。那破翁の意はロンバルダイを取りてウイクトル、エマニエルに與ふべく、ミンチオ (Mincio) を境とし、ベチチヤ、及、マンツア城 (Mantua) ヲスヒラ城 (Peschiera) の如き、元より埃地利の領有に歸せんとするを在りしなり。

前に述ぶる所の普魯士が軍隊を動かして、恰も埃地利を助け、佛蘭西に敵抗するか如きの風を粧ひたるもの、全く普國の政略にして、普魯士は埃地利が獨逸に於て跋扈するの地位を立つ能はざるの時に乘し、以て獨逸に牛耳を執らんと欲し有るなり。然れども埃帝は普魯士の政略と那破翁の困憊の地に在るを察し、速かに媾和をなすべきの時期なりと信じ、那破翁の請求に應じて假條約を結びたり。歐羅巴諸國は埃帝が國務大臣に諮問することさへなさずして此の如く迅速に媾和條約を締結したるに喫驚し、伊太利のことは早晩各國會議の下に決する所となるべしとの希望は全く水泡に歸したり。

千八百五十九年八月九日、三國政府の全權チウリヒに集りて本條約を議定せんと

したり。奥地利の全権はコロンドー伯 (Coloredo) 及マイゼンブーク男 (Meysenburg) なりしが十月二十六日コロンドー伯はチウリヒに死したるを以て、カロロイー伯 (Karoly) 之に代り。佛蘭西よりはブールケチー男及バネヴィル (Banneville) を派し。撒西尼亞よりはヅルバード (De Ravage) 及グット (Goclean) を派し。談判の日子一ヶ月間を費したが、此間伊太利人は益々國民同盟を形作らんとし、全半島騷擾極りなく、媾和條約は十一月十日に至りて調印の運びに至り、奥佛間媾和條約一通佛撒間のロムバルヂー讓渡條約一通、奥佛撒間媾和條約一通都合三通の條約を作りたり。

奥地利佛蘭西間の條約は總計二十二條にして、奥地利帝は永くロムバルヂー (ベスヒーラ城及マンツァ城を除く) を棄ること (第四條)。那破翁はロムバルヂーを撒西尼亞王に讓渡すこと (第五條)。ロムバルヂーの住民にして撒西尼亞の主權の下に服するを欲せざる者は一ヶ年内に奥地利に立去るべきこと (第十二條)。奥地利及び佛蘭西は羅馬法王を盟主として、伊太利をして聯邦を作らしむることに盡力すべきこと (第十八條)。トスカナ、バルマ、モデナには、千八百十五年維納會議に列した

る諸國の同意を得ずんば、其政治上の變更をなすべからざること (第十九條) 尤も此條文は効力を有することなくして止みたり等を定めたり。

奥地利佛蘭西撒西尼亞間の條約は、凡て二十三箇條より成り。第三條は、北部伊太利に於ける奥地利撒西尼亞間の新境界を劃定し。第五條は撒西尼亞が讓受けたるロムバルヂーベチヤに付て負擔すべき額を定めて、ロムバルヂーベチヤ人の債務の五分の三及び千八百五十四年の奥地利國債の内四千萬グルデンを引受くることとし。第六條に於ては、前條の四千万グルデンは、先づ佛蘭西より之を奥地利に拂込み、撒西尼亞より佛蘭西に辨償すべき旨を定め。第十八條に於てポー河及びガルダ湖上の航行を自由にすることを定めたり。

千八百五十九年十一月十日の佛蘭西撒西尼亞間のロムバルヂー讓渡條約は五ヶ條より成り。第一條に於て、那破翁帝がロムバルヂーの凡ゆる權利をヴィクトルエマニエール王に與ふる旨を約し。第三條に於て四千万グルデンは佛蘭西より一先づ奥地利に支拂ふべきを以て、後に至りて撒西亞尼より佛蘭西に支拂ふべきを約して其辨濟の方法を定め。第四條に於ては、撒が軍費として佛蘭西に六千万フ

ランを支拂ふ旨を定めたり。

此條約によりて、埃地利の以太利に於ける干渉は殆んど全く其跡を絶ち、佛國更に代つて埃地利の伊國に對するの地位を得るに至り、加ふるに英國の嘴を其間に夾むあり。埃伊の葛藤は未だチウリヒ媾和條約の締結によつて局を結びたりと云ふを得ざるなり。其趨勢に至つては、請ふ後章の説明を俟て。

### 第九章

シュレースウヰヒ、ホルスタイン問題(千八百六

十四年十月三十日丁抹と埃普間に締結したる維納條約)

ホルスタインは獨逸聯邦の一にして、しかも丁抹王の支配する所なり。シュレースウヰヒは元と獨逸聯邦の一國に非ずして、丁抹王の支配する所たりしと雖も、亦純粹の丁抹領と趣を異にし、丁抹に嫌焉たらざるものあり。シュレースウヰヒ、ホルスタインには、獨逸人多くして丁抹人少し。此の兩事實はシュレトスウヰヒ、ホルスタインをして、バルメルストンの所謂『歐羅巴に點火する燐寸』たらしめたる者にして、獨逸がシュレースウヰヒ、ホルスタインを煽動して、丁抹より分離せしめんとするの策と、丁抹

がシュレースウヰヒ、ホルスタインを自國の確乎たる領地たらしめんとするの策との争、相衝突して、爲めに其間に英露の干渉を來す等紛擾極りなきの外交歴史は、讀で頗る妙味を覺ゆるものあるなり。

抑もシュレースウヰヒ、ホルスタインの問題は一朝一夕に起りたるものにあらず。遠く其源を千八百四十四年に發せり。丁抹にウツシンク(Ussing)なる者あり。同年貴族會議の席上に於て云て曰く『丁抹、シュレースウヰヒ、ホルスタイン、ラウエンブルヒは唯一の國にして分つべからざるものなり。丁抹の皇室典範は獨り丁抹に於けるのみならず、シュレースウヰヒ、ホルスタイン、ラウエンブルヒにも同一の効力を有するものなり。將來苟くも新聞雜誌等に於て、之に反對の意見を吐露する者あらば、之を謀叛者と見做して相當の處分をなすべし』と。此問題は實際上の必要より起りたるものにして、シュレースウヰヒ、ホルスタインに於ては、從來男子に非れば位に即くを得ずとなし、丁抹に於ては千八百六十三年十一月十四日の皇室典範によりて、女子と雖も皇位に即くことを得べしとの定め明晰なるあり。千八百四十八年丁抹王の位に登りたるフリードリヒ第七世は、三人の王妃を迎へたれども、子なく、其弟



フーデナンド亦子なかりしを以て、ヘッセンカッセルのウールム伯爵夫人にして其伯母たる夏洛ット (Charlotte) をして位を繼がしめんとしたり。然るにシュレースウヒ、ホルスタインは元より丁抹と連結するを嫌とせず。機に乗すべきあらば丁抹と分離すべしとの希望、心中に滿ちたるの當時なりしかば、丁抹が女統を位に即けんとするを機とし、自國皇室典範の女統を戴くを許さざるを名として、速に丁抹より分離し、王位をゾンデルブルヒアウグステンアルヒ (Sonderburg-Augustenburg) 系に傳へんと欲したり。ラウエンアルヒは、千六百八十九年ラウエンアルヒ公の死後、公位をアラウンシュワイヒ、リウテナルヒ家に歸し、從てハンノーベルと共に千八百〇三年に至るまで佛領となり居たり。然るに千八百十五年維納會議の議決によりて、エルベ右岸の部分即ち、其大部分を普魯西に與へ、左岸の小部をハンノーベルに與へたり。同年六月四日普魯士は丁抹と條約を結びて、右の領地を丁抹の瑞典領ボンメルン及リウケン島と交換したり。故を以て、ラウエンアルヒはシュレースウヒ、ホルスタインと相結合することなかりしと雖も、從來よりの關係によりて今回の王位繼承問題には又幾分の利害關係を有したり。

丁抹の皇室が、斷然女子をして王位を繼がしめ、シュレースウヒ、ホルスタインをして均しく女王を戴かしめんとするや。千八百四十四年十二月二十一日、ホルスタインの貴族會議は滿場一致の決議をなして曰く「シュレースウヒ、ホルスタインは從來の權利と特權とによりて結合したる獨立國なり。我國の皇室典範元より女子を戴て元首とするを許さず。何を以て他國の相續法を認めて之を自國に行はさるべからざるの理あらんや」と。爭議一たび兩國の間に起るや。各國の新聞雜誌は競ふて其正否を論じ、獨逸は先づ進んでシュレースウヒ、ホルスタインに賛同を表し、ラッユアルヒも亦女子の自國を統治したるの例なきを以て均しく丁抹に向て反對を試み、ラウエンアルヒも獨逸同盟に屬すべきものにして、丁抹と合致すべきの義務を負はしめらるゝことなしと云ひたり。茲に於て、丁抹は一層の激怒を來し、千八百四十五年七月三十一日シュレースウヒ、ホルスタインの旌旗と國標とを認めず、船舶には凡べて丁抹の國旗を立つべしと聲言せり。千八百四十六年七月十六日丁抹王クリスチアン第八世は、書をシュレースウヒ、ホルスタインに發して曰く「千六百六十三年十一月十四日の丁抹王位繼承の規則、即ち女子をして王位を嗣がし

むるを得ると云ふは、獨り丁抹のみに行はるゝに限らずして併せてシュレースウヰヒ、ホルスタイン及びラウエンブルヒにも及ぶものなり。蓋しクリスチアンは此等諸國が諸外國より丁抹の屬州たるを承認して不可分の總合國たるを肯定せる者なりと云ふを口實となしたるなり。此書一たびホルスタインに達するや。獨逸全國の激昂は例ふるに物なかりき。同年九月十八日に至りクリスチアン王は國內に布告を發して曰く、

朕は國父として朕の愛重する忠實なる臣民に告ぐ。七月に發したる公書は朕が公領又は公領一部の權利を害せんとするの目的に出でたるものにあらず。却て朕はシュレースウヰヒに約するに、其ホルスタインとの結合は舊來の如くなるべく、ホルスタイン公領は又永くシュレースウヰヒ公領と分離すべからざるものなり、

と。此布告は毫もシュレースウヰヒ、ホルスタインの騷擾を鎮めざりしのみならず。却て丁抹は舊來の如くホルスタインをもシュレースウヰヒをも合せて總合國とするの深意あるものなりと看破せらるゝに至れり。シュレースウヰヒは十月二十一日貴

族議會を開て、先にホルスタインがなせると同一の決議を爲し、更に丁抹人と分離して獨逸同盟に加はるべしとの決議をなせり。然るに政府は之を以て違法の議決なりとして之を回付したるを以て、議長ヘーゼーレルは之を以て貴族の請願權を害し憲法に背きたるものなりと宣言し、獨逸黨の議員三十五名は、議會に出席せざりしを以て丁抹黨の議員出席するも員數足らずして會議を開くこと能はず。其後數日にして十二月十四日遂に議會を閉つるに至れり。千八百四十七年は又同一の状態を以て空しく經過し、クリスチアン第八世の發議により、總合國憲法を作り、以て各單一國の憲法に觸るゝことなからしめんと計劃し、草案既に成りたるに千八百四十八年一月二十日王は病を得て逝けり。

クリスチアン第八世死して、其子フリードリヒ第七世立つ、之を丁抹王男統の終りとす。フリードリヒ第七世は丁抹の輿論に従ひ速に總合憲法を實施するに至らしめんと欲し、王位に即くや直ちに憲法を公布し、議會の協賛を得んと欲したり。千八百四十八年二月十七日シュレースウヰヒ、ホルスタイン人はキールに集會して丁抹王の召集に應じ議員を派すべく、しかも決して總合憲法に協賛を與ふること

なかるべしと協議したり。幾くもなくして巴里に二月革命起り、千八百四十八年二月二十三日、佛國の政體は激變して共和政となり、歐洲の天地に一大震動を惹起せり。此時丁抹人も亦騷擾熱に感して政府に反抗し、コーペンハーゲンの國民議會は自由憲法を施くべしと脅迫し、又シユネーヌウヰヒをして丁抹と合致せしむべし、アイデル河を以て丁抹國の國境となすべし、之に反してホルスタインは獨逸同盟に屬するものなるが故に、除外して丁抹と離別せしむべしと請求したり。三月十二日に至り、王は從來の内閣を止め、アイデル丁抹黨の内閣を組織せしめ、二十四日シユネーヌウヰヒを丁抹に合一せしむるの宣言書を發したり。然るにシユネーヌウヰヒ、ホルスタインの貴族議會は、四月三日レンツァルヒに集り、二名に對する七十四名の多數を以て、シユネーヌウヰヒを獨逸同盟に加入せしむべしとの決議をなしたり。此決議は殆んど丁抹に對する宣戰とも稱すべきものにして、到底丁抹と調和すると能はざるの勢を示せり。シユネーヌウヰヒ、ホルスタインも亦歐洲の騷亂に伴ふて國內の紛擾極りなく、宣言して曰く、『フリードリヒ第七世は其黨派の爲めに虜にせられたるものにして、自由の境遇に在るものにあらず。従つて其言ふ所も亦眞意

に出てたるものに非ず。吾人は將さに臨時政府を設けて、王が自由を恢復するに至るまで國事を處理する所あらんとす』と。即ちレンツァルヒに新假政府を設け、辯護士ベゼーレル、フリードリヒ、フォンアウグステンアルヒ公子、レヴェントロー伯、商人シユミット、辯護士ブレメル之が閣員たり。假政府成るに及んで人民の歡聲湧くが如く、シユネーヌウヰヒ、ホルスタイン軍隊を組織して、フリードリヒ、フォンアウグステンアルヒ公子之れに帥たり。三月二十七日布告を發して曰く、

令を發して將士に告ぐ。余今公國の委任を受けて推されて汝等の將帥となる。余は此の神聖なる戰爭に於て本國の爲めに汝等を帥ゆること其の法を得ん。今や干戈將に交らんとし、丁抹人既に國境に進めり。神明正さにシユネーヌウヰヒ、ホルスタインの勇壯の爲めにベルト峽の道を指示すべし。汝等は須らく信を汝等の新將帥に置け。新將帥が愛國心の爲めに鼓舞せらるゝこと、敢て汝等に譲らず。汝等をして戰勝の榮を荷はしむること、蓋し掌を指すが如くならん。我等は丁抹人の到るを見は、彼等が我が榮譽を傷けざるに先ち進んで之を擊破せん。余の戰友よ。神明顯然として汝等を擁護せり。神

明の向ふ所天下敵なし。余は今や汝等と共に無上の榮譽を眼前に有せり。公子は又普王ウヰルヘルムに請ふに、力をシュレースウヰヒ、ホルスタインの爲めに盡さんことを以てしたるに、三月二十四日の日付を以て左の答辭を得たり。其文に曰く、

朕は獨逸を庇護するを以て自任するもの、而して敢て他國の權利を蹂躪せんか爲めに非ずして、内外に對し既に成立せる状態を保持せんが爲めに、獨逸を庇護せんと欲するものなり。朕はシュレースウヰヒ、ホルスタイン公國の既得の權利を認むるもの、之を以て丁抹王國の權利を毀損することをなさないなり。シュレースウヰヒ、ホルスタイン公國が獨立國なること。シュレースウヰヒ、ホルスタインは常に相結合して離るべからざること。男子に非ざればシュレースウヰヒ、ホルスタインを支配する能はざること。此三件は蓋しシュレースウヰヒ、ホルスタインの權利たること、誰か間然する者あらんや。之を以て、若しシュレースウヰヒ、ホルスタインを攻撃する者あらば、朕は適當の方術を劃して之を保護すべきこと、既に議會に於て明言せる所なり。

獨逸に於ては、シュレースウヰヒ、ホルスタイン事件の爲めに人民の激昂すること極めて甚しく、普王をして、丁抹人にして一旦干戈を弄するに至らば之に對抗するに遂巡することなかるべしとの宣言書を發せしむるの止むを得ざるに至らしめたり。其宣言の文に曰く、

獨逸臣民に告ぐ。汝等が名譽の新歴史は今日を以て生まれり。汝等は再び歐洲の中原に於ける強大自由の民となるべし。普王フリードリヒ、ウヰルヘルム第四世は汝等の勇壯なる補佐を得、汝等の活達なる再生を信じて獨逸を助けて總本國の尖頭に置かんとするものなり。汝等は今日尙ほ獨逸人民の舊と名譽ある旗色を以て、汝等の中央に騎行するの普王を見ん、

と。四月一日普軍二聯隊はフォンボーニン將軍の下にホルスタインに向へり。四月四日獨逸聯邦議會が普王に委するに調和を講ずるの策を劃すべしとせるの後、獨逸軍隊は尙ほ大舉してアイデル河を超えたり。シュレースウヰヒ、ホルスタインの軍七千前隊に在り、四月七日フレンスブルヒに於て丁抹軍一萬四千と衝突して敗績し、キール大學生の命を殞するもの算なかりき。此報一たび獨逸に達するや人

民の激昂更に一層の甚しきを加へ、義勇兵の隊をなしてシュレースウヰヒ、ホルスタインに向ふ者無數、十二日に至り、獨逸同盟は相共にシュレースウヰヒに在る丁抹軍を撃破して、速にシュレースウヰヒを獨逸聯邦中に加ふべしと議決し、十五日に至り、更に議決して聯邦の軍十軍團を組織し、普魯士をして之を指揮せしむべしと定め、ハルケットをして之を率ひてホルスタインの境を超えしめ、ランゲル(Wrangell)之れが統御の任に當れり。丁抹人は二十九日獨逸沿岸を封鎖し、五月四日に至りては又エルベ河の河口を封港したり。是に於て獨逸軍は新たに獨逸艦隊を組織するの必要を感じ、五月六日ハムブルヒの商賈は船舶五隻金十六萬マルクを獻じ、獨逸全國は艦隊設置の爲めに惱殺せられんとするの狀を呈したり。獨逸同盟軍はシュレースウヰヒよりユットランド(Jutland)に退き、五月二日ユットランドの境を超え、ランゲルは本日午後三時フリデリチアより百一發の大砲を發すべしと命したり。五月八日丁抹人は二十四隻の船舶を以てユットランドの城砦を砲撃したれども、効を奏せず。フリデリチアは大砲の爲めに祝融の災を受くるもの二箇所、しかも同盟軍は死守して退かず。十八日、ランゲルはユットランド人に布告して曰く、汝等は二百萬、タ

レルの課金を納むべし。是れ丁抹が擅かに獨逸船舶を掠奪するの惡報なり。丁抹にして掠奪したる財産を還付せば、獨逸も亦課金を返濟すべしと。今や獨逸國民は同盟軍が全ユットランドを占領し、兩公國の危害を救ひて戦争の局を結ぶべしと豫想したるに、五月二十四日に至り、突如としてランゲルはユットランドを退引すべしとの命に接せり。此命令は蓋し獨逸が露英兩國の言によりて普王の發したる所にして、露英兩國は同盟して獨逸をしてユットランドを明渡さしめ、以て丁抹との媾和を計り、少くとも南部シュレースウヰヒはホルスタインと合致せしめ、以て獨逸同盟と合併せしむべしと計劃したるなり。五月二十五日獨逸軍はユットランドの境を超えてシュレースウヰヒに歸り、ユットランド課金の問題は茲に沒了せられたり。而して普魯士は此時より戦争に盡すこと甚だ冷膽なるに至れり。六月五日ランゲルはアルゼン島より大陸に聯絡せんとする丁抹軍を中斷せんと欲したれども、謀遂に行はれず。同盟軍は大砲八門及び大砲船の武裝を解きたるもの二隻を掠奪したれども、丁抹軍の爲めに攻撃せらるゝこと甚しかりき。シュレースウヰヒ、ホルスタインの兒童及び獨逸諸國の義勇兵より成れる、シュレースウヰヒ、ホルスタイン

義勇隊は六月七日の夜丁抹軍をハーデルスレーベンに襲ひたれども、丁抹軍風に之を覺知し、却て火攻の術を用ひたり。然れども義勇隊は幸に大砲二門と俘虜とを得て歸れり。

此間瑞典は露國に同盟して丁抹を助け、瑞典は兵一萬五千を丁抹に派し、四千五百をフーテン島に送り、コンスタンチン大侯は一雙の露國軍艦と共にコーペンハーゲンに赴けり。此の如く露國と瑞典とは獨逸を嫉視して丁抹の爲めに力を用ふれども、英國は之に反して、此戦争の爲めに歐洲全部に大攪亂を起さんことを憂ひ眞摯に此紛争を醫せんと謀り、即ち諸國の使節を倫敦に會して媾和を謀り、其結果として丁獨兩國は七月二日、マルメー(Malmo)に於て三ヶ月間の休戦條約を結び、此期間内は丁抹軍も獨逸軍も共にシネリースウヰホルスタインを明渡すべく、丁抹よりは普國がエットランドに關する請求に應じて十四萬、ターレルを支拂ふべく、丁抹王より二名、獨逸同盟より二名、都合四名のシネリースウヰホルスタイン人を任命し、シネリースウヰホルスタイン政府は之を採用すべしと約したり。

此の休戦條約によりて假政府の計劃は殆んど全く畫餅に屬し、シネリースウヰホル

スタインの共同政府は成り、其人すら丁抹普魯士兩國より指名せらるゝ程なれば、普魯士の戦勝は所謂戦勝たるに過ぎずして、毫も其効果を全ふること能はず。徒らに黙して手をシネリースウヰホルスタインより引きたるは、英露瑞典三國の干渉亦預つて力ありしに由るべしと雖も、主として普魯士の政略優柔軟弱なりしに由らざんばあらざるなり。

此休戦期間は毫も媾和の談判を進捗せしむるに足らず、丁抹は露國の後援を頼みて傲然として普魯士の提供せる媾和條件を拒み、シネリースウヰホルスタインの軍は休戦期間の満了を待つて率先して丁抹軍に抗し、獨逸同盟バイエルン、ウエルテンブルヒ、ハンノーベル、普魯士の軍四萬五千は百五十六門の大砲を備へ、ブリットウィツ(Pritwitz)の指揮を受けてシネリースウヰホルスタインの軍亦進んで之に應戦し、アルゼン島附近に於て數次の戦闘ありたり。丁抹の旗艦クリスチアン號は此戦争に於て敵彈の爲めに撃破沈没せしめられ、グフオン號は損害を受けて敵軍の捕獲する所となり、艦員の俘虜となる者千二十三人、死する者二百七十七人、是れ實に千八百四十八年四月五日なり。

同月十三日ヂュッセルに於て復び兩軍の間に戦闘あり、同月二十日丁抹軍はポーニ  
 シ將軍率ゆる所のシュレースウヰヒ、ホルスタインの軍と激闘をなし、丁抹の軍シュレ  
 スウヰヒ、ホルスタインの軍に優れると六千の多きに在りしも、丁抹の軍敗績してコ  
 ルデンク府を焼かれ、丁抹の將帥レーマンは俘虜となりたり。シュレースウヰヒ、ホル  
 スタインの軍即ち破竹の勢を以てユットランドの城塞フリーデリチア(Friedrichia)を  
 圍み丁抹の勢漸く衰頽に傾かんとせり、然るに普王フリードリヒ、ウヰルヘルムは國  
 内の少しく寧からざると英國のシュレースウヰヒ、ホルスタインに對する普國の處置  
 に嫌からざるとを見て漸く當初の目的を達するの容易ならざるを看破し、急に使  
 を派してシュレースウヰヒ、ホルスタインと共に丁抹に對抗するを辭し、普國と丁抹と  
 の關係は兩國直接の問題となすべしとし、ハンノーベル及び索邇と三角同盟を結  
 んでシュレースウヰヒ、ホルスタインに援助を與ふるを辭するに至りしかば、獨人及シュ  
 レースウヰヒ、ホルスタイン人が望を失ふ者枚舉に遑あらざりき。是れ蓋し英露兩  
 國がシュレースウヰヒ、ホルスタインをして強國たる獨逸諸邦の下に在らしめんより  
 は弱國たる丁抹の下に立たしめ、又は特に獨立國たるの體を存せしめて以て北方

に於ける權力の平均を保たんとしたるに出たるの結果にして、普國は獨力以て英  
 露の大に敵すること能はざるを見、暫らく屈辱を忍んで變縮したるもの、しかも此  
 種の舉は決して普王の素志にも非ず、又ヒスマーシクの素志にもあらず、普國は又此  
 一蹉跌によつて本來の希望を擲つことどもなかりしなり。

されば獨逸同盟爾餘の諸國並にシュレースウヰヒ、ホルスタインは快々として樂まざ  
 る勇氣幾分か沮喪したるの時に乘じ丁抹軍は七月五日の夜ブローをして二萬五千  
 の兵を率ひてフリーデリチア城を出て、敵軍を襲撃せしめたるに、シュレースウヰヒ、  
 ホルスタインの軍大に敗れ、大砲二十五門を失ひ、俘虜となる者千五百人、死傷二千  
 八百人の多きに達し、丁抹軍死傷する者亦一千三百の多きに及びたりき。

此敗報後數日にして七月十日普魯西は丁抹と休戰條約を結び、此條約はシュレ  
 スウヰヒ、ホルスタイン及び普魯士の軍隊が二十五日以内にシュレースウヰヒを明渡すべ  
 く、ホルスタインはシュレースウヰヒと分離すべく、シュレースウヰヒ固有の憲法を作るに  
 至るまでは丁抹、普魯士、英吉利より各々一名の委員を派し、此委員の議決に従つて  
 統治すべしとのことを約定したり。然どもシュレースウヰヒ、ホルスタインの議會及

び政府は丁抹普魯士間の此條約を認知せず却て新に軍隊を増さんが爲めに四百五十萬ターレルの軍費を支出するを可決し、盛に軍隊を訓練して對丁の策を講じたり。

普魯士はシュレースウヰヒ、ホルスタインに督促して普國將校のシュレースウヰヒに在る者を送還すべしと請求し、普魯士の軍隊は皆退てホルスタインに赴きシュレースウヰヒ、ホルスタインの執政は遷つてキールに赴き、新委員會はフレンスブルヒに開かれ千八百五十年一月十七日伯林に於て普魯士丁抹間に媾和談判を開き劃策其宜しきを得たるもシュレースウヰヒ、ホルスタインは今回も亦之を承認せず、七月二十四日及び二十五日イドステット (Edsstedt) の近傍に於てシュレースウヰヒ、ホルスタイン軍と丁抹軍との間に甚しき激戦あり、殺傷相當りて兩軍の被害殊に著しく後丁抹軍は一たびシュレースウヰヒ、ホルスタイン軍に勝ちしも兩軍復戦闘を再びするの勇なく、しかも亦媾和を計るの意なかりしを以て八月二日英佛露瑞典の四個國は倫敦會議を開て現今丁抹王の支配の下に立つ所は現在の儘に保持すべしと議決し八月二十三日に至りて埃地利も亦此議定に加はりたり。

此時に當りては獨逸の内訌既に全く平らき千八百五十年十一月二十九日普國宰相マントイフ、ルと埃國宰相シュワルツェンバルヒ及び露國の使節マイエンドルフとの間にオルミュツツ (Olmütz) に於て議決をなして普埃兩國の間に平和をなすべきを約し普國は全く從來の政略を變じて獨逸同盟をなすの企を止め且シュレースウヰヒ、ホルスタインに於ける權利を固執することなかるべしと約し又シュレースウヰヒ、ホルスタイン侯國のことに付ては兩國の軍隊をアイデル河以内に退引せしめ其數を現時の三分の一に減すべく丁抹は又シュレースウヰヒ、ホルスタインに於て同地の靜謐を保つに足るだけの軍兵を屯集せしむべく埃地利及び普魯士は各々一名の委員を派して此顛末を明にすべしと約し此約定成ると共にシュレースウヰヒ、ホルスタインに於てはウヰルリゼン將軍の將帥たることを止めフォンデルホルストを以て之に代え速に丁抹軍を撃破せしめんとしたり。然るに時霖雨に際して行軍の困難なりしが爲めに此企劃は遂に全きとを得ず千八百五十一年一月六日に至り埃普兩國の委員チウメン及レンスドルフは既にキールに着してシュレースウヰヒ、ホルスタインを促してオルミュツツ條約を履行せしめんとしシュレースウヰヒ、ホルスタ



インにして若し之を聽かざれば五萬の精兵一擧して侯國を蹂躪すべしと脅迫し一月十一日を期して返答をなすべしと迫り一月十日埃地利の軍隊は示威の爲めにクールヘッセンより進して侯國に向ひたりしかばシュレースウヰヒ、ホルスタインはオルミッツ條約を是認するの答を與へ執政レグゼントロー及ベゼーレル並にフォンテルホルストは其位を去りシュレースウヰヒ、ホルスタイン軍隊は解隊せられて新たにバルデンフレートの率ゆる所の三千五百の常備兵を置けり。ホルスタインは此時よりプローマー男を戴て丁抹王及び獨逸同盟の指揮の下に立ちシュレースウヰヒは全く丁抹の委員チリッシニ専任せられたり。

此の如くにして事稍々緒に就きたるが如きの觀ありと雖も丁抹の王位繼承法たる女子を王位に就かしめて可なりと云ふの件はシュレースウヰヒ、ホルスタインに向て効力を有すること能はさりしを以て此點に關する争點は未だ決定せらるゝことなかりき、茲に於て一個の折衷説を出す者あり、丁抹の皇室典範を變して男子に非されは王位に登ること能はずとしシュレースウヰヒ、ホルスタインに在りて相續權を有する皇子を以てフリードリヒ王の相續者となさんとしたり、丁抹及び彼得堡

の内閣は千八百五十一年七月五日ワルシャに於て之に同意しシュレースウヰヒ、ホルスタイン、ゾンデルブルヒ、グリツクスブルヒのクリスチャン皇子を立て、相續者となすに決せり。

諸般の議既に整ひ千八百五十二年五月八日英國女王埃地利帝、佛國大統領、普魯士王、露西亞帝、瑞典王は歐羅巴の權衡と平和とを保たんが爲めに左の諸件を議定書に於て決定したり。

第一 丁抹王は相續皇子と露帝との同意を得て其死後丁抹王の位をシュレースウヰヒ、ホルスタイン、ゾンデルブルヒ、グリツクスブルヒのクリスチャン皇子に譲り代々男統をして繼承せしめんことを決定す、締盟諸國は此決定を承認するものなり。

第二 各締盟國は丁抹王國不可侵の主義を永久に承認す。

第三 ホルスタイン及びラウエンブルヒ公國に關する丁抹王と獨逸同盟との間の相互主義は以來依然として維持せらるべし。

諸國の定めたる此議定書に基きフリードリヒ第七世は丁抹貴族の同意を得て千

八百五十三年七月三十一日新王位繼承法を定めたり。其文に曰く

『千六百六十五年十一月十四日フリードリヒ三世の發したる王位を女子に傳ふるの法規は今より廢止するものなり以來は王位を男子の間に傳へ女子をして王位を嗣がしむることなかるべし、シユレーヌウヰヒ、ホルスタイン、ゾンデルブルヒ、グリュクスブルヒのクリスチャン皇子には丁抹皇太子なる名を與へて以て丁抹王位の繼承者とすべし』云々。

千八百五十二年普埃兩國の軍隊シユレーヌウヰヒ、ホルスタイン公國を去り六月三日獨逸同盟が塊地利普魯士と丁抹との一致を承認してより丁抹政府は公國に無限の跋扈を試むるの機會を得ホルスタインの兵士は丁抹の制服を着け丁抹の命令の下に立ちシユレーヌウヰヒ、ホルスタインの軍隊を移して丁抹の兵營に置き丁抹軍隊をして代つてシユレーヌウヰヒ、ホルスタインの兵營に屯せしめたり、シユレーヌウヰヒ、ホルスタインの艦隊は皆コーペンハーゲンに導かれレンツゾルヒの城塞は破壊せられアルトナに在る武器庫、記録、天文臺の如き皆コーペンハーゲンに移され丁抹は又シユレーヌウヰヒ、ホルスタインの國債八百萬ターレルを承認せさりき、官吏僧

侶を初めとし其他キール大學の教授八名の如きも丁抹政府の意に背きたるを以て皆國外に放逐せられ獨逸臣民の迎へて之を保護する者極めて多かりき。此の如きも尙ほ丁抹がシユレーヌウヰヒ、ホルスタインを獨逸化せしめざらんとするの望は益々高く獨逸の説教者を逐ひ學校及び官衙に於て丁抹語以外の語學を用ふるを嚴禁したり、然れどもシユレーヌウヰヒ府以南に於ては遂に獨逸語を用ふるを禁すること能はざりき。兩公國は數歳の間此種の壓制の下に沈淪したりしが其暴虐を鳴らすと次第に甚しきに至りたり。然れども獨逸は此時既に漸くシユレーヌウヰヒ、ホルスタイン事件に倦み人民の之を口にする者亦漸く減少するに至れり。然るに丁抹が公領を壓抑せんとするの念は日々に甚しく千八百五十三年十二月二十日ラウエンブルヒ人に千八百五十四年二月十五日シユレーヌウヰヒ人に同年七月十一日ホルスタイン人に各州憲法なるものを發して更に從來の民權に一層の制限を加へ又丁抹憲法を發して一般に公領の租税を増加したり。是を以て普魯士は屢々公書を發して忠言を試みたれども丁抹は毫も之を納れず千八百五十七年二月二十三日に至ては丁抹政府は更に布令を發して總合憲法を公領に及ぼす

べく獨逸同盟は之に加はるゝことを得ずと云ひ丁抹のシェーレー内閣は千百六十万「ターレル」を以てシュレースウヰヒ、ホルスタインを賣り四百五十萬「ターレル」を以てラウエンブルヒを賣り以て丁抹の國債を償還せんとするの企をなしたるを以て同年十月二十二日埃普兩國はホルスタイン及ラウエンブルヒを獨逸同盟に加へんとし十一月六日特に委員を設けて此事に關する評議をなさしめ翌千八百五十八年二月十一日委員會は決議すらく丁抹政府はホルスタイン及びラウエンブルヒ領を賣却するの權利を有せず丁抹の總合憲法も各州憲法も共に議會の同意を経たる者に非ざるが故に無効なりと宣言したり。然るに丁抹は之を以て毫も意に介せざるものゝ如く泰然として從來の行爲を繼續したるのみならず千八百五十八年十一月六日に至りては從來の總合憲法をホルスタイン、ラウエンブルヒに行ふとを止め之に代ふるに專制君主制を以てせり。是れホルスタイン、ラウエンブルヒを辱めたること從來に比して更に數層の上に在るもの憲法を施きてすら壓制を加ふること止まざるに憲法を廢して專制君主政治を行はんとするに至ては誠にホルスタイン、ラウエンブルヒの爲めに言ふに忍びざる者あるなり。是よ

り公領の激昂愈よ甚しくシュレースウヰヒ議會は千八百六十年一月三十日十四に對する二十七の多數を以て獨逸語の禁遏を絶つべしとの議決をなし三月一日には十四に對する二十六の多數を以てシュレースウヰヒを丁抹に合併するの非なるを鳴らせり。然るに丁抹政府は毫も之を意に介せずシュレースウヰヒ議會を解散したり、獨逸同盟は三月八日更に丁抹の議令を通過したる法令と雖もホルスタイン、ラウエンブルヒの議會の協賛を経れば其法令は此等公領に行はるべきものに非ざるの宣言を發したり。

千八百六十三年三月三十日フリードリヒ第七世はシュレースウヰヒを丁抹に合併すべく之に反してホルスタインを離隔せしむべしとの布告を發したり。是を以て七月七日に至り獨逸同盟は丁抹王に請求するに此の布告を廢すべしとのことを以てしたれども丁抹王之を聽かさりしを以て十月一日に至り更に議して丁抹にして三週間以内之を廢棄せすんば精兵六千一擧してホルスタイン、ラウエンブルヒを蹂躪し自ら其地の行政を行ふべしと決したり。此混亂攪擾の日に當て十一月十五日フリードリヒ第七世は忽焉として逝けり。翌十六日新王位繼承法に

よりて嘗て皇太子となりたるクリスチャン第九世の名を以て丁抹王の位に即きたり。

クリスチャン王位に即き幾くもなくしてコーペーハーゲン人の爲めに強要せられ其意に反して新憲法を發布したり。然るに地方に於てはシュレースウヰヒ、ホルスタインの人民はクリスチャン第八世を以て正當の君主なりと認むるとなくアウグステンアルヒのフリードリヒ王子は其父祖より受けたる當然の權利によりてシュレースウヰヒ、ホルスタインの元首たるべきものなりとの宣告を發し此權利を實行せんが爲めに凡ゆる方術を盡して怠ることなかりき。茲に於てか丁抹及公領の形勢は再變して舊時の狀勢に復せんとせり。

普魯士に於てはフリードリヒ、ウヰルヘルム第四世既に死し勇壯敢爲のウヰルヘルム第一世位を嗣て勇進の氣勃々として禁する能はず加ふるに名相ビスマルクの之を補佐するあり、曩に列國の干渉を受けてシュレースウヰヒ、ホルスタイン問題に好結果を得る能はざりしを歎するや久しく臣民亦意を一にしてシュレースウヰヒ、ホルスタインを獨逸聯邦に加へんことを冀ふて止まざりしか、恰も好し普魯士が丁抹に

隊を夾むべき好口實を得るの機會は突如として至れり。丁抹が倫敦議定書に反するの行爲ありしと是なり。丁抹はホルスタインが獨逸聯邦の中に屬するもの年あるを以て之を以て丁抹の治下に立たしむるの困難なるを察し即ちシュレースウヰヒをホルスタインより分離せしめんとし、フリードリヒ第七世長逝するの前日議會は之を可決して新王クリスチャン第九世をして之を裁可せしめたり。倫敦議定書がシュレースウヰヒとホルスタインとの分離を認めさると前に記載したる所の如し。普魯士は今や丁抹に對するに彼の曖昧なる所謂忠言なる文字を以てせずして明かに議定書違反なる罪狀諮問なる正々堂々の攻撃を加ふるの地を見出したるなり獨逸全國の民大呼して丁抹の不法を鳴らしビスマルクの政略益々其肯綮に當るに近きたり。

獨逸各同盟の會議は十二月十七日議を決して兵をホルスタインに出さんと定め索遜及びハンノーベルの軍隊はシュレースウヰヒ、ホルスタインを占領せんが爲めにハーケー(Hake)將軍の麾下にエルベ河を超へ埃普兩國の軍は後備としてリウベックに屯したり。此時ビスマルクは埃地利を説て共に相結んで丁抹に當るの策に

同意せしめ仇敵變して一朝にして同胞たるに至れり。ビスマルクの苦肉策も亦妙なるかな。茲に於て兩國は千八百六十四年一月十六日書を丁抹に與へてシュレースウヰヒを合併するの舉を止むべしと請求し四十八時間内に之れを肯諾せずんば精銳の蒼頭直ちにシュレースウヰヒを占領すべく又公使を召喚すべしと宣言したり。ビスマルクの意はアウグステンブルヒ公を以てシュレースウヰヒ。ホルスタインの元首となすことを喜はず、丁抹が公領に棄權するの機を俟て一擡直に之を獲得せんとしたるも、英露の干涉時に或は妨害をなさんとを恐れ、塊地利と同盟してシュレースウヰヒ。ホルスタインの事を處せんとせり。是れ一には塊地利と他國の同盟を杜絶し、一には爾他の獨逸諸國の反抗を拒まんとするに在りしなり。普塊の請求斯の如く急迫なりしに、丁抹が頑として之に應せざりしは、英露の干涉昔日の如きものあらんことを空想したるに由らずんばならず。茲に於て議遂に調はず。一月下旬普軍三萬九千、塊軍二萬八千は進んでホルスタインに入りたり。然るに普國の議會はビスマルクの外交政略に反對を表し、且ビスマルク信認缺乏の決議をなし、又軍費千二百萬、ターレルの支出を拒みたりとも、ビスマルクは毫も之を意

に介せず、愈よ堅く塊地利と結んで丁抹に反抗せり。普將フリードリヒカル、塊將ガブレンツ、共に勇を鼓して北進し、二月一日既にキールを超え、ロットルフ、上セルク等の戦争に於て丁將デメッアーを撃破すること數次、益々前進してデュッヘル砦に迫れり。砦は是れクリスチアン第九世が宰相モンタードと共に固守する所、丁抹軍が運命を賭して死守する所なり。此砦の戦鬪に於て最も記憶すべきの日は四月十八日なり。此日普將フリードリヒカルは全力を擧げてデュッヘル砦を攻撃し、丁抹軍亦全力を擧げて防禦に盡したりと雖も、丁抹遂に利を失ひ、普軍の死傷する者將校七十人、兵士約千二百人の多きに達し、夕刻に迨で砦は遂に普軍の手に落ち、丁抹人擧つてアルゼン島に逃れ、同盟軍は連りに進んでユットランドの殆んど全部を占領し、陸上の戦鬪に於ては丁抹軍全く敗績したり。然れども海上の戦鬪に於ては、丁抹は積年練磨の功空しからず、屢々同盟軍を打破し、殊に五月九日ヘルゴランドの近傍に於て塊艦の丁抹艦隊と相會するや、塊艦は普艦の援助ありたるに拘らず、火を發して敗績し退てエルベ河口に逃れたり。

此戦争に於て丁抹に同情を表したるものは、獨り英國あるのみ。英國は獨逸同盟

と埃地利との軍隊が一勝を得る毎に干渉を其上に加へんと欲し、佛蘭西、瑞典、露西亞の三國を誘つて獨逸同盟に干渉を加へたるも、ヒスマルクは毫も之が爲めに動かさるゝことなく、斷乎として之を排斥し、更に重きを此干渉に置かさりしを以て、反對同盟の諸國は敢て兵力によつて獨逸同盟に對抗するの意なく、倫敦に會して議了したる反對同盟の劃策は、悉く徒勞に歸したりき。

是より先獨逸同盟の軍丁抹に侵入するや、丁抹は之に抵抗するの力なく、即ち辭を卑ふして千八百五十一年乃至五十二年の間に於ける約に基て媾和の談判をなさんことを請ひたるに、ヒスマルクは狀勢の既に當時と異なる所あるを辭として之を容れず。倫敦會議の開くるに及ぶも、丁抹は英國の援助を恃んで同盟軍の請求に應ぜざりしかば、同盟軍は更に進んでユットランドを占領し、丁抹の首府コーペンハーゲンに迫るの期亦將に數日を出でざらんとせり。然るに反對同盟の援助は勿論、英國すら一兵隻艦の來つて丁抹を救ふことなかりしを以て、丁抹は進退維谷の地位に逼り、七月十五日及十六日を以て休戦並に媾和を請ふの書を普埃兩國に送り、兩國即ち七月二十日より三十一日に至るまでの休戦を許し、八月一日媾和假條

約を結び、十月三十日維納に於て條約を締結したり。其條約の大要に曰く「丁抹王はシユレーヌウ<sup>#</sup>ヒ。ホルスタイン。ラウエンブルヒ公國を棄て、普王及埃帝の手に歸せしむべく、兩陛下が同公國に對して行ふ所の一切の所爲を認承すべし」云々と。而して尙ほ國債、軍費、丁抹の爲めに破壊せられたる船舶に關することを定め、シユレーヌウ<sup>#</sup>ヒ。ホルスタイン問題は茲に一先づ其局を結びたりと雖も、一轉して此問題は普埃兩國戦争の一大原因を爲せり。ヒスマルクの策略も亦深遠なるかな。事は後章に於て述べる所を見よ。

### 第十章 普佛戦争

千八百六十八年西班牙の女王イサベラ王位を失ひ、繼嗣を缺きたるを以て、西班牙は普魯士と議して、ホーヘンツォルレルン家の皇子レオポルトを迎へて、西班牙王となさんと欲せり。佛國に於ては此時那破翁第三世旭日中天の勢を以て、天下を睥睨せるの時なりしが、普埃戦争以來、普國の勢力漸く盛なるを見て、嫉視止むなく、今にして早く之を壓伏せざんば、後日佛國の禍をなすこと、掌を指すが如しと思惟し、機の乘すべく、口實の得べきあらば、直ちに難を普國に構ふるあらんことを翹望し

たりしが、恰も善し西班牙王位繼承の問題は起れり。西班牙にして普國一家の皇子を迎へて王となさんか。是れ普西兩國が同盟せるに同じ。其中間に介せる佛國たるもの、奚ぞ恐慌を來し奚ぞ嫉視することなくして已まんや。是れ蓋し普佛戦争の原因なりと云はずんばあらず。事は當時普佛兩國に關係ある往復の文書に於て委細に當時の状況を知らるべきを得べきか故に、茲に之れ參照して以て當時の狀勢を示すに資せんとす。佛國既に普國の所爲に反對を表すること極りなし。茲に於てか伯林駐劄の公使ベチヂッチー伯は、千八百七十年六月九日エムスに於て、普王に謁して談判をなせり。其當時の記録に存する所を見るに左の如し。

「ベチヂッチー伯は本月九日エムスに於て陛下(普王)に拜謁を請へり。而して直ちに允許せられたり、因つて陛下に於て皇子に對し西班牙王位繼承の承諾を取消すことを命せられたしと請求せり。陛下は之に對し此事件に付て徹頭徹尾家族の首長として加はりたるにして普國王として干係したるにあらざりて受諾の命を發したるとなきを以て又之れが取消を命ずるとを得ずとの下答あり。十一日再度の拜謁を請ひて伯は陛下に強請するに皇子に命ず

るに王位に即かざるべきを以てせよとのを以てせり。陛下は皇子は其決意に關し全く自由不羈なるべきの旨を下答せられ旅行をなさんとせる故今皇子は何處に在るやを知らずと下答せられたり。十三日午前御散歩の際陛下は公使に皇子が拋棄せられたるとに付シクマールンゲン府より發したる一私便を載せたるキルン新聞號外を示され且仰せらるゝ様朕未だ此の如き報知に接せざるも多分本日中に來るならんと。伯は昨日巴里より此報知を得たる由を申し陛下は之を以て事件の落着せるものと見做されたるに豈計らんや伯は陛下に對し再び皇位を繼承せんとするに當り決して之が許可を與へずとの斷然たる證言あらんことを請へり。陛下は斷乎として此の如き不禮を斥け伯が再三之を反覆するも固く執て動かさざりき。二三時間の後伯は第三回の拜謁を請へり而して其用談を下問せらるゝに對し本朝言上したることを尙ほ一回言上せんと云ふに在りしかば陛下は曩に下答せられたる外言ふべきことなしとて拜謁を許されず、且爾來の談判は大臣に對してなすべしとの旨を仰せられたり伯がエムスを去るに當りて御暇乞を申し上度と

の願は十四日コブレンツ行の流車の經過するに當りて停車場に於て許容せられたり、即ち大使は都合三回の拜謁を得たるなり。而して伯は嘗て全權委員若くは拜列員として拜謁せしにあらざるを以て何れも均しく一私談に過ぎざりしなり。

更に佛國に於ける獨逸公使と佛廷との交渉は又能く兩國戰爭前の情況を示すに足るべし。今巴里駐劄の獨逸公使ウエルテルが千八百七十年六月十二日の日附を以て、普王ウァルヘルムに宛てたる書を見るに左の如し。

「本日午前十時ベテデッチー伯の急使來るやクラモン公は秘書官フアヘルチーをして臣に本日面會を得べきやを問はしめたり。臣は差支なき旨を答へたり。臣が以下の談判を報するに先ちて注意を要すべきことは臣の談判が公報を齎したる西班牙大使の面會の爲め一時中止せしことなり。此報知は他にあらざ皇子が自己の位に居るに依りて普佛兩國が紛擾を醸すを見て西班牙王位を去りブリュムに直接に通知をなしたることを報知したるホーヘンツォルン家のアント太子(父君)の電報なりき」。

クラモン伯より爲せる談判の要領はベテデッチー伯が惹き起せし事件に外ならず、即ち陛下が佛國政府に付て照會なくしてホーヘンツォルン家に皇位を繼がしむることを允許せるにより佛國は之によりて侵害せらるべきことを陛下に於て之を知らざるの理なしと云ふに在り。

佛國は臣に對し事實眞に此の如くなるやを問へり、臣は答へて申さく我陛下に於ては皇子が其捧呈せられたる王位に即けるを以て當然なりと感せられたるに於て形式上之が允許を拒むは能はざる所ならん、而して皇子は佛帝と親戚の關係あることなれば此即位が佛國に於て反對を見んとは陛下の信せられざりし所ならんと。

クラモン公はチモール公を白耳義の王位に、アルフレット太子を希臘の王位に即けんとしたるとき允許を拒まれたるの例を引用せり、臣は彼此の場合同一ならざるを辨せり。クラモン伯は之に次で曰く「佛國は西班牙の最近隣國として西班牙國王の即位に密着の利害關係を有すること明かなるにあらざや、ホーヘンツォルン家の談判に存する秘密は實に此利害に關係するものに非



や、況んや佛國帝室は一に政治上の問題に關し常に貴國政府を念頭に置くの證あるに於てをや、今回の事件たるや實に全國を侵害せしめ議會に於ける一致は實に此の問題をして重大ならしめたり」と。

クラモン伯は更に語を續ぎて曰く「余は皇子か位を去りたることを以て一附隨のことに見做すものなり。何となれば佛國政府は嘗て其即位を承諾したることなければなり。然とも余は吾人の行動如何によりて獨佛兩國間に永續の衝突を生せんことを虞るものなり。此の衝突の萌芽は須らく之を除斥せざるべからず、余の見る所を以てすれば貴邦の處置は我國に對して友誼ある處置たるを認むること能はず、是れ各國の等しく肯認する所なるべし。余は實に戰爭を好むものに非ずして友愛なる眞實の關係を保持せんとす、貴下も亦此目的を有すること余の熟知する所なり。余は貴下と共に協議して平和の効を奏すべき方法を求めざるべからず、余は貴國々王が我帝國に對し一書を寄せらるゝことの實に之れが正當なる徑路たるを信ず、敢て貴下の一考を煩はす、余は貴國々王陛下の率直なる必らず之を承諾せられんことを希望

す、而して其書は貴國王陛下はレオポルド太子をして西國王位に即くを允許せるに因りて佛國々民の利益及び威嚴を冒すに至らんとは圖らざる所なりし旨及び陛下は兩國政府間の不和の因を除かんとの希望を以て太子の位を去ることに同意せる旨を認めらるへく又之と類似せる言語を以て通常國民一般の意思を鎮むるに足るべき文字を含むべし然れども佛帝と親族の關係あることは記載せられざらんことを希望す。此の如きの意義は大に感情を害するの恐あるべければなり」と。

臣はクラモン公に答へて申さく事件が斯くの如く歩を進むるに至りたる所以は本月六日貴下が議院に與へられたる説明に基くもの多きにあらずや、彼の説明は我が陛下を凌辱せしむるの因を爲すものに非ずやと。伯は之れに答へて議院に於ける余の説明は普國のことを云はず其演説は激昂せる議院を鎮靜するに極めて必要なりしなりと答へたり。

此時司法大臣オリヒール來りたるを以て伯はオリヒール氏に此談判の顛末を談りたりオリヒールは平和に必要な作用を望むことを述べ臣に請ふに

此書状のことを陛下に言奏すべきことを以てせり、且兩人は臣に申さく貴下若し之をなさずんば已むことを得ず之をベチデッチー伯に委任すべしと。而して兩大臣は激昂せる人心を鎮靜するが爲め斯の如き報償を得るを要することを述べ且此の如き書状を得たらんには陛下に對する爾後の攻撃あるに際し陛下を辯護するの權を得べしと云へり。終りに兩人は告げて曰く「貴下等が今回の事件に付き爲せる行爲は、佛國皇帝を顯はしたるよりは寧ろ佛國人民を昂せしめたることを茲に一言し置かざるを得ず」と。

此對話中、グラモン公はレオポルド皇子が位を去りたるは陛下の勸誘に出づるが如く云ひし事あるを以て、臣は之を辯して皇子が自己の發議に基きて位を去りたるものなることを示し置きたり。

兩大臣は臣に電報を以て此の事項を處理せんことを請ひたるも、臣は之を容るゝの要を見ざるなり。敢て奏請す。

普國は果して此請求を容るべきか。佛國も亦普國か此請求を容るゝならんとの豫想を以て此の如き至難の言を發したるか。更に考ふるに、普國にして此強要を容れたらんには、歐洲の天地普國なきなり。佛國の強要は猶ほ普國をして韓信を學はしめんとするなり。ヒスマークたる者果して韓信を學ぶべきか。又更に考ふるに、佛國の深意は飽くまで普國を抑服せんとするに在り。佛國は普國をして佛國に對して一言片句の敵意なからしめて、以て獨り歐洲の中天に雄飛せんとするもの、然らば即ち普國の佛國の請求に従はさること洵に理あり。佛國の不要の強要をなせること亦洵に理あり。渡氏編する所の法普戰爭誌略なる書の卷頭に少しく此戰爭開始の顛末を説けり。引用して以て参考に資せん。

「昨年西班牙國政を變革して、女王二世イサベルを廢し國內を放逐せり。是に因て女王夫婦其幼年の一子と共に法の巴里府に來り、ヤンセリヒー街に居住してありけり。然るに是國にては其王位空虛なるを以て、大臣等集議し、就中軍事總督プリム氏其統領として新たに共和政治を、建むと謀りけるに、那破崙拒みて聽さりければ、西班牙人衆議して新たに國王を立てんと謀り、モンパレシエー公を推して王位に至らしめむと決せり。此モンパレシエー公といふは、法の前代ブールボンの王ルイ・フィリップの一子にして、西班牙女王の姉の婿なるを以て、西國に住しける故之を

立んと謀りしなり。然るに法帝復之を聽かず。堅く之を拒みける。蓋し法帝の欲する所は昨年放逐せられたる女王一子あれば、幼年なれども是を佐け、其國王に立て、以て西國有名の王シャルル、カンの血統を嗣かしめんと欲せるなり。然れどもゼテラルプ、リム等之を欲せず、四方に求めて新たに國王を立んとせり。又那破嵩何を以て西國に共和の制度を立むとするを拒みたるかを尋ねるに、其意全く己が肺肝に悪虫を生じ遂に其身體を噛み破られんことを深く恐れたるが故なり。既に昨年来法國を一時動搖し、立君の制度を變し、共和の制度を立んことを謀り、人民大に沸騰して竊かに帝を刺んことを謀りしことあり。其尤危急なりしは、昨年七月及當春正月なりしが、帝其暴黨を罰し、其巨魁たる一人エミル、オリビエー氏を擧て、執政の全權とせり。此オリビエー氏廟堂に登りて後、大に前説に反して、深く帝を佐けて立君の制度に力を盡せり。然れども其の餘黨未だ散せず。益、其説を主張し、交々蜂起し、又帝を暗殺せんと謀り、或は大塚を竊かに宮門の内に伏せ、或は刺客を設け、動搖最甚しかりけるが帝之を全く鎮靜し、普ねく國中に布告して、其嗣子に其帝位を傳ふるの制度を固ふせり。是實に今千八百七十年五月二十二日な

り(我四月二十一日なり)。而して是國にては、又英に求めて王嗣を乞ひけるに、英之を肯せず。又葡に請ひけれども、又應せざるに因て、竟に普に一王子ホエンツルン公を乞ひければ、普之に應じて既に其約成けるに、法帝是を聽き、普に逼りて其約を破らしめたり。蓋し此より先き一千八百六十六年普國埃軍に勝ち其地を擴めたり。那破嵩是を憎むて普に向つて兵を開かむと謀れる事既に久し、而して法國昇平の久しき人民治に飽き士民大に事を好むの日にして加ふるに、那破嵩は既に高年に及びければ、國民異論を生じて恟々沸騰帝の威權稍下れるに似たり。故に帝此機に乗し兵を擧げて内外を一洗せむと謀れるものなるべし。帝今年六十二歳、假令餘齡ありとも其機今日に如かず。帝の深慮遠謀蓋爰にあるなり。然るに今次の事件西と普との間の縁談を拒み、咸く帝の意を行はしめたり。然るに其最後に法帝猶一個條を望て曰く、普の王族は世々西國の王位に立べからずと其盟約を定めむと欲し、若し成らされば繼くに干戈を以てすべしと言送り、其の返答を洋時四十八時間即ち二日の間になす可しと期せり。是れ第七月十四日の十二時迄なり。然るに普王今次は此使節を受肯むせず。和議を破りて使節を押返し、謁見

を許さざれば、法帝直ちに兵を擧るに至れるなり。是此戦争濫觴の大略なり。即ち西洋一千八百七十年第七月十四日即ち我明治第三庚午六月十六日也。今ビスマルクが六月十八日の日付を以て、獨逸駐劄の佛國公使に宛てたる文書を見るに左の如し。偶々以て佛國の強要がビスマルクの胸中に如何の感を及ぼしたるやを見るに足るべし。

『佛國は皇子任意の辭位を以て足れりとするものにあらず。普王と談判を遂げされば已まずとは、二日前佛國外務大臣の口より出て、全歐洲の知悉する所なり。以來佛國の目的の那邊に存するやに付ては、何人も疑を求むものなし。此の目的は本月十五日元老院及び議會に於ける大臣の出席及び同日の職務上の説明として堂々陳述したる事實の構造に據りて、愈、其の真相を顯はせり。他歐洲諸國は此豫知すべからざる變狀に處するの途を講し、其所謂談判とは何事を議するの意なるやを知るに苦しむも、一日談判の開始せらるゝおらんには仲裁の勞を取るべしと苦慮するに際し、佛國政府は公然たる説明をなし、以て本月六日我國に對して爲せる脅迫の外更に尙ほ一層の侮辱を加

へ、遂に我國をして如何なる讓歩をもなすこと能はざらしめ、且他友邦國をして手を拱するの已むなきに至らしめ、以て破裂を速かならしめたり。

余は、那破翁皇帝が前後を顧ることなく吾人をして開戦するか否らざれば凡そ國民の名譽心上忍ぶ能はざるの屈辱を甘せしむるか、何れか其一を選ぶの外なき地位に陥らしむるに決心したることは余が一週日以前より疑を容れざる所なり。若し事の疑ふべきものありとせんか。獨逸大使がエムスより歸りたる後クラモン公及オリホール氏の間爲したる談判の報告こそ實に怪訝に堪えざるものと云ふべし。其報告によればクラモン公は皇子の辭位を以て一些事と見做し、又大臣は我陛下により那破翁皇帝に對する謝狀を得之を公示して以て佛國に於ける人心の激昂を鎮靜せんと請へり。此報告の謄本は副へて此に在り。又一の註解を要することなし。佛國官報の傲慢なる既に戦勝を豫想す。然るに政府は尙開戦に至らざることを危ふみ、本月十五日國務上の説明によりて、以て事躰をして仲裁の餘地を存する能はざるに至らしめ、吾人及び天下をして國民名譽心の忍び得べき範圍に在りては如

何に歩を譲るも到底平和を維持すること能はざらしめたり。

吾人が平和を希望すること及び數日以前に於ては戦争を期せざりしことは疑を容れざる所にして、又疑を容るゝを得ざる所なり。佛國政府は開戦の口實を有せず。又捏造及び強制の口實も自ら消滅に歸し、戦争の原因一も存するなきを以て、佛國政府は平和を愛する自國々民に對して辨解をなさんが爲め、其虛妄書類に徴して明かなるに拘らず、事實を捏造し或は之を隠蔽し、兩代議院を欺き、又之に依りて人民を欺き、景國の爲めに汚辱を蒙りたりとなし、之に依りて以て國民の情感を戦争に煽動せんとせり。

一々此等虛妄の事實を辨解するは誠に煩累に堪えざる所なり。幸にして佛國大臣は議會の一部がなせる外交上の通知及び訓令等の閱覽を要求せるに當り、之を拒絶したるにより、其文書の無根なることを世界に知らしむるの計畧を採り、以て此問題を終れり。

此事件の無根なることは實際なり。普國政府は佛國大使を受けすとの拒絶を歐洲政府に告知せる通牒をなしたることなし。只一個の事實は、各國の熟

知せる新聞電報あるのみ。時れ獨逸の政府及び獨逸外の二三國に駐劄する我國代表者に對し、新聞の言句の儘にて佛國請求の性質及び其受諾の不能を知らしめんが爲めに發したるものに過ぎず。他に佛國を汚辱するの意義を含むことなし。

此原文は之に副へたり。經過の事實に付ては、何國政府へも通知したることなし。

佛國は公使拒絶の事に關しては其主張する所を明瞭にせんが爲め、余は陛下よりの命に依り、貴下に茲に此二通の附隨の書類を送附し、貴下が信任の榮を有する政府に報告せんとを希望す。其一はエムスに於ける事件を上命により且つ陛下の親覽を経て纂輯したる説明書にして、其二は陛下の傳令使が此の委任事件を施行せる始末を記載せる公報なり。

佛國の要求を拒絶するに當り、實牒に於ても形式に於ても鄭重なる友情を表したるに付き云々するは、實に不要の事に屬す。是れ一は陛下の玉質の然らしむる所にして、一は外國主權及び國民の代表者に對する國際上の禮儀の原

則に従ふものなり。

終りに我が公使が先に佛國を去りたるの件に付て一言の説述を試みんとす。是れ佛國政府も公然知りたるが如く、撤去にあらざして只一時の私用を以て願出の上歸國したるに過ぎざるなり。公使は事務を一時書記官に托し、書記官は之を通告せり。是れ從來屢行はれたる事なり。豈に敢て怪むに足らんや。陛下が聯邦主相即ち余に、レオポルド太子の即位の事に關し告知せられたりとの事實も亦無根なり。余は偶然即位談判に與かりし一私人に依り、西班牙が王位を捧げしことを知るのみ。

余は此悲しむべき現象の動靜は佛國が獨逸國の獨立及び安寧を嫉視する卑劣心、及び外戦に乗して自國に於ける自由を壓迫せんとするの企望とに存するを認むるなり』云々。

兩國の關係茲に全く破裂し又理すること能はず。獨逸は既に戦争の避くべからざるを知り、佛國は戦争の起らざるべからざるを求む。第三國の仲裁と干渉との如きは全く効力を奏するものにあらず。然るに先に英國が五月十七日附の書を

以て、駐獨公使をして仲裁を兩國の間に試みしめたるもの、一片友情の然らしむる所のみ。其仲裁書に曰く、

『女皇陛下の政府に達したる報知に據り、我政府は北獨逸聯邦と佛國間との交誼將に破れんとし、戦争の之に繼かんとするを恐るゝこと切なり。

女皇陛下の政府は、二大友邦の爲め、併せて全歐洲の爲め、此の一大不幸を悲しむものなり。此利害の爲め、又人類の利害の爲め、余は貴政府に對し、歐洲諸國が其相互間に紛議を生ずるときは、干戈に訴ふるに至るに先ちて、友邦國は好意の周旋をなすべき旨を約したる千八百十六年巴里條約第二十三條に基きて、熱心なる勸告を爲すべきことを命せられたり。

此の友誼ある盟約に従ひて、余は本國政府より普國政府に對し、佛帝政府に對しても、同様なるが如く、極端に走らざるに當て、可成戦争の不幸を避けんが爲め、一友邦若くは數友邦の仲裁に委ねられんことを申述するの命を得たり。尙余は本國政府は何時にても依頼に應じて喜んで仲裁の勞を採るべきことを表示するの命を受けたり。

余は茲に閣下に對し以上申述するの榮を得たる勸告は、普國政府に於て仁惠なる受諾あらんことを熱心に希望する旨を陳述し併せて余が尊敬の意を致すを得るの機會を得たるを謝す』

と。普國は元より之に應ずるの理由あるなし。六月十八日附の書面を以て懇篤なる返翰を英國に送れり。茲に於て戦争は愈實際に開始せられたり。七月十九日佛國の伯林駐在代理公使スーシニエーは普國外務大臣に對して、左の宣戰書を發せり。其宣言に曰く、

『佛蘭西政府の命令を奉行する佛蘭西代理公使スーシニエーは、茲に普國外務大臣に左の通告をなすの光榮を有す。佛國皇帝陛下の政府は普國の皇族をして西班牙國の王位に登らしむるの企計を以て、我國土の安寧に危害あることなしと認むるに由り、我同意を得るに非されは之を實行せざるの確條を普王陛下に向て請求するの已むを得ざるに至れり。』

然るに普王陛下は此確保を與へざるのみならず、我が全權公使に對して事情に隨ひ進退するは其權内に在りと明言せられたるを以て、我政府をして此の

宣言中に歐洲の權力平均に對する如く、亦我が佛國に對して脅迫的深意を包藏するにあらざるやを疑はしめたるに果して、普王陛下は我が公使の派遣を拒絕し、又我が公使に對して更に何等の談判をも爲さざる旨を歐洲諸國の内閣に告知するに至りて此宣言の深意愈々明白となりたり。

茲に於てか我皇帝陛下の政府は、其榮譽を保持し、其利益を防衛せんか爲め、狀況に應じ速に必要なの方法を取らざるべからざるものと判定し、自今貴國を以て交戰國と認むるものなり、スーシニエー敬んで閣下に其質を致すこと爾り謹言

同日普王亦國內に向て宣戰の布告を發せり、干戈既に交はり外交史上又注目して視るべきなし。セダン、ロアールの役、アミアン、メッツの戦や單に是れ戰鬪の史のみ、請ふ故らに之を省かん。九月三日佛帝セダンに破れて虜となり、將士八萬四千四百三十三人、大砲五百三十六門、霰彈砲七十門、馬匹一萬二千頭、皆普軍の手に落つ佛國茲に於てか元首を失ひ、帝政一變して共和政となり、ドロシユを大統領兼巴里府總裁となし、シュレール、フーブルを外務大臣に、カンペタを内務大臣に、ピカードを大

議大臣に、マールシモンを文部大臣に、クレモントを司法大臣に、ブリションを海軍大臣に、ルフロを陸軍大臣に、マクニンを農商務大臣に、ドリアンを工務大臣に任じ、翌四日巴里市に左の如き布告を發したり。

『佛國の人民よ、我國は實に一大不幸に遭遇したり、此三日間劇烈の戦争の爲めに我將マクマホンは普軍三十萬と闘つて血戰數合したるも衆寡遂に敵せず、四萬の將士悉く虜にせられ、將軍マクマホン亦重創を蒙り、ゼチラル、ウインカン之に代りたりと雖も此亦敵の虜となれり。

モダン城既に陥り、其兵四萬敵の虜にする所となり、那破翁亦浮虜となれり。今や即ち巴里府防戦の秋なれば全國の人民協心戮力して以て永く自主獨立を謀らざんばあるべからず。

今日以降佛國は共和の制度を取れり、假て自今内外の事務盡く共和政府に於て決議裁定すべし。』

然れども元首既に捕へられて人心漸く沮喪せり、激昂狂奔する者なきに非すと雖も是れ只人民の小部分のみ連勝破竹の勢を以て進む所の普軍豈佛軍の能く禦ぐ

べき所ならんや。斯の如くにして佛軍漸く弱く佛領愈よ狹からんとす。九月十八日外務大臣ヂールフ、リアル談判の爲めモウ縣に在る普王の陣營に赴き、二十一日解兵の談判あり。ヒスマルク曰く『曩昔佛國我が獨逸國を襲ふてライン河の二郡を掠奪したり、我國今ヤストラスアルヒ縣を以て我が國の門戸となす巴里の抗敵の如き豈恐るゝに足らんや。此小業を拔て、而して後巴里城に入らんこと日を出てさるべし。然れども休戦は生民塗炭の苦を避けしめんが爲めに我國の希望する所なり、佛國若し國境のアルサス、ロドレンを割き、メッツ及ストラスアルヒを明渡し五十億フランの償金を拂はし、休戦元より我國の肯諾する所なり』と。フーブル即ち怒て曰く『佛國一塊の土も之を他國に與ふことを許さず』と。談判遂に成らずして本國に歸る。次で十月卅一日外務大臣チエルは露英、埃伊の媒介により休戦の談判をなさんとするに際し、巴里府民の暴舉の爲めに果さず、巴里の圍愈よ急にして市民業に安すること能はず、衣食亦缺乏を告ぐるに至れり。時に或は砲彈の小學生徒を害ふの舉あり、しかば千八百七十一年一月十三日巴里駐劄の各國公使は連署して書をヒスマルクに送て曰く『過日來數多の彈丸日夜巴里府内に雨



降散亂して婦女兒童及び病者の之れが爲めに死傷する者尠からず、就中右死傷中府内在留外國の人民最も多し。而して此砲撃をなすに先ち一應の報告もなく、又府内駐劄の外國公使にも通報することなく、從て局外中立國の人民遁避して其害を免るゝに道なし。各國公使の巴里府内に駐劄するは此府内に在留する本國人民を保護するの意に外ならず、故を以て相議して其人民の危害を避け、其身を保護せしめんことを計るものなり。爰に於て今閣下に問ふて其處置を乞はんとす。歐洲諸國曾て相盟約して誓ふ所の戰時公法は國の都城を攻撃するに爆彈を用ひんとするときは豫め之を報告すべしと定めたるに非ずや。然るに如今府内駐劄の各國公使等一も閣下の前報を聞かず、乃ち會合して連名の書翰を呈し、閣下の反省を促す所以なり』と。諸國は此時に當て漸く普國の暴横を憤れり。而して佛國は漸く衰頹して又普國に敵抗するの氣力に乏しく、又財力の匱乏を招けり。茲に於て外務大臣マニエル、フリーバル再び出て、普軍の本營ヴェルサイユに使し、媾和の談判を開き、一月二十八日先づ三週間の休戦を約し、直ちに媾和假條約を締結したり。然るに佛國の國民議會は此條約を屑しとせず、フリーバルを免してチュエルを大臣と

して普軍に遣はし、土地割譲を否むの談判を試み、たれども佛國の要求復た遂に行はれず、休戦の期日を延ばして假條約を締結し、三月十日日本條約を結び、同月二十日フランクフルトに於て批准條約の交換を終へたり(此等諸條約の文面は余の著媾和類例を参照すべし)。

## 第十一章 日清戰爭(明治二十八年二十九年)

### 第一節 朝鮮と日清露

元治元年朝鮮開國四百七十三年甲子、朝鮮國王哲宗薨す嗣なし。英宗五世の孫熙位に即き生父李昰應(大院君)政を攝す。昰應鎖港主義を固持し、屢、外人と闘ふ。明治元年(四百七十七年)十一月、我政府舊嚴原(對州藩主)宗重正をして大政維新を報し、舊好を修めしむ。是より先、江戸幕府の朝鮮と交通する其の文書始めは、大君の名を用ひ、後新井君美の説を納れて日本國王と改め、八代將軍に及びて復、大君と稱したりき。然れども、今や政權天皇に復したるが故に、書中皇字勅字を用ひたり。朝鮮政府書辭印章の舊例古格に違ふを論じ、肯て受けず。我政府即ち問罪の師を發せんとしたりと雖も、内政未だ緒に就かざりしを以て、荏苒數年を経過せり。

明治五年八月我が政府外務大丞花房義質を遣はし嘉吉年間より繼續せる舊原藩の貿易を罷むることを報し、少録一名を釜山に駐紮せしむ。朝鮮政府舊原藩の慣例に據らんことを求め、且つ我が官吏の服装從來と異なるを見、館上に榜示して之を嘲る。是に於て征韓の議再び我が政府に勃興するに至れり。征韓論を決するに先ち一の先決問題は起れり。他なし、朝鮮は純然たる獨立國なるか、將た清國の屬邦なるか之なり。朝鮮は清國の正朔を奉じ、年々朝貢使を派す、此點より觀れば屬邦なるに似たり。而して實際内治外交の全然其自主自治に放任しあるの點より觀れば獨立國なるにも似たり。果して獨立國ならんか、内治外交の責任は朝鮮の負擔たるべきこと固より論なく、屬邦なりとせば清國は其責任を免かるゝ能はざるなり。時の外務卿副島種臣は清國に赴きて總理衙門に問ふに朝鮮は屬邦なるや否やを以てせり。總理衙門は朝鮮には内治外交共に其自主自治に放任しあるが故に清國は其責任を負擔することなしと斷言したり。志かも副島は當時公文を徴せざりき。

明治七年是應權を失し疾と稱して雲岷宮に屏居す。王妃閔氏の一族政柄を乗り鎮國の主義一變したるものゝ如し。十月東萊府使朴齊寛講盟の意を致し、兩國の情意稍々融和せんとす。次年是應策を以て再び政務に參するに及びて形勢再び一變せり。

次年八月我軍艦雲揚江華灣に泊し艦長井上良馨端艇に乗して漢江を遡らんとす。永宗島の守兵之を砲撃す我兵大に怒て之を攻め其城を拔く。報至るに迫んで征韓の議三たひ起れり。特命全權大臣黒田清隆副全權大臣井上馨命を奉して朝鮮に赴き使書拒絶の理由を問ひ、軍艦雲揚砲撃の事を責む。李是應等主として絶交の議を唱道し、滿廷風靡す、獨り右議政朴珪壽、譯官吳慶錫なる者卓然群議を排し、盛に通交の利を説く。議論七日に涉りて決せず。我が全權怒て歸國せんとす。朝鮮終に修好を諾し、絶交論者申櫛等をして我が全權に江華に會して修好條約を締結せしむ、是れ實に明治九年二月二十六日なり。次て米英獨佛露、澳諸國續々通交を求め清國も亦條約を結び、通商の制を定む。清朝兩國の條約は左の如し。

中國朝鮮商民水陸貿易章程

朝鮮久列藩封典禮所關、一切均有定利、毋庸更議、惟現在各國、既由水路通商、自宜

三〇四  
不開海禁、令兩國商民一體互相貿易、其利益其邊界互市之例、亦因時量爲變通、惟此次所訂水路貿易章程、係中國優待屬邦之意、不在各與國一體均霑之列、茲定各條如左、

第一條 嗣後由北洋大臣札派商務委員前往駐紮朝鮮、已開口岸、專爲照料、本國商民該員與朝鮮官員往來、均屬平行、優待如禮、如遇有重大事件、未便與朝鮮官員擅自定議、則詳請北洋大臣咨照、朝鮮國王轉札其政府、籌辦、朝鮮國王亦遣派大員駐紮天津、并分派他員、至中國已開口岸、充當商務委員、該員與道府州縣等地方官往來、亦以平行相待、如遇有疑難事件、聽其由駐津大員詳請北洋大臣定奪、兩國商務委員應用經費、均歸自備、不得私索供億、若此等官員執意任性、辦事不合、則由北洋大臣與朝鮮國王彼此知會、立即撤回

(中略)

欽差署理北洋通商大臣太子大傅前文華殿大學士直隸總督部堂一等肅毅伯李

督同

二品銜津海關道周馥

督同

二品銜候選道馬建忠

會同朝鮮國

奏副使 金宏集

奏正使 趙秉夏議定

問議官 魚允中

光緒八年八月日

日韓條約締結の後、朝鮮政府は修信使金綺秀を我國に特派し、江華の暴舉を謝し、隣交の誼を修めしめたり。明治十五年李昰應政權を掌握せんと欲して亂を京城に作し、我公使館を襲ふ。花房公使等遁れて歸朝す。清國乃ち李昰應を上海に拘禁し、通商事宜袁世凱をして閔族を援けて以て朝鮮の實權を握らしめんとす。是に於てか半島八道稍屬邦の實を現はしたり。我政府は朝鮮が我使臣に無禮を加へ、我國民を虐待したるを詰り、朝鮮政府に向て要求する所あり。爾來朝鮮在留人民保護の爲め兵士を駐屯せしむることゝなせり。而して清國は夙に朝鮮を屬邦視せるを以て兵士を京城に駐防せしめしかば、日清兩國の衝突は勢遂に免かるべからざるに至りたるものゝ如し。

朝鮮と日清兩國との關係は斯の如し。兩國に次で最も密接の關係あるものを露

露國は慶興に於て陸地貿易を實行し、機を見て内政に干渉し、威を入道に揮ひ、又一の不凍港を得んとするの意あり。京城駐紮の露國公使は終に王妃の族閔淋翊を介して王妃と結ぶに至れり。

### 第二節 天津條約

大院君の亂後錦陵尉前王の駙馬朴泳孝及び金玉均等慷慨禁すること能はず、我國に遊ひて劃策する所尠なからず。金玉均は福澤諭吉に面して朝鮮獨立の事を諮り、後藤象二郎に介せられ、金は終に國王の勅書を得て之を後藤に委せんことを期したり。金は又別に當時閑散の地に在りし井上馨と謀議する所ありたり。朴泳孝金玉均等は歸國の後國王に奏請して改革を斷行し、反對黨の重なる者を殺戮せり。而して我が駐在兵二百は竹添公使と共に王城に在りて國王を擁護せり。改革後三日、哀世凱は始めて此事を聞き清兵二千をして王城を襲撃せしむ朝鮮兵三千も亦之に應ず。竹添即ち國王を棄て、仁川に遁れ、清兵、朝鮮兵等は我が公使館を襲ひ終に火を放ちて之を焼けり。竹添既に遁れて歸朝し朴泳孝、金玉均、徐光範等改革派の人士多くは遁れて我國に潜む。井上馨は辦理大臣として朝鮮

に赴き公使館の燒撃居留民の虐殺等に関して詰責する所あり。賠償の約を締結して歸る。

次て伊藤博文は全權大使として黒田清隆樺山資紀と共に天津に赴きたり。此行實に彼我兩國の朝鮮駐在兵を撤回し、兩國の間に事端を開くことなからしめんとするに在りたり。伊藤天津に着し李鴻章に來着を報す、李の意協議を欲せざるもの、如し。時に榎本武揚全權公使として清國に駐紮せしが間に立ちて周旋する所あり、彼我の間に談判を開始するに至りたれども、爾來談判頗る困難に陥り殆んど二閱月に及び漸く有名なる天津條約三條を締結するに至れり。伊藤は天津條約の締結了るの次日直ちに解纜して歸朝の途に就けり。條約の全文は左の如し。

- 大日本特派全權大使參議宮内卿 勳一等伯爵 伊藤 慶
  - 大清國特派全權大臣 太子大傳文華殿大學士北洋通商大臣 李 各、  
臣兵部尚書直隸總督一等肅毅伯
- 奉する所の

諭旨に遵ひ公同會議し專條を訂立し、以て和誼を敦くする所の約款を左に臚列す

一 議定す中國朝鮮に駐紮するの兵を撤し日本國朝鮮に在りて使館を護衛するの兵辨を撤す畫押蓋印の日より起り四個月を以て期とし、限内に各數を盡して撤回するを行ひ、以て兩國滋端の虞あるを免かる、中國の兵を馬山浦より撤去し日本國の兵は仁川港より撤去す

一 兩國均しく允す朝鮮國王に勸め兵士を教練し以て自ら治安を護するに足らしむ。又朝鮮國王に由り他の外國の武辨一人又は數人を遷備し委ねるに教演の事を以てす。爾後日中兩國均しく員を派し朝鮮に在りて教練すること勿らん

一 將來朝鮮國若し變亂重大の事件ありて日中兩國或は一國兵を派するを要する時は應に先つ互に行文知照すべし。其事定まるに及ては仍即ち撤回し再び留防せず

大日本國明治十八年四月十八日

特派全權大使參議兼宮内卿勳一等伯爵 伊藤 博文書押

大清國光緒十一年三月初四日

特派全權大臣 太子大傳文學殿大學士北洋通商大臣兵部尙書直隸總督一等肅毅伯

李 鴻 章書押

### 第三節 湖南暴徒

湖南の暴徒は最初二個の分子より成れり、一は農夫にして一は吏胥なり。而して此農夫は内亂の原動力にして收斂の苛酷に堪えず監司の暴横を憤り、中央政府に向て幾度か情を具し、以て其苦艱を訴へたりと雖とも爲すなきの政府は恰も知らざるものゝ如く悠々看過せしかば農夫の困難不平は日に月に甚しく坐して餓死せんよりは寧ろ干戈に訴へて死を潔ふするに如かずとなし、彼等徒黨の有力者を相携へて監司金文鉉に迫れり。彼等公言すらく中央政府惡虐無道の監司を斥けず我黨は止むを得ず、自から進んで之を除くなり。彼等の最も嫌惡せしは監司金文鉉及び其下僚兵使某並に中央政府の轉運總務官趙弼永の三人にして彼等は先づ此の三人を捕へて其肉を啖はんと企てたり。三人之を謀知して逃竄し行く所明かならず。

三人以外の地方官吏は中央政府より派遣せられたる者なきにあらずと雖とも、其多數は管下地方より任用せられたるものに係り、是等の吏胥は皆三人の惡虐を憤

り、夙の同志相結托して黨を樹て機を視て反抗せんとし、陰かに謀る所あり。管下の農夫暴發するに及び直ちに起ちて之れに應じ共に具に監司等を驅逐し軍勢終に侮るべからざるものあるに至れり。爾餘の吏胥は恟々として自ら安んずる能はず。而かも進んで暴徒を鎮定するの勇氣あるに非ざるを以て或は逃竄し或は暴徒の群に投せり。暴徒の徒黨は此の如く次第に増加すと雖も、元と是れ百姓一揆のみ三人を驅逐し監營を陥るゝまでは一回だも戦争と云ふべき戦争を見ざりき。

彼等の三人を驅逐するや所在の東學黨は峰起して之に應じ、暴徒の分子は又更に一を加へて益、其勢焰を高め錦山古阜を横行し、更に進んで全州を占領せり。暴徒の目的は苛政を除き重斂を免かれんとするに外ならず。東學黨も亦一時暴徒に加はりたりと雖も、敢て外人排斥の目的を斷行せんとは試みざりき。東學黨中或は暴徒を利用して閔族政府を顛覆し、以て國政を盤革せんと企つる者なきにあらざりしも、要するに不平黨の集合にして烏合の衆たるに過ぎざりしを以て遠大の企を爲すこと能はざりき。

湖南暴徒の實況は此の如し、朝鮮政府は只徒らに騷擾して撫鎮の法を講ずる能はず、暴徒をして徒らに其暴を逞ふせしめたり。

#### 第四節 兩國出師

清國は自國の危大を恃みて我國の狹小を侮り我國を以て到底事を外國に構ふ能はずとなし、一舉直ちに朝鮮の獨立を蹂躪せんとし竊かに其機の到るを待てり。湖南の暴徒は清國に向て好機を與へり時に我國政府議會の抗争は實に其極に達せり。朝鮮政府は暴徒を鎮撫する能はずして狼狽せり。是に於て袁世凱は朝鮮政府をして援を清國に請はしめ以て兵を出しぬ。我政府は清國出兵の警報に接して俄然潜かに出師の準備に着手したり。袁世凱等狼狽措く所を知らず、六月五日當時歸朝中なりし大島公使は巡查二十名を率ゐて急行朝鮮に向ひ、九日海兵を從へて京城に入れり。六月七日清廷の出兵知照は外務大臣陸奧宗光の許に達せり。我亦之に應じて即日出兵の知照をなしぬ。清廷の知照は左の如し。

以書簡啓上致候陳者今般北洋大臣李より本使へ左の通り電報有之候光緒十一年清日兩國に於て議定せし條約中に將來朝鮮にて若し變亂事件有之清國

時を渡兵を要する場合は應に先づ行文知照すべし事定まりたる  
上は應直ちに撤回し再び留防せしむ有之本大臣今朝鮮政府の來文に接し候處  
全羅道所轄の人民は習俗凶悍に有之東學黨匪に糾合し衆を聚めて縣邑を攻  
陥し又北の方全州を襲陥致候に付前きに已に練軍をして往て征討せしめ候  
得共戦利おらず就ては若し滋蔓日久じきときは憂を上國に貼すこと尤も多  
かるべし然るに壬午甲申敵邦兩度の内亂の節にも中朝の兵士に頼りて代て  
爲めて之れを戡定せし事有之因て其例に沿ひ數隊の兵を酌遣せられ速に來  
て代て征討せられんことを懇請致候尤悍匪の挫殄する上は直ちに其兵を撤  
回せられ候様致度敢て更に之を留防せしむることを請て以て天兵の久しく  
外に勞せらるゝことを致さるべしとの趣に有之本大臣之を覽るに其情詞  
追切なるのみならず兵を派し援助することは我朝が屬邦を保護するの舊例  
に有之候へば是を以て奏聞の上諭旨を奉し直隸提督葉をして勁旅を選帶し  
馳せて朝鮮全羅忠清道一帶の地方に赴かしめ時機を見計らひ防堵攻討し期  
を尅して之を撲滅せしめ務めて屬邦の境地をして又安ならしめ各國の人の

朝鮮地方にて貿易を爲す者をして皆各其生業を安することを得せしめ度尤  
も平定次第直ちに右兵を引揚げ更に留防せしめざる様可致候右至急條約に  
従ひ行文知照すへき筈に付貴大臣へ電報致候間早速日本外務省へ照會有之  
度候

右の通申來り候に付本使は之を貴大臣へ及御照會候敬具

光緒二十年五月三日我六月七日 清國特命全權公使 汪 鳳 藻

日本國外務大臣陸奥宗光閣下

是れ清國が明かに朝鮮を屬邦たらしめんとするの意を表彰したるものにして朝  
鮮獨立の紹介者たる我國を侮辱する實に甚しく後日に至りて宣戰の理由となり  
しものなり。我政府は當時左の如く答へたり。

以書翰致啓上候陳者今般貴國政府にて朝鮮國へ派兵被成候に付明治十八年  
四月十八日日清兩國政府にて訂結の約書第三款に違ひ行文知照之趣本日貴  
簡を以て御申越相成致承知候然るに貴簡中保護屬邦の語相見居候處帝國政  
府に於ては未だ嘗て朝鮮國を以て貴國の屬國とは認居不申に付此段御回答

旁言明致置候本大臣は茲に重て敬意を表し候敬具  
 明治二十七年六月七日

外務大臣 陸奥宗光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

此日我政府は出兵を知照し、我兵は九日字品を發して十二日彼地に着し、清兵は七日出發して九日牙山に着せり。彼先づ發し我之に應したるなり。我政府知照は左の如し。

以書翰致啓上候陳は朝鮮國に於て既に變亂重大事件ありて我國より派兵の必要有之候を以て帝國政府は若干の兵を派遣する積に有之因て明治十八年四月十八日貴我兩國政府にて議定せし條約の明文に従ひ清國政府へ行文知照すべき旨唯今政府よりの訓電に接し候に付右の趣及御照會候敬具

明治二十七年六月七日

日本臨時代理公使 小村壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

### 第五節 李鴻章の政策

李鴻章は從來の經驗に徴して我政府能く爲すなしと思惟し半島八道を掌裡に收

めんとして兵を出したるものにして彼の政策は一面對外策に基きしと雖も、一面は確かに對内策に基きしなり。清廷の固陋なる交通の便否を解せず、國防の緩急を覺らず、李鴻章等特り銳意、吉林鐵道の延長を計り、又渤海沿岸の砲臺を造營せんと欲すと雖も、頑冥の朝廷容易に其資を給するなく、今年若干を出し、次年又若干を辨し、鐵道の全通砲臺の造營果して能く何れの日に奏功すべきを知らず。故を以て朝鮮出兵を口實とし、朝廷に迫りて巨額の經費を支出せしめ流用して以て鐵道砲臺の竣工を速かならしめんとせり。

彼れの對内策は牙山出兵に依りて一部奏功せり。然るに我國の處置彼れの意表に出て割合に速く兵を出し、特に其兵の多き彼の豫想外に出づるに及び、彼の胸算は全く齟齬するに至れり。彼の兵は一千五百と註せられぬ。我兵は一萬餘と聞えたり。彼元と微塵だに戰意ありしにあらざ、要は唯我を威嚇し朝鮮を以て全然己れの屬邦と爲し、軍資に托して巨額の經費を支辨せしめんとするの政策に外ならず。故に我の出兵は彼に取りては恰かも千鈞の鐵錘に均しかりしなり。彼は我政府の戰意なきこと恰も彼の戰意なきが如くならんと看たり。是を以て彼は



言語同斷なる公文を發して我兵を撤回せしめんとせり。其文に曰く、  
 以書簡致啓上候本月四日(我六月七日)書簡を以て朝鮮國に於て現に變亂ある  
 を以て若干の兵を派遣せらるべきに付兩國の條約に従ひ右の趣行文知照す  
 べき旨貴國政府よりの訓令を受けられ候旨御申趣相成候處我國にては朝鮮  
 の求に應じて兵を派遣し其亂民討伐の援助を爲す次第にして是は從來屬邦  
 を保護するの慣例に有之且つ専ら内地の亂民を討伐する爲めにして平定次  
 第直ちに引揚可申目下仁川釜山各港の模様は靜穩なれども通商の地に候へ  
 ば保護の爲め暫く軍艦を留置候のみ有之候貴國より兵を派遣せらるゝは  
 専ら公使館領事館及商民を御保護相成候爲めなるべければ申迄もなく多數  
 の兵を御派遣相成候必要可無之又朝鮮より請求したる次第にも無之候得ば  
 決して朝鮮内地へ進入して驚疑を起さしめざる様致度加之我國の兵士と出  
 逢ひ言語不通軍禮の差異ある爲め或は不慮の事を生するが如き場合も有之  
 候乎と懸念致居候に付ては右の趣貴下より貴國政府へ電報にて御申送相成  
 度致希望候右及回答候敬具

光緒二十年六月六日(我が六月九日) 清國總理各國事務王大臣

日本臨時代理公使小村壽太郎貴下

我政府は之を峻拒するに左の文書を以てせり。

以書簡致啓上候陳者本月九日貴簡を以て貴國より朝鮮へ派兵せられしは從  
 來屬邦を保護せらるゝの慣例に有之我國よりは多數の兵を派遣するの必要  
 可無之又決して朝鮮内地へ進入不致様致度との趣御申趣相成候に付本官に  
 は早速其旨我政府へ致電報置候處只今我政府よりの回電接到帝國政府に於  
 ては未だ曾て朝鮮が貴國の屬邦なることを認居不申今回我國より朝鮮へ派  
 兵せしは濟物浦條約に依りたる義に有之而して出兵の手續は天津條約に依  
 りて取計らひたる次第に候又帝國より派遣の軍隊の衆寡は帝國政府自ら之  
 を裁決可致義に有之又行動の如何に至ては赴くべき必要な處へは無論赴  
 かざるべけれども他より掣肘せらるべき筋毫も無之又兩國の兵士相出逢ひ  
 言語不通軍禮の差異ある爲め或は不慮の事を生するが如き場合も可有之義  
 に至ては我國の兵士は紀律を守ること嚴肅なれば貴國の兵士と出逢ふこと

ありとも故らに事を生ずるが如きこと決して無之は我政府の固く信する所なれば貴國政府に於ても其邊已に豫め御加意相成居候事に可有之旨申越候に付右及回答候敬具

明治二十七年六月十二日

日本國臨時代理公使 小村壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

### 第六節 調停

李鴻章の脅喝政策は我出兵の爲めに齟齬せしめられたり兩國交渉の當初より着々先鞭を着けたる李鴻章も今は却て受働的地位に立てり。彼は北京在留の英露公使に向て調停を請ひ又列國に駐紮せる公使をして列國政府に調停を懇請せしむ倫敦駐紮公使龔照琛英佛政府に對して運動頗る勉めり。此の如く彼は一面には列國の威を藉て以て我を壓せんと企てたるものゝ如しと雖も又一面には故らに開戦の期を緩ふし以て徐ろに我軍に當るの準備を整へんと企てたるものゝ如し。強ち清國官吏の運動のみには因らざるべしと雖も列國特に英露兩國の如きは彼我兩國の間に立ちて調停を試みんとし日清駐紮公使は各々其政府に説く

所あり半島王國に駐紮せる公使も亦王國政府及び公使に向て説く所ありき。英露兩國は我國が朝鮮の内政を改革するの議を是認し先づ兵を撤して清國及び英露米佛の四國と共に六國協議して以て内政改革の目的を貫徹せんことを勸告せり。爰に於て東京及び北京に駐紮せる兩國公使は彼我兩國の間に立ちて運動する所あり六月十六日陸奧外務大臣は清國公使汪鳳藻と外務省に會見して内政改革に關し提議する所あり。次日左の公文を發せり。

以書翰致啓上候陳は朝鮮國に於ける目下の事變及び善後の方法に關し昨日御面晤の節帝國政府の提案として貴國政府へ御協議致候要旨は左の通りに有之候

朝鮮事變に就ては日清兩國相戮力して速に亂民の鎮壓に従事する事亂民平定の上は朝鮮國內政を改良せしむる爲め日清兩國より常設委員若干名を朝鮮に派し先づ大略左の事項を目的として其取調に従事せしむる事

一 財政を調査する事

一 中央政府及地方官吏を淘汰する事

一必要なる警備兵を設置せしめ國內の安寧を保持せしむる事

右爲念茲に申進候本大臣は茲に重ねて敬意を表し候敬具

明治二十七年六月十七日

外務大臣 陸奥宗光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

列國の意は朝鮮内政改革に關し日清兩國及び英露米佛四國の委員を以て六國會  
議を組織し以て四國の權力を朝鮮王國の上に揮はんとしたるものゝ如し。當時

六國會議組織の風評ありたるは蓋し據る所なきの說にはあらざりしなるべし。

清國は全然我政府の朝鮮内政改革に關する提議を排斥し斷乎として日本は朝鮮  
の内政に干預するの權なしと主張し我國に送るに左の書を以てせり。

以書簡致啓上候陳者本使は唯今本國政府よりの電訓に接し候處貴國政府よ  
り御商議相成候朝鮮事變及善後の方法に就ては篤と考慮を加へたる上左の  
通り及回答候

一朝鮮の變亂は已に鎮定したれば最早清國兵の代て之を討伐するを煩は  
さず就ては兩國にて會同して鎮壓すべしとの說は之を議するの必要な

かるべし

一善後の方法は其意美なりと雖も朝鮮自ら釐革を行ふべきこととす清國  
尙ほ其内政に干預せず日本は最初より朝鮮の自主を認め居れば尙更其  
内政に干預するの權なかるべし

一變亂平定後兵を撤することは乙酉の年兩國にて定めし條約(天津條約)に  
具在すれば今茲に又議すべきことなかるべし

以上は本使より已に御面話に及置候得共尙爲念以書簡申進候敬具

光緒二十年五月十八日(我六月二十二日) 清國特命全權公使 汪鳳藻

日本國外務大臣陸奥宗光閣下

### 第七節 調停の破裂

調停の請求者たる清國は傲然として我か提議を拒絶し危機愈よ切迫せり。彼れ  
の拒絶に對し我政府は左の公文を發せり。

以書簡致啓上候陳者閣下は貴國政府の訓令に従ひ朝鮮國變亂鎮定并善後の  
辦法に關する帝國政府の提案を御拒絶相成候趣貴曆光緒二十年五月十八日

附の貴簡を以て御申送相成致聞悉候願て朝鮮國刻下の情勢を察するに於て貴政府と所見を同ふする能はざるは帝國政府の遺憾とする所に有之候之を既往の事蹟に徴するに朝鮮半島の朋黨争鬭、内訌暴動の淵叢たるの慘狀を呈し而して斯く事變の屢起る所以は獨立國の責守を全ふするの要素を缺くに職由するものと確信するに足るべき義に有之疆土接近と貿易の重要とを慮るに於ても亦朝鮮國に對する帝國の利害は甚だ緊切重大なるを以て彼國內に於ける斯る慘情悲況を拱視傍觀するに堪へず候

情勢此の如くなるに當り帝國政府措て之を顧みざるは啻に平素朝鮮に對し抱持する隣交の友情に反るのみならず我國自衛の道にも背くの譏を免かれず候

帝國政府に於て朝鮮の安寧靜謐を求むる爲めに種々の計畫を施すの必要は已に前述の理由なるを以て更に之を看過する能はず今にして遲疑施す所なくして日を曠ふせば該國の變亂愈よ長く滋蔓するに至るべく候是を以て帝國政府に於て其兵を撤去するには必らず將來該國の安寧靜謐を保持し政道其宜を得ることを保證するに足るの辦法を協定するに非ざれば決行し難く候且つ帝國政府が斯る撤兵を容易に行はざるは啻に天津條約の精神に依違するのみならず復た善後の防範たるべくと存候本大臣は斯の如く胸襟を披き誠衷を吐くに及び假令貴國政府の所見に違ふことあるも帝國政府は斷して現在朝鮮國に駐在する軍隊の撤去を命令する能はず候此段御回答旁本大臣は茲に重ねて敬意を表し候敬具

明治二十七年六月二十二日

外務大臣 陸奥 宗光

清國特命全權公使汪鳳藻閣下

爰に於て英國政府は日清兩國交渉の結果交戦の終に免かるべからざるを察し、上海を以て局外中立地と爲さんことを提議し、列國亦た之に同意し日清兩國も亦た之を認諾せり。

露國政府は我政府が清廷と交渉の未終に撤兵を拒絶するに及びて他日東洋の局面に如何なる變亂を生ずるとあるも其責は日本帝國に在るべしと爲したり。然

れども我政府が撤兵を拒むの理由を聞くに及びて僅かに口を銜しぬ。我政府は既に清國に向て兵士の撤回を拒絶し更に進んで獨力朝鮮の内政改革の任に當るの意を決せり、苟くも朝鮮の内政を改革せんと欲せば必らず先づ同國の一勢力を假るを要す而して朝鮮の勢力は専ら閔族に歸し他は皆微々爲すあるに足るなし故を以て清國は夙に閔族を籠絡せり、露國亦謀を閔族に通して指を八道に染めんとて企てたり。

此時に當り我國の御前會議は連日の總理官邸會議に次で開かる。曩に京城より歸來せし外務參事官本野一郎陸軍中佐福島安正等御前會議の結果を齎らして再び彼地向ふ武人の意氣是より昂然たり。

七月十四日小村臨時代理公使は清國政府に左の照會を爲せり。  
以書簡致啓上候陳者明治二十七年七月九日貴衙門にて朝鮮事件に付及御面談候節貴王大臣より御陳述の次第は總て即日我外務大臣へ電報致置候處唯今政府より電報到達朝鮮にて屢變亂有之候は其の内亂の紊亂に基因する義に有之而して我政府は日清兩國の該國に於ける何れも其關係常に緊要なれ

ば今該國をして内政を釐革し以て變亂を未萌に絶たしむるに如かさるへしとの意見にて此意を清國政府に提出したりし處詎ぞ料らん清國政府は此提議に従はず只望むに撤兵の一事のみを以てせられ是實は我政府の深く訝る所に有之又其後在北京英國公使は友誼を顧重し日清國をして妥協の局を結はしめんことを欲し盡力調停せられたりし趣なれども清國政府は依然撤兵の事のみを主張し毫も我政府の意に應ずるの色なし是に由て之を觀れば清國政府は意ありて事を滋すものにして則ち事を好むにあらずして何ぞや就ては今後因て以て不測の變を生ずることあるも我政府は其責に任せずとの旨申來候に付右電報譯文相添此段申進候敬具

明治二十七年七月十四日

日本國臨時代理公使 小村壽太郎

清國總理各國事務王大臣御中

### 第八節 開戰氣運と清國

清國は我國に向て撤兵を要求したれども我國終に應せざりしを以て更に兵を朝鮮に派せざるを得ざるの究境に陥れり。當時李鴻章及其幕僚たる羅豐祿は邦人

に語て曰く「我奮とより戰意あるなし唯如何せん貴國と我國と互に兵を派し貴兵は一萬有餘の多きありて我兵は一千五百の寡きに過ぎず、今若し我兵を撤回せば幾多武人と朝野の反對黨とは相應して蜂起し李の地位爲めに支ふへからざらんとす、故に敢て兵を増發すと雖も是れ誠に止むを得ざるに出つ」と而して彼は武人に對する政策として四千の兵を増發し、清廷遂に開戰の氣運に傾き客將漢納根は戰略を畫して彼に説き英船英陸隊に搭して増發兵と共に渡韓の途に就けり。漢納根は殊勝にも攻勢を取り北洋艦隊をして我軍艦を渤海灣頭に誘致せしめ以て我れの虛に出て南洋艦隊をして門司馬關を衝かしめんと企てり。然れども清兵の無能力は漢をして其望を空ふせしめき。

### 第九節 列國の對韓政略

日清兩國の朝鮮内政改革に關する協議破裂し我政府は獨力以て之を遂行せんとして銳意朝鮮政府に説き朝鮮政府も一旦は我提議を容れて改革委員を設け、釐整局を置き内政改革の事將に其緒に就かんとせり。然れども改革委員は多くは閔族の鼻息を窺ふの徒に過ぎず成効固より期し難きものありき。

袁世凱は朝鮮政府を威嚇するに幾分の清兵日ならずして京城に入り將に日兵を逐はんとするとの事を以てしたり。列國公使も亦た屢に日清兩國の間に試みたる調停の其効を奏せざりしより更に朝鮮政府に向て、先づ日本をして兵を撤せしめ而して後内政改革の事を計るべし、然らずんば列國亦た陸續兵を發して要請する所あらんとすと迫れり。朝鮮政府一度は袁世凱の脅嚇に驚き一度は列國使臣の虛勢に怖れ危懼の極殆んど爲す所を知らず、終に七月十八日を以て大島公使に向て左の如く兵士の撤回及び内政改革案の撤回を要請せり。

『貴國の提議に係る内政改革案は我政府喜んで之を容れざるにあらざと雖も今日の如く大兵を駐屯せられては我臣民痛く危懼、人心恟々爲めに改革を决行する能はず且つや斯の如くにして若し貴國の提議に従ふか如きことあらば各國亦た陸續兵を發して要請するに至るべし果して然らば我政府は實に其處置に困却せざるを得ず仍て先づ貴國の兵を撤回し并に貴國の提議に係る改革案をも撤回せられたし我政府は其後に於て任意改革を決行すべし』當時朝鮮駐紮の英國公使が清國の代表者たる袁世凱と共に極力清國の爲めに謀

議する所ありたるは世人の熟知する所たり。露國公使ウエーバーも亦我兵士の撤回を主張し痛く我政府の兵士を駐在せしむるを非難したり。英露兩國公使の動措斯の如くなるを以て我公使は孤立援なく今方に至難至難の境遇に沈淪し前途の形勢實に測るべからざるものありたり。七月十九日袁世凱は飄然去て歸國の途に就きぬ

### 第十節 開戦

七月二十日大島公使は朝鮮政府に向て右の條項を要求し、三日を期して返答せんことを求めたり。

牙山に駐屯せる清兵を撤回せしむべき事

爾來清國との關係を絶ち獨立自主の實を全ふする事  
 決答の期日に至り朝鮮政府は一も應ずる能はずと決答し且つ日本政府に於て兵士を撤回せざる以上は今回の要求事項は其評議を爲すを得ずと爲せり。大島公使は朝鮮官吏と交渉するも到底其効なきを覺り、廿三日親しく國王に謁して奏上する所あらんとし偶々大院君の國王の召に應じて大闕に至らんとするに會し護

衛して入城し途に朝鮮兵の要撃に遭ひ撃て之を退けたり、之を二十三日の事變となす。大院君は出て、攝政と爲りぬ。二十五日外務協辦は公文を以て我政府に委任するに朝鮮政府に代り牙山に在る清兵を撤回せしめんことを以てせり。是に於成歎の役となり牙山の戦となり南陽灣亦大海戦を見るに至れり。  
 三十日在北京の我が小村臨時代理公使は國旗を撤し其屬僚を率ゐて北京を退去したり、而して清公使汪鳳藻も亦八月三日を以て横濱を退去したり。  
 牙山占領の次日即ち八日一日開戦の詔勅は宣下せられ同夜發表せられたり。

### 詔勅

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有  
 衆に示す

朕茲に清國に對して戦を宣す朕が百僚有司は宜く朕が意を體し陸上に海面に清國に對して交戦の事に従ひ以て國家の目的を達するに努力すへし苟も國際法に戻らざる限り各々機能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからんことを期せよ

惟ふに朕が即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可なるを信し有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ何ぞ料らん清國の朝鮮事件に於ける我に對して著々隣交に戻り信義を失するの舉に出でんとは朝鮮は帝國が其始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其内政に干涉し其内亂あるに於て口を屬邦の極難に藉き兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免かれ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はんことを以てしたるに清國は驟て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勸むるに其秕政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其目的を妨碍し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其水陸の兵備を整へ一旦成を告ぐるや直ちに其力を以て其欲望

を達せんとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要撃し殆ど亡狀を極めたり則ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て東洋の平和をして永く擔保ならしむるに存するや疑ふべからず熟々其爲す所に就て深く其謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其非望を遂けむとするものと謂はざるべからず事既に茲に至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに專なりと雖も亦公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせんことを期す

清國も亦宣戰の詔敕を發表し併せて宣戰の理由を締盟諸國に照會せり。

七月初一日奉<sub>上</sub>諭朝鮮爲我大清藩屏二百餘年歲修職貢爲中外所共知。近十數年該國時多内亂朝廷字小爲懷疊次派兵前往戡定並派員駐紮該國都城隨時保護。本年四月間朝鮮又有土匪變亂該國王請兵援剿情詞迫切當即諭令李鴻章撥兵赴援甫抵牙山匪徒星散乃倭人無故添兵突入漢城嗣又增兵萬餘迫令朝



鮮更改國政種々要挾難以理喻我朝撫綏藩服其國內政事向令自理日本與朝鮮立約係屬與國更無以重兵欺壓強令革政之理各國公論皆以日本師出無名不合情理勒令撤兵和平商辦乃竟悍然不顧迄無成說反更陸續添兵朝鮮百姓及中國商民日加驚擾是以添兵前往保護詎行至中途突有倭船多隻乘我不備在牙山口外海面開砲轟擊傷我運船變詐情形殊非意料所及該國不遵條約不守公法任意騷張專行詭計費開自彼公論昭然用特布告天下俾曉然於朝廷辦理此事實已仁至義盡而倭人渝盟肇釁無理已極勢難再予姑容。着李鴻章嚴飾派出各軍迅速進剿厚集雄帥陸續進發以拯韓民於塗炭並着沿江沿海各將軍督撫及統兵大臣整飭戎行遇有倭人輪船駛入各口即行迎頭痛擊悉數殲除毋得稍有退縮致干罪戾將此通諭知之欽此。

清國政府の公文

大清欽命總理各國事務王大臣 爲照會事前因朝鮮全羅道有亂民滋事該國王備文請援經北洋大臣奏明我朝廷因該國前兩次變亂經中國爲之戡定故特派兵前往不入漢城直赴全城一帶進剿該匪聞風潰散我軍撫卹難民方謀凱撤詎日本

亦派兵赴韓託名助剿實則徑入漢城分踞要隘嗣又屢次添兵至萬餘不止竟迫脅朝鮮不認中國藩服開列多款逼令該國王一一遵行查朝鮮爲中國屬邦歷有年所天下皆知即該國與各貴國立約時均經聲明有案日本強令不認中國體制有礙已失向來睦誼至比隣之國勸其整理政務原屬美意但只能好言勸勉豈有以重兵欺壓逼勒強行之理此非但中國忍可坐視即各國政府諒皆不以爲是英國政府及俄國政府先後屢飾駐紮該國大臣向其外務勸阻並經英國外務大臣勸將其撤兵出漢城與中國兵分紮兩處和平商辦朝鮮事務此議甚爲公允乃該國悍然不顧反更添兵朝鮮人民及中國在彼商民日加驚擾中國念各國共敦和好之意斷不肯遽與開衅致生靈塗炭商務有傷後雖添兵前往保護亦距漢城尙遠不至與日本兵相遇啓衅何意該國忽逞陰謀竟於六月二十三日在牙山海面突遣兵輪多隻先開砲傷我運船並擊沈挂英旋英國高陞輪船一隻此則衅由彼啓公論難容中國雖篤念邦交再難曲爲遷就不得不叨籌決意辦法想各國政府聞此變異之事亦莫不共相駭詫以爲實有專歸矣今特將日本悖理違法首先開衅情事始末備文照會貴署大臣轉達貴國政府查照須至照會者

光緒二十年陸月貳拾玖日

締盟諸國は日清兩國の照會に接し前後相次で局外中立を宣告せり。

### 第十一節 日韓同盟

朝鮮政府は大院君出て、獨立國たるの驍面を維持せんとするに當り、閔族泳駿等を處罰し清韓條約(第一節參照)を棄廢し更に日韓盟納を締結せり、其盟約左の如し。

大日本 兩國盟約

大朝鮮 兩國政府は朝鮮曆開國五百三十七年七月二十五日 大日本 兩國政府は朝鮮曆開國五百三十七年六月二十五日 に於て朝鮮國政府より清兵撤退一節を以て朝鮮國駐在特命全權公使に委託して代辨せしめたる以來兩國政府は清國に對し既に攻守相助くるの地位に立りて就ては其事實を明著にし併て兩國事を共にするの目的を達せんが爲め下に記名せる兩國大臣は各々全權委任を奉し訂約したる條款左に開列す

第一條 此盟約は清兵を朝鮮國の境外に撤退せしめ朝鮮國の獨立自主を鞏固にして日朝兩國の利益を増進するを以て目的とす

第二條 日本國は清國に對し攻守の戰爭に任し朝鮮國は日兵の進退及其糧

食準備の爲め及ぶだけ便宜を與ふべし

第三條 此盟約は清國に對し平和條約の成るを以て廢罷すべし

此れが爲め兩國全權大臣記名調印し以て憑信を明にす

大日本國明治二十七年八月二十六日 特命全權公使 大島圭介

大朝鮮國開國五百三十七年七月二十六日 外務大臣 金允植

### 第十二節 英國協同仲裁を企つ

英國政府は東洋に利害の關係を有する頗る大なるものあるを以て日清兩國の危機切迫し和戰の決すること間髪を容れざらんとするに及び獨露佛伊米諸國に駐紮せる公使に訓令して諸國政府に懇請するに協同して日清兩國の調停を謀るべきを以てし、七月二十六日日清兩國駐紮公使に向て各國の意向を報告し、以て調停を試みしめんとしたり。時恰かも南陽灣頭に海戰あり、日清の戰端既に開けたるの後なりしを以て調停の計劃も一頓挫を免かるゝ能はざりき。

英國政府は戰端既に開けたるの後に於ても尙ほ且つ協同仲裁を試みんとし、頗るに列國に向つて交渉する所あり、平壤陷落の前後に於て仲裁の計劃を勉めたりき。

協同仲裁に關し列國は大概英國の所爲に嫌焉たらざりしものゝ如し。而して英國政府は揚言して成功期し難きにあらずとなせり。率先して斷然協同仲裁に關する英國政府の提議を拒絕したるものを獨逸と爲す。在伯林のタイムズ新聞通信員報して曰く十月七日『獨逸は公文を以て朝鮮の獨立問題は獨逸に何の關係をも有せざるが故に、獨逸は日清戦争の政治的結果を減縮せんとするの方案に同意することを欲せずとの回答を英國に發せり』と。露國政府の半官報を以て目せらるるノイオエウレミヤは『亞細亞に於て直接露佛兩國の利害に關する問題に就ては露國に取りても將た佛國に取りても英國と協同一致相提携することは望まじきことなりと云はざるを得ずと雖も、夫の英國の自由派の首相が此利害の意義を如何に解釋するかは我輩の更に説明を請はんと欲する所なりとの言を爲せり。以て其意向を察するに足らん。米國も亦英國の協同仲裁に反對せり。華盛頓より達したる一報は當時の形勢を記する頗る詳かなり曰く、

各國駐紮の英國公使は孰れも活潑なる方法を取り中にも在米英國公使サー、

マリアン、ポーンズフォートは嘗東洋に於ける英國の商業を保護するのみならず、開港場の占領よりも尙一層活潑なる海軍の示威運動を行はんとするが如き事を國務卿クレシヤムに提議し、戦争の傾向如何に順着せしめて、斷然諸港を占領するは即ち世界商業の攪亂を防止するが爲めにして、斯くせば全く日本軍艦の封鎖を防ぎ、且つ清國の商業港口を安全にし、其沿海に對する日本の勢力を殺倒す可きを論争せり。

クレシヤムは冷淡に之を聞き流し、直ちに方案を大統領及内閣の議に附せしが、他の閣僚は大に英公使の論を賛成し、或は最高程度の文明國に屬せざる國民間に於ける對戦の結果は成るべく之を狭小にすること文明國の職務にして、斯の如き場合に於ては如何なる方法を取るを妨げずと論するものもありき。然れどもクレシヤムは之に反對して在清米人の數及び商工業の關係を詳述し、米國は日清の交戦に就て直接の利害を有せざるが故に此事件に關係すべからざることを痛論せしかば、閣議は之に傾きて此方案に關しては一に大統領及び國務卿に委任することに決したれば、クレシヤムは直にポーンズ

ポルトに不同意の旨を通じ、且今後斯の如き同盟に米國を加へんと勉むるも全く無用なる旨を回答したり。

佛國も亦た獨露諸國と殆んど同様の意見を有せり。諸國の意向既に此の如くなるを以て英國の協同仲裁策なるものは全く蹉跎するに至れり。英國が從來清國を以て同盟國となし自ら許したるは明白の事實なり。日清事件の破裂するに及び條約若くは外交文書の交換こそなされ、同盟の黙約を爲したるは疑ふべきにあらざる。英國が歐米諸國に向て協同仲裁の提議を爲したるは全く此黙約に基けるものゝ如し。列國に駐紮せる英國公使は日清開戦の前に在ては調停の運動を爲し、開戦の後に及ひては協同仲裁の德意を之れ事とせり。獨り是等の事實が英清黙約の徵憑たるのみならず、英國の代理人はロムバート街の商人をして清國公債の應募者たらしめんと勉め、加之幾多の巡洋艦を清國に賣渡さんとして商議したるが如き、同盟の跡明確にして又疑を存すべからざるに似たりと論する者あれども、是れ或は酷説なるならんか。

一説に協同仲裁の極、協同干渉を試むるに至るとも、斷然決行すべしと切言したる

は大藏大臣ハートコト其人にして、ロースペリー其他閣員は干渉せざるよりも危険なりと爲し、終に干渉せざるに決したりと爲すものあり。外交の幾微固より窺ひ知り易しとせずと雖も、豈に又英國政府の意向を揣摩するに難しとせんや。

### 第十三節 清國政府の偵察

李鴻章は我國を蔑視し、騎虎の勢遂に事を構へたれども、開戦以來連戦連敗清帝が宗廟の地たる滿州さへ形勢頗る急なるに至り、恐懼措く所を知らず、一日も早く和を構せんとするに至れり。是を以て嘗て清國全權として佛國使臣と和を芝罘に議するに際し、顧問たらしめ、デットリンクなる者に一封の書を托して我政府の意向を偵察せしめんが爲めに禮務院に搭して十一月二十六日神戸に來らしめ、デットリンクは着後直ちに周布兵庫縣知事を介して伊藤總理大臣に面會を求む。伊藤總理大臣は廣島より内閣書記官長伊東巳代治を神戸に派してデットリンクに面せしめ、正當の手續を履みたる使節にあらざるが故に面會することを得ず、其齎したる李鴻章の書翰にも接手することを得ざる旨を告げしめ、直ちに彼を追へり。同二十八日デットリンクは李鴻章より招還せられたりと稱し、急に神戸を去れり。而

してデットリングは清國に歸るに及び我政府の希望せる條件を偵知し得たりと揚言せり。

先是我が天皇陛下は九月十三日を以て大森を廣島に進め玉ひ、次て臨時議會を廣島に召集せらる。議會は滿場一致以て軍事公債の募集を可決し當局者をして専心一意事に當らしめたり。

#### 第十四節 米國政府の周旋

デットリング既に放還せらるゝの後、清國政府の媾和論者即ち恭親王、李鴻章等は清國駐紮の米國公使デンプシーを介して米國政府に仲裁を依頼せり。是れに關して米國政府より我政府に提議したる大要は若し合衆國にして日清の間に立ち兩國の交誼を恢復し得るの位置に在りさせ合衆國の仲裁は日本政府の爲めに不利なりや否やと云ふに在りき。我政府は此の提議に關し、數日間閣議を凝らしたる上、米國政府の厚意は深く之を謝するも目下交戦連戦連勝の勢なるを以て清廷より直接に和を請ふ場合なることを明言せり。又日清兩國の公使は各本國に引揚げ居るを以て日清兩國政府間の住復は交戦中兩國國民の保護者たる日清駐紮米國

公使の手を経ること當然なりとの意を通せり。而して我政府は右の應答をなすに當り、特に敕裁を経たり。始め米國政府は國務卿クレシヤムをして我が栗野公使と豫め該件に關して計る所あらしめ、米國政府は敢て日本の意に適せざる提議を試むるにあらざるの意を明かにし、且つ大統領クリプ。ランドは仲裁者たるを欲せざるのみならず、爲に重大の責任を負ふに至らんことを懸念し、米國政府は決して事を強ゆるの意なく、今回の申出は全く米國政府が日清兩國に對して盡すことを得るの地位に居るの故を以てなりと斷言せり。此内議に對して栗野公使は米國政府の厚意を謝し、尙ほ進んでクレシヤムを助け以て米國政府の意を我政府に通達するの便を計りたりき。

#### 第十五節 張邵の渡來

米國政府居中周旋の結果はデットリングの神戸より逐はれたる後、清廷をして更に張蔭桓、邵友濂を以て媾和使となし、我國に渡來せしめんとするに至れり。一月下旬在米清國公使館の雇顧問フオスターは媾和事件の顧問たらんが爲めにヴァンクーパーより横濱に渡來し、同月末日張邵の徒も亦た神戸に到れり。我政府は乃ち之

を廣島に延き、中の島洗心樓に投せしめ、伍廷芳、瑞良、梁誠等を大手町の春和園に入らしむ。

當時廣島は臨戦地境たり、故を以て張邵等をして隨意に暗號電報を發達するを得せしめず。彼等意甚だ平かなる能はず、我當局者に向て論難する所あり。當局者乃ち答へて曰く、隨意に暗號電報を發送せしめざるは臨戦地境たるが故なり。且つ夫れ日清交渉の未だ破裂せざるや、我政府は貴國公使汪鳳藻をして隨意に之を發送せしめたるにも拘らず、貴國は即ち我公使小村壽太郎をして之を發送せしめざりき。今其報復として貴官等の電報發送を制限するは失當の擧にあらざと、彼等頗る之を嘲む。

總理大臣伊藤博文、外務大臣陸奥宗光は全權辦理大臣として、彼等と折衝するの任に當れり。然れども、彼等の權能は講和豫定條約を締結するに於て缺くる所あり。我全權は彼等を以て單に我政府の意向を偵察せんが爲めに來りしものにして、媾和に意なきものと認めしを以て斷乎として談判を開始することを拒絶せり。

二月六日政府委員外務次官林董は衆議院に出席し、媾和談判拒絶に關する左の公

文を朗讀せり。

大日本皇帝陛下の外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光は茲に大清帝國皇帝陛下の欽差全權大臣に向ひ左の事を通告す

大日本帝國皇帝陛下は内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文及本大臣を全權辦理大臣に任命せられ、大清帝國皇帝陛下が任命せられたる欽差全權大臣と媾和豫定條約を締結するの全權を委任せられたり

明治二十八年一月三十一日

外務大臣 於廣島 陸奥宗光

大清帝國欽差全權大臣張蔭桓閣下  
大清帝國欽差全權大臣邵友濂閣下

本大臣命を奉し、恭しく國書を呈し、貴國に出使し、光緒二十一年正月六日廣島に至り、貴大臣より來文に接し、貴大臣は貴國大皇帝の旨を奉し、特に全權辦理大臣の任を授かり、大臣と媾和豫定の條約を締結せしめらるゝとの事を敬悉す。貴國か舊好を忘れざるの意を繙繚せんとて、期を請ひ相會せんと欲する折柄、爾後貴歴二月一日午前十一時廣島縣廳に於て會晤せんとすることを通知

せらるゝに依り本大臣は期に至り前往すべく此段公文を以て回答す  
光緒二十一年正月六日  
大清國領事出使全權大臣尙書銜  
總理各國事務大臣戶部左侍郎張  
鐵品頂戴關湖南巡檢同邵

大日本帝國領命全權辦理大臣伯爵伊藤  
大日本帝國領命全權辦理大臣子爵陸奥  
閣下

大日本帝國全權辦理大臣は茲に大清帝國欽差全權大臣に向て左のことを通  
知す

大日本帝國全權辦理大臣は二月一日午前十一時廣島縣廳に於て大清國欽  
差全權大臣に會晤すへし而して其時に於て互に帶有する所の全權委任狀  
を交換すへし

廣島に於て  
大日本帝國全權辦理大臣伯爵伊藤博文  
明治二十八年一月三十一日

大日本帝國全權辦理大臣子爵陸奥宗光

天祐を保有し萬世一系の帝祚を踐みたる大日本國皇帝(御名)此書を見る有衆  
に宣示す

朕帝國と大清國との和好を回復し以て東洋全局の平和を維持せんが爲茲に  
信任する所の内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勳一  
等子爵陸奥宗光の材能敏達なるを以て全權辦理大臣に簡命し委するに各別  
に又は共同して大清國全權委員と會同協議し便宜事を行ひ媾和豫定條約を  
締結し之に記名調印するの全權を以てす而して其議定する所の各條項は朕  
親しく檢閲を加へ其妥善なるを認めたる後之を批准すべし

神武天皇即位紀元二千五百五十五年明治二十八年一月三十日廣島行在所に  
於て親ら名を署し璽を鈐せしむ

御名 御璽

内閣總理大臣伯爵伊藤博文副署

節略

大日本帝國辦理大臣が只今大清帝國欽差全權大臣に知照せし處の全權委任  
 狀は購和條約の件に付大日本國皇帝陛下より該全權辦理大臣に附與せられ  
 たる一切の權限を包含するものなり  
 就ては可成他日の誤解を避くる爲め且互相の主意に基き大日本帝國全權辦  
 理大臣より知照せられし所の全權委任狀は未だ查驗を経さるも果して大  
 清國皇帝陛下より購和條約の件に付該欽差全權大臣に附與せられし一切の  
 權限を包含するものなるや否書面を以て確答あらんことを望む

廣島に於て

明治二十八年二月一日

大日本全權辦理大臣伯爵伊藤博文  
子爵陸奥宗光

光緒二十一年正月七日貴大臣は奉する所の貴國大皇帝の敕書一通並節略一  
 通を面會して交附せられ本大臣に於ては何れも既に敬悉す又本大臣が奉す

る所の全權職任を詢問し公文にて回答すべきことを請求せらる本大臣貴國  
 に使し奉する所勅書は貴大臣と即日交換するを經たり本大臣は本國大皇帝  
 より購和締結の爲め條款を會商し記名調印の全權を與へられたり議する所  
 の各條款は迅速に辨理するを期するを以て電信にて本國に奏聞し旨を請ひ  
 期を定め調印し其上にて議せし所の條約書を齎らして中國に歸り恭て大皇  
 帝の親ら披を加へ果して妥善なりとして批准せらるゝを待て施行すべきこ  
 ととす此段公文を以て察明す

光緒二十一年正月八日

大清欽差大臣尙書衙門總理各國事務大臣戸部左侍郎 張蔭桓  
 大清欽差大臣頭品頂戴署湖南巡撫 邵友濂

皇帝の勅諭

尙書衙總理各國事務大臣戸部左侍郎 張蔭桓  
 頭品頂戴署湖南巡撫 邵友濂



を派して全權大臣と爲し日本より派出の全權大臣と事件を會商すべし爾は仍ほ一面を總理衙門に電達し朕旨を請ふて遵行すべし隨行の官員は爾の節制に聽かすべし爾其れ精誠を殫竭し謹て事を行ひ委任に負くこと勿れ爾其れ之を慎めよ特に諭す

明治二十八年二月一日張蔭桓邵友濂兩閣下に對する伊藤大臣閣下の演述

本大臣か今同僚と俱に將に採らんとするの處置は論理上止むことを得ざるの結果に出づるものにして其實素より本大臣等に歸すべきにあらす從來清國は殆んど列國と全然睽離し時に或は列國の社會に伍伴する爲めに生ずる處の利益を享受したることあるも其實際に伴ふ責守に至ては往々自ら顧みざることあり

清國は常に孤立猜疑を以て其政策とす故に其外交上の關係に於て善隣の道に必要とする處の公明と信實とを欠くや宜なり

清國の欽差使臣か外交上の盟約に公然合意を表せし後却て依然として之れ

に調印することを拒み或は儼然既に締結したる條約に向て更らに明白なる理由もなく漫然之を拒否せるの實蹟一にして足らず

右等の實蹟に付て徵するに當時清廷の意中操持するの誠實なく其談判の局に當れる欽差に至ても復た必要なる權利を委任せられざること比々皆然らざるなきを見るべし

故に今日の事ある當初に於て我帝國政府は先既往の事實に鑑み全權の定義に協はざる清帝の欽差とは一切談判を避くる決意を以て斷然媾和談判を開くに當り清帝の委任者は媾和締結に對する全權を有せざるへからざるを以て豫め一の條件となしたり而して清廷は此條件を格遵して其全權者を我國に派遣せられたりとの確然たる擔保を認め我大日本天皇陛下は本大臣并に同僚に委するに清廷の全權者と媾和豫定條約を締結し之れに調印するの全權を以てし給へり

清廷は既に此擔保を爲し居るに係らず兩閣下の委任權の甚不完全なるは清廷の意未だ和を求むるに切ならざることを確認するに足るべし

昨日此席に於て交換したる双方の委任状は一見以て其軒輊の甚しきを知る殆んど批判を保たずと雖ども私に之を指摘するも背て徒爲の業ならざるを信す即ち一は開明國慣用の全權の意に適ふも他は全權委任に須要の諸項幾んど悉く缺乏したること是なり加之兩閣下が携帶せられたる委任状は閣下等の談判せざるべからざる事項を明にせず又何等訂約の權利を與へず且兩閣下の所爲に對する清國皇帝陛下事後の批准に就ても一言する所なし之を要するに閣下等に委ねられたる職權は本大臣及同僚の陳述する處を聞て之を貴政府に報するに止まるものと謂はざるべからず事既に茲に臻る本大臣等に在ては此上談判を繼續すること能はざる所なり或は云はん今回の事に於ては取て從來慣例に背きたるものにあらずと本大臣は斷して此の如き説明を以て足れりとする能はず清國內地の慣例に至りては本大臣素より之に容喩するの權なし然りと雖も我國に關連する外交上の案件に至ては清國特殊の慣例は國際上の法則に凌駕せられ裁抑を受けざるべからざることを主張すべきは獨り本大臣の權利なるのみならず又本大

臣の義務なりと信ず

抑平和の克復は至重至大の事なり今再び輯睦の道を啓かんとせば固より之を目的として條約を締結するの必要あるのみならず其互に締結する所亦必ず之が實踐を期するの誠意なかるべからず

媾和の事に關しては我帝國より進んで清國に求むべき理由を見すと雖ども我帝國は其代表せる開明の主義を重んずるを以て清廷が至當の道軌を履み其緒を開くに於ては之に應ずるの義務ありと信す然りと雖も無効の談判若くは紙約に止まるの媾和に參與するが如きは將來固く謝絶する所なり我帝國は一旦締結したる所の條件は必然之を實踐すべきを明言すると同時に清國に向ても亦此の如く其履行を確めざるべからざるなり此故に清國が切實真正に和を求め其使臣に委ぬるに現實の全權を以てし且つ其締結せる條約の實踐を擔保するに足るべき名望官爵あるものを選んで此任に當らしむるに於ては我帝國は更に談判に應ずるを拒まざるべし

大日本帝國政府は東京駐劄及ひ北京駐劄亞米利加合衆國特命全權公使に和

を構するは和約を締結するに足るべき全權を帶有する委員を簡差すべきを屢々聲明するを經たり。然るに本月一日大清帝國欽差全權大臣より大日本帝國全權辦理大臣へ知照せられたる所の命令狀は其の之を發せられたる所以の目的に對し極めて妥當を欠くものと爲さざるを得ず何となれば該命令狀には普通に全權委任狀に欠くべからざるものと知られたる所の要素を殆ど具備せざればなり。而して大日本帝國政府の所見は今尙ほ前きに亞米利加合衆國特命全權公使を經て聲明せし所と相異なることあるなし因て大日本帝國皇帝陛下より授與せられたる適當且つ完全なる全權委任狀を帶有する所の大日本帝國全權辦理大臣は單に事件を會商し總理衙門へ咨報し旨を請ふて遵行すべしとの命令狀のみを帶有せらるゝ所の大清國欽差全權大臣との會議することを肯諾すること能はず是を以て大日本帝國全權辦理大臣は今回の會議は此に止めざるを得ずと宣言するの外なきに至れり。

明治二十八年二月二日廣島に於て

張邵は伊藤全權大臣の演説に對し左の通告書を寄せたり。

伊藤陸奥兩閣下本日開きたる兩閣下との會合に於て伊藤伯閣下の演説を拜聽したる後其膽本及び平和談判を開く能はざる理由を示したる書翰を吾々に與へ吾々に至急歸國すべき旨通知せられたり。

吾々は出發に當り左の陳述を兩閣下に致すは吾政府及び吾々自身に對するの義務なりと思考す昨日の會合に於て閣下に呈したる委任狀は吾々か説明せし如く條約を締結する爲め充分なる權力を與へられ且つ吾々は談判の満足なる結局に達する時は兩閣下と共に平和條約に調印すべきことを閣下に明言したり是れ第一會合に於て閣下に示したる吾森嚴なる皇帝より日本皇帝陛下に宛てたる書にして吾々か日本皇帝陛下に奉呈せるの特權を委任せられたるものなれども閣下は之を謝絶したり親書の譯文は此通知書に添へ参照に供すべし。

閣下は吾々の委任狀に『談判の結果を打電して皇帝の勅裁を仰ぐべし』との訓令あるを以て條約に調印すべきの資格に缺くる所ありと爲せり以て吾々の

同意する能はざる所なり吾々は已に閣下に明言せる如く其目的は調印せられたる條約の速かに批准執行を保證するに在るのみ。吾々の權力に付吾々の説明は本國政府の支持するものたることは貴國政府の請求に依り北京駐劄米國公使が總理衙門より吾々に平和談判を爲し之に調印する全權を與へたりとの證明を受取りたる事實に於ても之を證し得へし其他吾々は本日の會合に於て閣下か委任狀に存せりと考ふる所の缺點は北京に電報して之を訂正せんことを申出てたり。吾々か閣下に呈したる委任狀は清國皇帝か條約談判の爲め外國に使臣を派する時に與へ來りたるものと儀式に於て同一のものなり斯る信任狀の拒絶せられたる例は未だ曾て知らざる所なり。吾々の任務は平和使節にして伊藤伯か清國政府に關する演說中に背信の諷刺を論せられたるか如きは當時吾々の爲すべきにあらず吾々は只兩國間を攪亂する戰爭を速かに且満足に結了せんとする吾皇帝の希望を充たさんと欲せし熱心なる盡力も遂に無益を證明したることを深く悲むなり。

終りに臨み一言せざるべからざるは吾々の平和談判全權委員たる慣用上の特權を奪はれたること。是なり是吾々の深く驚愕して措かざる所なり吾々は伊藤伯より暗號を以て本國政府に發電することを許さすとの通信を受けたり又日本外務省の官吏は清國より暗號電報達したれども其翻譯の爲め吾政府の暗號録を示すまで配達する能はざる旨を告げたり吾々の北京出發に當り吾々は北京駐劄米國公使より國際上の慣例に従ひ吾政府に暗號電報を發することを許さるべしとの保證を經たり。吾々は本市に迎へられたる爲め日本政府が種々の勞を執り且滯留中厚遇を與へられたるを謝し吾々か明白に尊敬を表することを兩閣下に保證す。

廣島に於て

張

邵

大日本皇帝陛下の全權委員閣下

張邵は本國政府に照會して完全の委任狀を取寄せんとし暫時廣島に滯在せんと

請へり。然れども廣島は臨戦地境たり、彼等を滞在せしむるに適せず、彼等は逐はれて長崎に到れり。警視總監園田安賢等之を護す。彼等既に長崎に退き、同月十二日日本國政府の招還に接したりと揚言して其不名譽を掩ひつゝ、長崎を去れり。歸國の後人に語て曰く「余等の廣島に在る日本政府の待遇は頗る厚かりしと雖ども、恰かも捕虜を待つか如きものありき」と。

始め張邵等の使命を帯ひて我國に來らんとするや清廷は豫め清國駐劄米國公使デレピトに謀り委任狀を調製せり。而して陽はにデレピトの説を容れしにも拘はず調製に際して之を改竄せしかば終に放逐の不名譽を負ふに至り、顧問たるフオスターも亦同様の不名譽を受けたり。フオスター預齡の身を以てして出て、日清兩國の間に周旋するは東洋の平和を雙肩に擔ひ、能く之を既に破れたるに恢復せりとの名譽を得て以て他年大統領選舉競争に資せんとするに在りとは世人の専ら唱道する所、然るに事心と違ひ放逐の不名譽を蒙りしかば彼は張邵の輩と共に清國に赴き、一には以て清廷に向て張邵の擁護をなし、一には以て平和恢復の協議を爲しぬ。

始め張邵の我國に來るや我軍清國唯一の要港たる旅順を陥れ、次て威海衛を陥れて北洋艦隊を撲滅し、終に海陸並ひ進んで太沽榆關を衝かんとするに至り、滿廷震駭和を講ずるの意愈々切なるを致せり。

當所倫敦タイムズは英米露佛の諸國一致して清國大陸の割讓に反對する旨を傳へ、列國の新聞器々大陸の割讓を論して止まず。

### 第十六節 李鴻章の渡來

張邵放逐の原因は主として委任狀の不備に在りと雖も、又以て彼等が地位名望の我國を満足せしむる能はさりしに因らすんばあらず。故に米國公使デレピトも清國顧問フオスターも將た又清廷も再び講和使を派するに當りては曩きの不名譽を再びするを避けんが爲めに我國に向て裏面の交渉を試むることとせり。

清廷の意思は米國公使を介して我政府に通せられたり。第一は委任狀に關し、第二は講和使たらしむべき人物に關し、第三は談判開施の場所に關せり。彼は委任狀草案の批閱を求め、講和使は恭親王若くは李鴻章を派せんとし、談判地は我れの指令に従はんとせり。彼れが狼狽和を講ずるの意に切なる以て想ふべし。我政

府は委任狀草案を是認し、講和使としては李鴻章を派せしむべしとし、談判地には下の關を充つることとして其意を米國公使に回答せり。蓋し談判地を下の關に定めたるは張邵等の蒙りたるが如き不便を避けしめんが爲めなり。

此れ等の交渉の爲め徒らに月餘を費し、三月十四日李鴻章は急使命を帯ひ公義禮裕兩船を濶裝し、自身は公義に搭して天津を發し、同十九日下の關の對岸なる門司港に入れり。李鴻章は參議李經芳、參贊官馬建忠、同羅豐餘、同伍廷芳等を從へ、フスタド、ヘヂック、ヘヂックは元領事にして當時李鴻章の少子の教育に従事せるものなりを伴へり。彼は船中感冒に罹りたるを以て當日上陸せず、伍廷芳等をして我政府が彼等の旅館に充てたる引接寺を見分せしめ、次日上陸して談判所春帆樓に赴けり。是より先伊藤總理陸奥外務は全權辨理大臣に任せられ、陸奥は屬僚を從へて先づ下の關に在り。伊藤は伊東以下屬僚を從へ李鴻章と日を同ふして下の關に着し、次日即ち二十日彼春帆樓に會見して互に委任狀を交換せり。

李鴻章は第一會見の席上に於て『我國は今回非常に失敗せり、之れに反し貴國は泰西諸國をして東洋に此國あるを知らしむ、實に東洋の面目なり』云々と語り出てた

り。李鴻章は船中に在りて談判所に往復せんと欲したれども旅館引接寺の構造其意に適したるものあるか爲めか同日直ちに之れに入りたり。同二十一日彼我全權再び談判所に會見す、李先づ奉天、直隸、山東三省の休戦を請ふ。而して擔保に關しては一言の及ぶあるなし。我全權は休戦の擔保として左の三事を提議せり。蓋し夙に閣議の決定せし所に係る。

一、太沽、天津、山海關の兵備を撤し兵器、彈藥、砲壘を我軍に引渡す事

一、山海關より天津に至る鐵道は我管理に歸する事

一、休戦中出征軍の入費は清國に於て負擔する事

彼は三日の後を期して談判に取係らんと意を告げ、辭し去て旅館引接寺の門前を距る遠からざるの地に至り、橋中兇漢小山六之助の爲めに狙撃せられ左眼下に微傷を負へり。朝野其の不幸を憫まざるなし。同二十五日我 陛下彼れの遭難に就て輒ち左の詔勅を賜はる。

朕惟ふに清國は我と現に交戦中に在り然れども已に其使臣を簡派し禮を具へ式に依り以て和を議せしめ朕亦全權辨理大臣を命じ之を下の關に會同商

議せしむ朕は固より國際の成例を踐み國家の名譽を以て適當の待遇と警衛とを清國使臣に與へざるべからず乃ち特に有司に命じ怠弛する所なからしむ而して不幸危害を使臣に加ふるの兇徒を出す朕深く之を憾とす其犯人の如きは有司固より法を案し處罰し假借する所なかるべし百僚臣庶夫れ亦更に善く朕が意を體し嚴に不逞を戒め以て國光を損する勿からしむることを務めよ

### 第十七節 休戰條約

李鴻章の難に遭ふや伊藤は急に軍艦八重山に搭し大本營所在地に赴き闕下に跪きて奏上する所あり。我 陛下は李鴻章の遭難を氣の毒に思召され我全權をして彼れが憂きに要求して而かも擔保に關する議の合はりし爲め破談となりし休戰を無擔保にて承諾せしめ給へり。所謂休戰條約の文面左の如し。

大日本皇帝陛下は今回不慮の變事の爲め媾和談判の進行を妨碍せしを以て茲に一時休戰を承諾すべきことを其全權辦理大臣に命せられたり因て大日本皇帝陛下の全權辦理大臣内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文全權辦

理大臣外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光及大清國皇帝陛下の欽差頭等全權辦理大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章は左の休戰條約を締結せり

第一條 日清兩國政府は奉天省直隸省山東省地方に於て下に記する所の條項に従ひ兩國陸海軍の休戰を約す

第二條 本條約の効力に依て休戰すべき軍隊は實際交戰を停止するときに當りて各其屯駐する所の場所を保持するの權利を有すべし但し本條約の期限内は如何なる場合たりとも前記の場所以外に進出することなかるべきものとす

第三條 日清兩國政府は本定條の存する間は攻守の孰れを問はず各其陣の方面に於て進撃の備を加へ或は援兵を派し其の他一切戰鬪力を増加せざるべきことを約す然れども現に戰地に於て戰鬪に従事すべき軍隊を増加するの目的にあらざる以上は兩帝國政府に於て新たに兵員を配置運送することを妨げざるものとす

第四條 海上に於ける兵員軍需及び其の他一切戰時禁制品の運送は戰時常規に依り捕獲せらるゝことあるべきものとす

第五條 日清兩帝國政府は本定約調印の日より二十一日間を限り休戦を實行するものとす尤も兩國軍隊の屯駐する場所にして電信の通せざる所へは敏速の方法を以て休戦の命令を發すべし而して兩國軍隊司令官にて右命令を受けたるときは相互に其趣を通知し休戦の措置を爲すべきものとす

第六條 本定條は別に互に通知を要せず明治二十八年四月二十日即ち光緒二十一年三月二十六日の正午に於て終了すべし而して若し右期限内に於て講和談判不調なるときは本定約は同時に終了するものとす  
右證據として日清兩帝國全權大臣は茲に記名調印するものなり

明治二十八年三月三十日即ち光緒二十一年三月五日下の關に於て作る

大日本帝國全權辦理大臣內閣總理大臣從二位勳一等伯爵 伊藤博文

大日本帝國全權辦理大臣外務大臣從二位勳一等子爵 陸奥宗光

大清帝國欽差頭等全權大臣太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯 李鴻章

休戰條約調印の當時には李鴻章病床に在りしを以て其參議たる李經芳は我全權と會見し一々李鴻章に傳致して事を處せり。最初條約案中恩惠を以て休戰條約を締結せしむる旨の一項ありしに彼は請ふて恩惠の二字を削除せしめたりと聞く。休戰條約成るの後我政府は遠征軍隊に報告する所ありたり。四月三日野津第一軍司令官は大本營に向ての飛電を發送せり。

青木參謀は一昨日(即ち四月一日)乾線堡より支那人に書面を齎らし敵の將校に向ひて自身の來意を告げ會合すべき時と所とを定めて返答すべき旨申送り又昨日鞍山站より更に書面を送り公報に依り白旗を立て喇叭を奏して行くに付其旨軍隊に布達し置くべきことを申送りたり此第一の使者は晩くも今朝返書を受取り來るべき筈なりしが正午に至るも返り來らざるに依り無益に時日を遷延するの不利を察し同參謀は鞍山站を出發し白旗を立て喇叭を奏しつゝ前進したり然るに敵の騎兵三名と歩兵五六名コウトドン(鞍山站の北方約一里)より顯はれ射撃を爲し我は一地に停止して記號を爲せども彼は前進し三百米突に迫りて劇しき射撃を爲し爲めに連行し支那人一名



重傷を負ひたり因て青木參謀は已むを得ず鞍山站に返れり彼等の頑冥無法なる斯の如く到底何事も談する能はず因て青木參謀を鞍山站に留め彼より軍使を來らしむべしと命したり。

媾和使果して休戦の事を政府に申出たるか當地方に在る敵の動作は少しも従前と異なることなし。

我全權は此の報告に接し直ちに其失躰違約を詰問せり。李鴻章は之に對して休戦の事は電報を以て既に我政府に報告したれども彼の地方は電報の便なくして騎馬にて其旨を傳ふるの外あらざれば其節迄は休戦の通知未だ彼の地に届かさざりしならん。殊に貴軍が白旗を掲げて進行せしに我軍之を顧みず濫りに發砲をなせしは深く恥つる所なり。尙早速電報を以て休戦の趣洩れなく各地に通知すへき旨至急我政府へ申送るべしと答へ事終に局を結び四月十七日媾和條約調印成るの後更に十八日間休戦を延期し以て批准交換期と同日ならしめたり。

### 第十八節 媾和談判

三月二十九日伊藤は西郷從道と共に屬僚を率ゐて廣島より下の關に着せり。四

月一日清國全權は李鴻章をして陸奥全權に談判所に會見せしむ。陸奥は媾和條件を提示するに當り、逐條之を提示して清國全權をして條を逐ふて之れが諾否を言明せしめんとせり。然れども清國全權は我全權に對し條約草案の全部を提示せんことを望みたるに依り、我全權は之を諾し、草案全部を提示して四日間を限り、諾否を返答せしめんとせり。四月五日清國全權は條約草案全部に對し、第一朝鮮、第二地壤割與、第三賠償金、第四商業上の特典に關し其所見を概述せる記録を我全權に寄せたり。記録の説く所内情の困難を述べ我全權の再考を求めたるに過ぎず。同六日我全權は各條項に就て諾否を覆答すべく、若し變更を求めんと欲せば艱を具して詳覆すべきことを要請せり。

此日參謀本部次長川上操六、伊藤の爲に招かれ、廣島より急に下の關に到り徹宵談論する所あり。次日直ちに廣島に歸れり。川上は參謀本部長海軍々令部長と共に媾和事件に關し特に閣議に列するの人たり。先是大本營に於て本月十日を以て大總督府を旅順港に進むるの議あり。此に至て期を緩ふする三日ならしめたり。同七日李經芳清國欽差全權大臣に任せられ、之を我全權に通知せり。蓋し李

鴻章負傷以來自ら事に當る能はざるに依り奏上して以て經芳を全權たらしめしなり。九日清國全權は媾和條約草案を起稿し、我が全權に提供せり。十日彼我全權の會見あり。李鴻章負傷後始めて會見したり。陸奥は流行性感冒に罹れるの故を以て出てす。此日伊藤は清國全權の條約草案を拒絶し我が讓歩し得べき廉を示し之を以て最終の提議となし清國全權の決答を求む。同十二日李は我が讓歩を以て尙ほ高度に失せりと爲し、再考を請求す。同十三日伊藤之を峻拒し同十五日の會見に於て媾和條約成り、同十七日午前に至り始めて調印す。伊藤陸奥老李少李皆出て、會せり。今日本案、清國案及確定條約を對照すれば左の如し。

日本案

大日本國皇帝陛下及び大清國皇帝陛下は兩國及び其臣民に平和の幸福を回復し且將來紛議の端を除くことを欲し講和條約を訂結する爲に大日本國皇

清國案

大清國皇帝陛下及大日本國皇帝陛下は彼我兩國の平和の幸福を回復し和親交通の基礎牢固なる關係を定めて以て兩國臣民相互に利益を與へ又兩國間

確定案

(日本案と同文)

帝陛下は内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光を大清國皇帝陛下太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章二品頂戴前出使大臣李經芳を各其全權大臣に任命せり因て各全權大臣は互に其委任状を示し其良好妥當なるを認め以て諸條款を協議決定せり

の一致信用を確實にし以て善隣の實を供せんことを欲し講和條約を訂結する爲めに大日本國皇帝陛下は内閣總理大臣從二位勳一等伯爵伊藤博文外務大臣從二位勳一等子爵陸奥宗光を大清國皇帝陛下太子太傅文華殿大學士北洋大臣直隸總督一等肅毅伯李鴻章二品頂戴前出使大臣李經芳を各其全權大臣に任命せり因て右全權大臣は互に其委任状を示し其良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり

第一條 清國は朝鮮國の完全無缺なる獨立自主の

第一條 清國及日本國は朝鮮國の完全無缺なる獨

第一條 (日本案と同文)

國たることを確認す因て  
右獨立自主を損すべき朝  
鮮國より清國に對する貢  
獻典禮等は將來全く之を  
廢止すべし

立自主の國たることを確認  
し完全無缺なる局外の國  
たることを確保す因て右獨  
立自主を損害すべき朝鮮  
國の内治に對する干渉又  
は右獨立自主と相容れさ  
る貢獻典禮等は全く之を  
廢止すべし

第二條 清國は左記の土  
地の主權並に該地方に在  
る城壘兵器製造所及官有  
物を永遠日本國に割與す  
一 左の經界内に在る奉天  
省南部の地  
鴨綠江口より該江を溯  
り三叉子に至り同處より  
直線に北の方榆樹底  
下に至り同處より直線  
に西の方遼河に至り其

第二條 清國は左記の土  
地の主權並に該地方に在  
る都市官衙穀庫兵營及官  
有建築物一切日本に割與  
す  
一 奉天省の南部に在る廳一  
廳一州及び二縣即ち左  
の如し  
一 安東縣  
二 寬甸縣  
三 鳳凰廳

第二條 清國は左記の土地  
の主權並に該地方に在る城  
壘兵器製造所及官有物を永  
遠日本國に割與す  
一 左の經界内に在る奉天省  
南部の地  
鴨綠江口より該口を溯り  
安平河口に至り該河口より  
鳳凰城海城營口に亘り  
遼河口に至る折線以南の  
地併せて前記の各城を包

四 帥巖州

以上列記せる一廳一州  
及二縣の經界は清國官  
吏測定の上嚴重に劃定  
すべし  
二 澎湖島群島即東經百十  
九度乃至百二十度及北  
緯二十三度乃至二十四  
度の間に在る諸島嶼

含す而して遼河を以て界  
とする所は該河の中央を  
以て經界とすることを知  
るべし  
(以下日本案と同文)

れより南の方遼河を下  
り北洋四十一度に至り  
其れより同緯度に沿ひ  
西の方カシノウイチ東  
經百二十二度に至り更  
に同經度に沿ひ遼河灣  
に至るの地  
遼東灣東岸及黃河北岸  
に在る奉天省に屬する  
諸島嶼  
二 臺灣全島及其の附屬諸  
島嶼  
三 澎湖列島即英國クリン  
チウイチ東經百十九度  
乃至百二十度北緯二十  
三度乃至二十四度の間  
に在る諸島嶼

第三條 前條に掲載附屬  
地圖に示す所の經界線は

第三條 (日本案と同文)

第三條 (日本案と同文)

本約批准交換後直に日清兩國より各二名以上の境界共同劃定委員を任命し實地に就て確定する所あるべきものとす而して若し本約に掲記する所の境界にして地形上又は施政上の點に付完全ならざるに於ては該境界劃定委員は之を更正することに任すべし

該境界劃定委員は成るべく速に其任務に従事し其任命後一箇年以内に之を終了すべし

但し該境界劃定委員に於て更正する所あるに當りて其更正したる所に對し日清兩國政府に於て可認

する迄は本約に掲記する所の境界線を維持すべし

第四條 清國は軍費賠償金として庫平銀三億兩を日本國に支拂ふべきことを約す金額は都合五回に分ち初回に一億萬兩支拂ふべし而して初回の拂込は本約批准交換後六ヶ月以内に残り四回の拂込は引續き四年間に毎年同月日前に於てすべし又初期拂込の期日より以後未だは毎年百分の五の利子を支拂ふべきものとす

第四條 清國は軍費賠償金として庫平銀一億兩を日本國に支拂ふべきことを約す右金額は都合五回に分ち初回には二千八百萬兩を支拂ひ残り四回は毎回一千八百萬兩を支拂へし而して初回の拂込は本約批准交換後六個月以内に於てし残り四回の拂込は批准交換後六箇月の後引續き四年間毎年一回つゝ支拂ふべし但し清國は右年賦金一部又は全部を前以て支拂ふべきを得

第四條 清國は軍費賠償金として庫平銀二億兩を日本國に支拂ふべきことを約す右金額は都合八回に分ち初回及次回には毎回五十萬兩を支拂ふべし而して初回の拂込は本約批准交換後六箇月以内に次回の拂込は本約批准交換後十二箇月以内に於てすべし残りの金額は六箇年賦に分ち其第一次は本約批准交換後二箇年以内に其第二次は本約批准交換後三箇年以内に其第三次は本約批准交換後四箇年以内に其第五次は本約批准交換後五箇年以内に其第五次は本約批

第五條 日本國へ割與せられたる地方の住民にして右割與せられたる地方

第五條 日本國へ割與せられたる地方の住民にして右割與せられたる地方

准交換後六箇年以内に其第六次は本約批准交換後七箇年以内に支拂ふへし又初回拂込の期日より以後未だ拂込を終らざる額に對しては毎年百分の五の利子を支拂ふへき者さす但し清國は何時たり共該賠償金の全額或は其幾分を前以て一時に支拂ふとを得べし若し本約批准交換後三箇年以内に該賠償金の總額を皆済する時は總て利子を免除すべし若夫迄に二箇年半若は更に短期の利子を拂込みたる者ある時は之を元金に編入すべし  
第五條 日本國へ割與せられたる地方の住民にして右割與せられたる地方の外に

の外に住居せむを欲する者は自由に其所有不動産を賣却して退去することを得べし其の爲め本約批准交換の日より二箇年間の猶豫すへし但し右年限の満ちたるときは未だ該地方を去らざる住民を日本國の都合に因り日本國臣民と視做すことあるへし

の外に住居せむを欲する者は自由に其所有不動産を賣却して退去することを得べく此れが爲めに賦課金を課せらるることなし其の爲め本約批准交換の日より二箇年を猶豫すべし但し右年限満ちたる時は未だ該地方を去らざる住民を日本國の都合に依り日本國臣民と視做すことあるへし  
右割與せられたる土地に住居せざる清國臣民にして右割與せられたる土地に於て財産を有するときは其動産なるを不動産なるに論なく等く日本政

住居せんと欲する者は自由にして其所有不動産を賣却して退去することを得べし其の爲め本約批准交換の日より二箇年間の猶豫すべし但し右年限の満ちたるときは未だ該地方を去らざる住民を日本國の都合に因り日本國臣民と視做すことあるへし  
日清兩國政府は本約批准交換後直に各一名以上の委員を臺灣省へ派遣し該省の受渡を爲すへし而して本約批准交換後二箇月以内に右受渡を完了すへし

第六條 日清兩國間の一切の條約は交戦の爲め消滅したれば清國は本條約批准交換の後速に全權委員を任命し日本國全權委員と通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定を締結すべきことを約す而して現に清國と歐洲各國との間に存在する諸條約章程を以て該日清兩國間諸條約の基礎となすべし又本條約批准交換の日より該諸條約の實施に至る迄は清國は日本國政府官吏商業航海陸路交通貿易工

府の注意を受け日本臣民同様の保護を享くるを得べし  
第六條 清日兩國間の一切の條約は交戦の爲め消滅したれば清國及び日本國は本條約批准交換の後速に全權委員を任命し通商航海條約及陸路交通貿易に關する約定を締結すべきことを約す而して現に清國と歐洲各國との間に存在する諸條約章程を以て該清日兩國諸條約の基礎を爲し開港場航行稅則貨物倉入租稅賦課方法等にては清國は日本に對し最惠國條款を有する國と同様の待遇を與ふべし又本

第六條 (日本案同文)

業船舶及臣民に對し總て最惠國待遇を與ふべし清國は右の外左の讓與を爲し而して該讓與は本條約調印日より六箇月の後有効のものとする  
第一清國に於て現に各國

約批准交換の日より諸條約の實施に至る迄は清國は日本國政府官吏商業航海陸路交通貿易工業船舶及臣民に對し總て最惠國待遇を與ふべし

(日本案同文)

(第一日本案同文)

に向て開き居る所の各市港の外に日本國臣民の商業住居工業及製造の爲めに左の市港を開くべし但し現に清國の開市場に行はるゝ所との特典及び便益を享有すべきものとする

- 一 北京
- 二 湖北省沙市
- 三 湖南省湘潭

近世外交史 第十一章 日清戰爭

- 一 湖北省荊州府沙市
- 二 四川省重慶府
- 三 江蘇省蘇州府

四 浙江省杭州府

- 四 四川省重慶
- 五 廣西省梧州
- 六 江蘇省蘇州
- 七 浙江省杭州

日本國政府は以上列擧する所の市港中何れの處にも領事館を置くの權利あるもさす

第二旅客及貨物運送の爲め日本國漁船の航路を左記の場所迄擴張すべし

- 一 揚子江上流即ち宜昌より重慶に至る
- 二 湘江及洞庭湖即ち揚子江より湘潭に至る
- 三 西江即ち廣東より梧州に至る

日清兩國に於て新章程を安定する迄は前記航

(第二日本案同文)

(一)同文)

二 上海より吳淞及運河に入り蘇州杭州に至る

(日本案同文)

路に關し適用し得べき限は外國船舶清國內地水路航行に關する現行章程を施行すべし

第三日本國臣民の清國に輸入する一切の貨物は輸入者又は貨物所有主の都合に因て輸入手續の際又は輸入手續の後其元價百分の二の交換税を支拂ふときは清國の各地へ自由に輸送するを得政府官吏私人會館又は其他各種の會社等が徵收する税金賦課金取立金等假令何等の名義を以てするも一切之を納むるを要せず又日本國臣民が清國に於て清國貨品及び生産品を購買

し之を輸出する旨を通知する時は總て交換税を納むる迄もなく通知の日より輸出の時に至るまで前同様一切の諸税金等を免除せらるべし又日本國臣民が清國內地の消費に充る爲め日本船舶を以て清國貨品及生産品を積載し之を一の開港場より他の開港場に運送する時は沿海貿易税を納むるの外前同様一切の諸税金及輸出入税を免除せらるべし但し此等税金免除の件は輸入碼片の税金徴收に関する現行章程には關係なし

第四日本國臣民が清國內地に於て貨品及生産物を

購買し又は其輸入したる商品を清國內地へ運送するに右購買品又は運送物を倉入れする爲め何等の税金取立金をも納むることなく一時倉庫を借入るゝの權利を有すべし

第五日本國臣民は清國に於て税金手数料等を支拂ふに庫平銀を用ふべし但し時宜に依り該銀と同價値を有する日本圓銀を以てすることを得べし

第六日本臣民は清國各開港場に於て自由に各種の製造業に従事することを得べく又所定の輸入税を拂ふのみにて自由に各種の器械類を清國へ輸入す



るべきを得べし  
 清國に於ける日本臣民の製造に係る一切の貨品は各種の内國運送税内地賦課金取立金に關し又清國內地に於ける倉入上の便益に關し日本國臣民が清國へ輸入したる商品と同一の取扱を受け且同一の特典免除を享有すべきものとす  
 第七條 清國は直ちに黃浦江口に在る吳淞バーを除くことに着手し低潮の時に置ても少くも二十呎の水深を保たしむべし  
 此等の議與に關し更に章程を規定するを要する場合には之を本條に規定する所

の通商航海條約中に具載すべきものとす

第七條 現に清國版圖内に在る日本軍隊の撤回は本約批准交換後三箇月内に於てすべし但し次第に載する所の規定に従ふべきものとす  
 第八條 清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として日本軍隊の一時左記の場所を占領することを承諾す  
 盛京省奉天府  
 山東省威海衛  
 但し奉天府は本約に規定したる軍費賠償金の初回及次回の拂込を了りたる時に於て始て日本國軍隊

第七條 、、、、、、、、  
 第八條 清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として日本軍隊の一時山東省威海衛を占領することを承諾す清國は本約に規定せる軍費賠償金の初回及次回の拂込を了る時は日本は該處に駐在せる日本軍隊の二分の一を撤回し最終回の拂込を了へたる時は悉く撤回

第七條 (日本案同文)

第八條 清國は本約の規定を誠實に施行すべき擔保として日本國軍隊の一時山東省威海衛を占領することを承諾す而して本約に規定したる軍費賠償金の初回次回の拂込を了り通商航海條約の批准交換を了りたる時に當りて清國政府にて右賠償金の残額の元利に對し充分適當なる取極を立て清國海

を撤回し威海衛は最終回の拂込を了りたるを待て撤回すへし尤通商航海條約の批准交換を了りたる後に非れば軍隊の撤回を行はざるものとす此一時占領に對する一切の費用は清國に於て支拂ふべし

第九條 本約批准交換の上は直ちに其現時に在る所の俘虜を還付すへし而して清國は日本國より斯く還附せられたる所の俘虜を虐待若は處刑せざるべきことを約す日本國民にして軍事上の

すへし  
第九條 (日本案同文)

關稅を以て抵當となすことを承諾するに於ては日本國は其軍隊を前記の場所より撤回すへし若又之に關し充分適當なる取極立たざる場合には該賠償金の最終回の拂込を了りたる時に非れば撤回せざるへし尤通商航海條約の批准交換を了りたる後にあらざれば軍隊の撤回を行はざる者と承知すへし  
第九條 (日本案同文)

間諜若くは犯罪者と認められたるものは清國に於て直ちに解放すへきことを約し清國は又交戦中日本國軍隊と種々の關係を有したる清國臣民に對し如何なる處刑をも爲さず又爲さしめざる事を約す  
第十條 本約批准交換の日より攻戦を止息すべし  
第十一條 本約は大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下に於て批准せらるべく而して右批准は芝罘に於て明治二十八年即光緒二十一年に交換せらるべし  
右證據として兩帝國全權大臣は茲に記名調印する

第十條 本約調印の日より攻戦を止息すへし  
第十一條 清日兩國は將來の紛議又は戰爭を避くる爲に茲に左の約を作す  
今後當歸和條約の解釋上又は施行上より或は當歸和條約第六條に規定せる通商航海條約及陸路交通に關する約定の訂結上解釋上又は施行上より日清

第十條 (日本案同文)  
第十一條 (日本案同文)  
五月八日即光緒二十一年四月十四日に交換せらるべし

いひなり  
 明治二十八年即光緒二十一年下の關に於て二通を作る

兩國間に紛議を生じ兩國の政府間の外交談判及往復の尋常手續に因て之な  
 處運するに能はざる時  
 は或一邦友の指名せる調停者の決定に附すべし而  
 して其友邦は清日兩國の合意を選定する所たるべし  
 若清日兩國其意を異にし其友邦を選定するに能はざる場合は大統領に請ふて調停者の指示を求めむべし而して此の如くして選定したる調停者の決定は清日兩國に於て共に之を應諾し遵守し及實行すへきと約す

第十二條 (日本案第十一條に同じ)

三八四  
 右證據として兩帝國全權大臣は茲に署名調印するものなり  
 明治二十八年四月十七日  
 即光緒二十一年三月二十三日下の關に於て二通を作る  
 伊藤博文 印  
 陸奥宗光 印  
 李鴻章 印  
 李經芳 印

同十七日午後清國全權は公義禮裕兩船を儀裝して歸り去り我全權は次日廣島に歸り關下に跪きて復命せり。陛下乃ち兩全權に左の優詔を賜ふ。

『清國曩に全權大臣を簡派し我に和を請はしむ朕其切實なるを認め乃ち卿等に授くるに全權を以てし命して清使と會商せしむ卿等樽俎折衝數日を費し遂に善く妥協を得たり今卿等が表する所の梗概は朕が旨に副ふ洵に帝國の光榮を顯揚するに足る朕卿等の功を偉とし深く之を嘉尙す』

二十日陛下媾和條約を批准し賜ひ同二十一日左の詔勅を國民に賜ふ。

『朕惟ふに國運の進張は治平に由りて求むべく治平を保持して克く終結あらしむるは朕が祖宗に承くるの天職にして亦即位以來の志業たり不幸客歲清國と聲端を啓き朕は止むを得ず之と干戈を交へ十閱月の久しきに結ひて解くる能はず而して在廷の臣僚は陸海兩軍及議會兩院と共に威能く朕が旨を體して朕が事を獎め内に在ては參畫經營し費用を給し需供を豊にし防備に力め外に在ては櫛風沐雨祁寒隆暑に暴露し百艱を冒し萬死を顧みず旭旗の指す所風靡せざるなし出征の師は仁愛節制の聲譽を博し外交の政は捷敏快

暢の能事を盡し以て能く帝國の威武と光榮とを中外に宣揚したり、是れ朕が祖宗の威靈に頼ると雖も百僚臣庶の忠實勇武精誠天日を貫くに非ざるよりは安ぞ能く此に至らんや、朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し汝有衆の協翼に頼り治平の回復を圖り國運進張の志業を成さんとするに切なり。今や朕清國と和を講し既に休戦を約し干戈を戢むる將に近きに在らむとす、清國渝盟を悔ゆるの誠已に明にして帝國全權辦理大臣の按定せる條件克く朕が旨に副ふ、治平光榮併て之を獲る亦文武臣僚の互に相待て全功を收めたるに外ならず、祖宗大業の恢宏今や方に其の基を鞏め朕が祖宗に對するの天職は斯に其重を加ふ、朕は更に朕の志を汝有衆に告げ以て將來の嚮ふ所を明にせざるへかず。

朕固より今回の戦捷に因り帝國の光輝を闡發したるを喜ぶと共に大日本帝國の前程は朕が即位以來の志業と均しく猶ほ甚だ悠遠なるを知る、朕は汝有衆と共に努めて驕綏を戒め謙抑を旨とし益々武備を收めて武を瀆すことなく益々文教を振て文に泥むことなく上下一致各々其の事を勉め其業を勵み永

遠富強の基礎を成さむことを望む戦後軍防の計畫財政の整理は朕有司に信任して専ら贊籌の責に當らしむべしと雖も積累蘊蓄以て國本を培ふは主として億兆忠良の臣庶に頼らざるへからず若夫勝に狂れて自ら驕り漫に他を侮り信を友邦に夫ふが如きは朕の断して取らざる所なり、乃ち清國に至ては請和條約批准交換の後其の交友を復し以て善隣の誼愈々敦厚なるを期すべし汝有衆其れ善く朕が意を體せよ。

### 第十九節 三國の干渉

遼東半島割讓の約成らんとするや歐洲列國の政治社會は俄かに動搖し特に遼東に唾涎し又朝鮮に屬望せる露國は意頗る平かなる能はず下の關係約の調印成るに及び我國をして遼東半島を拋棄せしめんと企つるに至れり。

是より先露國皇帝即位の式を擧げんとす。清帝乃ち王之春をして聘を厚ふして之を賀せしむ。世王之春を以て政治的内命を含める特使と爲す者ありと雖も俄かに信すへからず。露國既に我國をして遼東を拋棄せしむるの意あり。佛國は近年露國と同盟して歐洲國力の平衡を維持せるもの故を以て遼東半島拋棄の運